有価証券報告書

（金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　平成23年３月１日

（第７期）　　至　平成24年２月29日

株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

(E03462)

第７期（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

有 価 証 券 報 告 書

１　本書は金融商品取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成24年５月28日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書および内部統制報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

目　　次

頁

第７期 有価証券報告書
【表紙】…… 1
第一部【企業情報】 …… 2
第１【企業の概況】 …… 2
１【主要な経営指標等の推移】 …… 2
２【沿革】 …… 4
３【事業の内容】 …… 5
４【関係会社の状況】 …… 8
５【従業員の状況】 …… 12
第２ 【事業の状況】 …… 13
１【業績等の概要】 …… 13
２【生産、受注及び販売の状況】 …… 16
３【対処すべき課題】 …… 19
４【事業等のリスク】 …… 20
５【経営上の重要な契約等】 …… 24
６【研究開発活動】 …… 24
７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 25
第３ 【設備の状況】 …… 29
１【設備投資等の概要】 …… 29
２【主要な設備の状況】 …… 30
３【設備の新設、除却等の計画】 …… 36
第４ 【提出会社の状況】 …… 37
１【株式等の状況】 …… 37
２【自己株式の取得等の状況】 …… 62
３【配当政策】 …… 63
４【株価の推移】 …… 63
５【役員の状況】 …… 64
６【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 69
第５ 【経理の状況】 …… 79
１【連結財務諸表等】 …… 80
２【財務諸表等】 …… 151
第６ 【提出会社の株式事務の概要】 …… 167
第７ 【提出会社の参考情報】 …… 168
１【提出会社の親会社等の情報】 …… 168
２【その他の参考情報】 …… 168
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 168

監査報告書
平成23年２月連結会計年度 …… 169
平成24年２月連結会計年度 …… 171
平成23年２月会計年度 …… 173
平成24年２月会計年度 …… 175

内部統制報告書 …… 177

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年５月28日
【事業年度】	第７期（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）
【会社名】	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　村田　紀敏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町８番地８
【電話番号】	（03）6238－3000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部シニアオフィサー　　清水　明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町８番地８
【電話番号】	（03）6238－3000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部シニアオフィサー　　清水　明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第３期	第４期	第５期	第６期	第７期
決算年月		平成20年２月	平成21年２月	平成22年２月	平成23年２月	平成24年２月
営業収益	（百万円）	5,752,392	5,649,948	5,111,297	5,119,739	4,786,344
経常利益	（百万円）	278,262	279,306	226,950	242,907	293,171
当期純利益	（百万円）	130,657	92,336	44,875	111,961	129,837
包括利益	（百万円）	―	―	―	―	125,504
純資産額	（百万円）	2,058,038	1,860,672	1,793,940	1,776,512	1,860,954
総資産額	（百万円）	3,886,680	3,727,060	3,673,605	3,732,111	3,889,358
１株当たり純資産額	（円）	2,081.85	1,975.95	1,905.97	1,927.09	1,998.84
１株当たり当期純利益	（円）	137.03	100.54	49.67	126.21	146.96
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	（円）	―	100.54	49.66	126.15	146.88
自己資本比率	（%）	51.1	47.9	46.9	45.6	45.4
自己資本利益率	（%）	6.7	4.9	2.6	6.5	7.5
株価収益率	（倍）	19.2	21.8	40.3	18.0	15.3
営業活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	465,380	310,007	322,202	310,527	462,642
投資活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	△237,184	△139,568	△115,158	△312,081	△342,805
財務活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	△130,136	△169,755	△156,708	△56,258	△40,561
現金及び現金同等物の 期末残高	（百万円）	667,770	663,483	717,320	656,747	733,707
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	55,815 [97,313]	54,486 [92,451]	52,814 [86,449]	50,765 [82,353]	51,888 [82,801]

（注）１　営業収益には消費税等（消費税および地方消費税をいう。以下同じ。）は含まれておりません。

２　潜在株式調整後１株当たり当期純利益の金額については、第３期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第３期	第４期	第５期	第６期	第７期
決算年月		平成20年２月	平成21年２月	平成22年２月	平成23年２月	平成24年２月
営業収益	（百万円）	58,734	62,683	147,472	70,011	78,047
経常利益	（百万円）	50,294	51,321	136,372	59,924	68,030
当期純利益	（百万円）	47,899	49,327	64,998	66,872	72,211
資本金	（百万円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数	（株）	956,441,983	906,441,983	906,441,983	886,441,983	886,441,983
純資産額	（百万円）	1,565,344	1,380,214	1,394,977	1,364,914	1,386,624
総資産額	（百万円）	1,768,915	1,754,152	1,770,301	1,850,473	1,884,912
１株当たり純資産額	（円）	1,636.77	1,527.29	1,543.31	1,543.99	1,568.28
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	54.00 (26.00)	56.00 (27.00)	56.00 (28.00)	57.00 (28.00)	62.00 (29.00)
１株当たり当期純利益	（円）	50.15	53.67	71.94	75.38	81.73
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	（円）	－	53.67	71.93	75.35	81.69
自己資本比率	（％）	88.5	78.7	78.8	73.7	73.5
自己資本利益率	（％）	3.0	3.3	4.7	4.8	5.2
株価収益率	（倍）	52.4	40.9	27.9	30.2	27.5
配当性向	（％）	107.7	104.3	77.8	75.6	75.9
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	373 [19]	393 [16]	396 [16]	386 [17]	410 [20]

（注）１　営業収益には消費税等は含まれておりません。
　　２　潜在株式調整後１株当たり当期純利益の金額については、第３期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【沿革】

年月	摘要
平成17年４月	株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂および株式会社デニーズジャパン（以下「３社」）は共同して株式移転により完全親会社となる持株会社（当社）を設立することを取締役会で決議し、株式移転契約書を締結。
平成17年５月	３社の株主総会において株式移転による持株会社設立を承認。
平成17年９月	当社設立。 東京証券取引所市場第一部上場。
平成17年11月	7-Eleven, Inc.の株式を子会社を通じて公開買付により取得し、完全子会社化。
平成17年12月	株式会社ミレニアムリテイリングと事業提携ならびに経営統合に関する基本合意書を締結。
平成18年１月	株式会社ミレニアムリテイリングの株式65.45％を取得し、同社の子会社である株式会社そごう、株式会社西武百貨店ほか11社が当社の子会社となる。
平成18年６月	株式会社ミレニアムリテイリングの株式を追加取得した上で株式交換を行い、同社が完全子会社となる。
平成18年９月	株式会社ヨークベニマルと株式交換を行い、同社が完全子会社となる。
平成19年１月	レストラン事業分野の相乗効果を図るため、同事業分野３社（株式会社デニーズジャパン、株式会社ファミールおよびヨーク物産株式会社）を統合・再編することとし、これら３社の100％親会社となる株式会社セブン＆アイ・フードシステムズを設立。
平成20年１月	金融関連事業強化のため、同事業を統括する新会社株式会社セブン＆アイ・フィナンシャル・グループを設立。
平成20年２月	株式会社セブン銀行は、平成20年２月29日にジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード））に上場。
平成20年７月	ＩＴ関連事業強化のため、同事業を統括する新会社株式会社セブン＆アイ・ネットメディアを設立。
平成21年６月	一般用医薬品市場参入のため、株式会社セブンヘルスケア（現株式会社セブン美のガーデン）設立。
平成21年８月	株式会社ミレニアムリテイリング、株式会社そごう、株式会社西武百貨店の３社を統合し、存続会社である株式会社そごうの商号を、株式会社そごう・西武に変更。
平成23年３月	株式会社セブン＆アイ・フィナンシャル・グループは、株式会社ＳＥキャピタルと合併し解散、存続会社である株式会社ＳＥキャピタルは、商号を株式会社セブン・フィナンシャルサービスへ変更。
平成23年４月	株式会社セブンＣＳカードサービスの株式51％を取得し、同社が子会社となる。
平成23年12月	株式会社セブン銀行は、平成23年12月26日に東京証券取引所市場第一部に上場。

3【事業の内容】

当社グループは、当社を純粋持株会社とする108社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであり、主としてコンビニエンスストア事業、スーパーストア事業、百貨店事業、フードサービス事業および金融関連事業を行っております。

各種事業内容と主な会社名および会社数は次のとおりであり、当区分は報告セグメントの区分と一致しております。

事業内容等	主な会社名	会社数
コンビニエンスストア事業 （43社）	株式会社セブンーイレブン・ジャパン、7-Eleven,Inc. セブンーイレブン中国有限公司 セブンーイレブン北京有限公司 セブンーイレブン成都有限公司 SEVEN-ELEVEN (HAWAII),INC. WHP Holdings Corporation*1 White Hen Pantry,Inc.、Pantry Select,Inc. タワーベーカリー株式会社*2	連結子会社　38社 非連結子会社　1社 関連会社　4社 計　43社
スーパーストア事業 （22社）	株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル 株式会社丸大、華糖洋華堂商業有限公司 成都伊藤洋華堂有限公司、株式会社ヨークマート 株式会社サンエー、北京王府井洋華堂商業有限公司 株式会社メリーアン、株式会社オッシュマンズ・ジャパン 株式会社赤ちゃん本舗、株式会社セブンヘルスケア*6 アイワイフーズ株式会社、株式会社ライフフーズ 株式会社セブンファーム 、株式会社セブンファームつくば 株式会社セブンファーム三浦 、株式会社セブンファーム北海道*3 株式会社セブンファーム富里*2 株式会社セブンファーム深谷*2	連結子会社　18社 関連会社　4社 計　22社
百貨店事業 （13社）	株式会社そごう・西武、株式会社ロフト 株式会社シェルガーデン、株式会社池袋ショッピングパーク 株式会社八ヶ岳高原ロッジ、株式会社ごっつお便 株式会社地域冷暖房千葉、株式会社スカイプラザ柏*2 株式会社ケイ・エスビル*2、株式会社千葉センシティ*2 株式会社柏駅前ビル開発*2、株式会社大宮スカイプラザ*2	連結子会社　8社 関連会社　5社 計　13社
フードサービス事業 （2社）	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ セブン&アイ・レストラン（北京）有限会社	連結子会社　2社
金融関連事業 （6社）	株式会社セブン銀行 株式会社セブン・フィナンシャルサービス*4 株式会社セブン・カードサービス 株式会社セブンＣＳカードサービス*5 株式会社ヨークインシュアランス 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	連結子会社　6社
その他の事業 （21社）	株式会社セブン&アイ・ネットメディア 株式会社セブン&アイ出版、株式会社ＩＹリアルエステート 株式会社ヨーク警備 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント 株式会社セブンドリーム・ドットコム 株式会社セブン・ミールサービス 株式会社テルベ、株式会社セブン&アイ生活デザイン研究所 株式会社セブンネットショッピング 株式会社モール・エスシー開発 株式会社セブンカルチャーネットワーク 株式会社セブンインターネットラボ、株式会社エス・ウィル ススキノ十字街ビル株式会社*2 、アイング株式会社*2 ぴあ株式会社*2、タワーレコード株式会社*2 株式会社リンクステーション*2	連結子会社　15社 関連会社　6社 計　21社

（注）＊１　WHP Holdings Corporationは、White Hen Pantry,Inc.および Pantry Select,Inc.の持株会社であります。
＊２　上表主な会社名覧に掲げられているタワーベーカリー株式会社、株式会社セブンファーム富里、株式会社セブンファーム深谷、株式会社スカイプラザ柏、株式会社ケイ・エスビル、株式会社千葉センシティ、株式会社柏駅前ビル開発、株式会社大宮スカイプラザ、ススキノ十字街ビル株式会社、アイング株式会社、ぴあ株式会社、タワーレコード株式会社、株式会社リンクステーションは関連会社であり、その他はすべて連結子会社であります。
＊３　株式会社セブンファーム北海道は、平成24年１月27日付で当社の連結子会社として設立されました。
＊４　株式会社ＳＥキャピタル、株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ、株式会社セブン・キャッシュワークスの３社は、平成23年３月１日に合併し、存続会社である株式会社ＳＥキャピタルは、株式会社セブン・フィナンシャルサービスに商号を変更いたしました。
＊５　株式会社セブンＣＳカードサービスは、平成23年４月１日付の株式取得により、当社の連結子会社となりました。
＊６　株式会社セブンヘルスケアは、平成24年５月１日付で株式会社セブン美のガーデンに商号を変更しております。

事業の系統は概ね次の図のとおりであります。

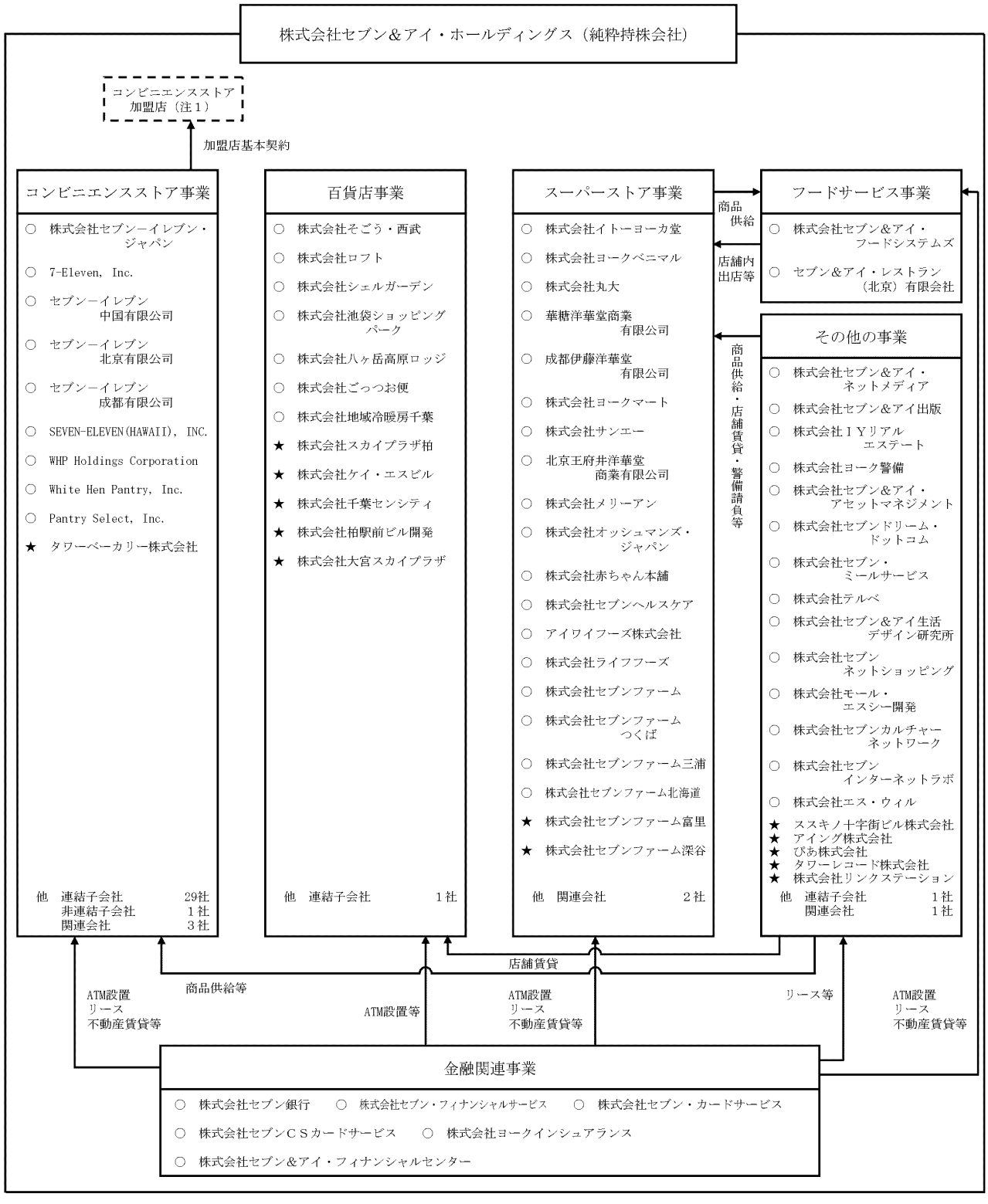

○ 連結子会社　　★ 持分法適用関連会社

（注）１　コンビニエンスストア加盟店は、株式会社セブン－イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.およびセブン－イレブン北京有限公司と加盟店基本契約を締結している独立した事業体であります。

２　株式会社セブン銀行は平成24年２月末時点で、グループ各店を中心に16,540台のＡＴＭを設置しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社役員（人）	当社従業員（人）	
（連結子会社）							
株式会社セブンーイレブン・ジャパン （注）３，７	東京都 千代田区	17,200	コンビニエンスストア事業	100.0	3	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
7-Eleven,Inc. （注）７	アメリカ テキサス州	千米ドル 13	コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	2	1	―
株式会社イトーヨーカ堂 （注）３，７	東京都 千代田区	40,000	スーパーストア事業	100.0	5	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託および委託を行っております。
株式会社ヨークベニマル （注）３	福島県 郡山市	9,927	スーパーストア事業	100.0	2	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社そごう・西武 （注）３，７	東京都 千代田区	10,000	百貨店事業	100.0	3	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	東京都 千代田区	3,000	フードサービス事業	100.0	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン銀行 （注）３，４，５	東京都 千代田区	30,505	金融関連事業	45.8 (45.8)	1	1	―
セブンーイレブン中国有限公司	中国 北京市	千元 50,000	コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	―	2	―
セブンーイレブン北京有限公司	中国 北京市	千米ドル 35,000	コンビニエンスストア事業	65.0 (65.0)	―	1	―
セブンーイレブン成都有限公司	中国 四川省	千米ドル 30,000	コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	―	1	―
SEVEN-ELEVEN(HAWAII),INC.	アメリカ ハワイ州	千米ドル 20,000	コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	2	1	―
WHP Holdings Corporation	アメリカ デラウェア州	米ドル 17,098	コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	―	―	―
White Hen Pantry,Inc.	アメリカ デラウェア州	米ドル 13,130	コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	―	―	―
Pantry Select,Inc.	アメリカ イリノイ州	米ドル 10	コンビニエンスストア事業	100.0 (100.0)	―	―	―
株式会社丸大	新潟県 長岡市	213	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	1	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
華糖洋華堂商業有限公司 （注）３	中国 北京市	千米ドル 65,000	スーパーストア事業	75.8 (75.8)	―	―	―
成都伊藤洋華堂有限公司	中国 四川省	千米ドル 23,000	スーパーストア事業	74.0 (74.0)	―	―	―
株式会社ヨークマート	東京都 千代田区	1,000	スーパーストア事業	100.0	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社サンエー	宮城県 石巻市	138	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	―	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社役員（人）	当社従業員（人）	
北京王府井洋華堂商業有限公司	中国 北京市	千米ドル 18,000	スーパーストア事業	60.0 (60.0)	－	－	－
株式会社メリーアン	東京都 千代田区	200	スーパーストア事業	100.0	－	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社オッシュマンズ・ジャパン	東京都 千代田区	1,200	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	－	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社赤ちゃん本舗	大阪市 中央区	3,080	スーパーストア事業	93.7 (12.9)	1	－	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンヘルスケア	東京都 千代田区	450	スーパーストア事業	91.3 (88.3)	2	－	・当社は経理戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
アイワイフーズ株式会社	埼玉県 加須市	75	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	－	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社ライフフーズ	福島県 郡山市	120	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	1	－	－
株式会社セブンファーム	東京都 千代田区	13	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	－	－	・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンファームつくば	茨城県 筑西市	1	スーパーストア事業	85.0 (85.0)	－	－	－
株式会社セブンファーム三浦	神奈川県 横須賀市	1	スーパーストア事業	85.0 (85.0)	－	－	－
株式会社セブンファーム北海道	北海道 上川郡	1	スーパーストア事業	85.0 (85.0)	－	－	－
株式会社ロフト	東京都 渋谷区	750	百貨店事業	70.7 (70.7)	－	－	－
株式会社シェルガーデン	東京都 目黒区	989	百貨店事業	100.0 (100.0)	－	－	－
株式会社池袋ショッピングパーク	東京都 豊島区	1,200	百貨店事業	65.2 (65.2)	－	－	－
株式会社八ヶ岳高原ロッジ	長野県 南佐久郡 南牧村	100	百貨店事業	100.0 (100.0)	－	－	－
株式会社ごっつお便	東京都 豊島区	10	百貨店事業	100.0 (100.0)	－	－	－
株式会社地域冷暖房千葉	千葉市 中央区	1,000	百貨店事業	43.4 (43.4) [18.2]	－	－	－
セブン&アイ・レストラン（北京）有限会社	中国 北京市	千元 100,000	フードサービス事業	75.0 (75.0)	－	－	－
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	東京都 千代田区	75	金融関連事業	100.0	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務及び便益等ををを提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託および委託を行っております。
株式会社セブン・カードサービス （注）３	東京都 千代田区	7,500	金融関連事業	95.5 (95.5)	1	－	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンＣＳカードサービス	東京都 千代田区	100	金融関連事業	51.0 (51.0)	－	1	・各種業務の受託を行っております。

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社役員（人）	当社従業員（人）	
株式会社 ヨークインシュアランス	東京都 千代田区	30	金融関連事業	100.0 (100.0)	―	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ・ フィナンシャルセンター	東京都 千代田区	10	金融関連事業	100.0	1	1	・資金の預入を行っております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ・ ネットメディア　（注）３	東京都 千代田区	7,665	その他の事業	100.0	2	―	・各種業務の受託および委託を行っております。
株式会社セブン&アイ出版	東京都 千代田区	242	その他の事業	100.0 (100.0)	―	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社ＩＹリアル エステート	東京都 千代田区	58	その他の事業	100.0 (100.0)	―	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社ヨーク警備	東京都 千代田区	10	その他の事業	100.0 (100.0)	―	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ・ アセットマネジメント （注）３	東京都 千代田区	10,000	その他の事業	100.0	1	3	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンドリーム・ ドットコム	東京都 千代田区	450	その他の事業	68.0 (68.0)	1	―	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン・ミール サービス	東京都 千代田区	300	その他の事業	90.0 (90.0)	―	―	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社テルベ	北海道 北見市	400	その他の事業	99.0 (99.0)	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ生活 デザイン研究所	東京都 千代田区	435	その他の事業	100.0 (14.5)	1	―	・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンネット ショッピング	東京都 千代田区	3,000	その他の事業	77.9 (77.9)	1	―	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社モール・エスシー 開発	東京都 千代田区	622	その他の事業	100.0 (15.0)	1	3	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託および委託を行っております。
株式会社セブンカルチャー ネットワーク	東京都 千代田区	900	その他の事業	100.0 (100.0)	2	―	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン インターネットラボ	東京都 千代田区	499	その他の事業	70.0 (70.0)	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。
株式会社エス・ウィル	東京都 千代田区	0	その他の事業	100.0	―	―	―
その他31社 （注）６	―	―	―	―	―	―	―

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社役員（人）	当社従業員（人）	
（持分法適用関連会社）							
タワーベーカリー株式会社	埼玉県越谷市	495	コンビニエンスストア事業	20.0 (20.0)	－	－	－
株式会社セブンファーム富里	千葉県富里市	2	スーパーストア事業	25.9 (25.9)	－	－	－
株式会社セブンファーム深谷	埼玉県深谷市	1	スーパーストア事業	25.0 (25.0)	－	－	・各種業務の受託を行っております。
株式会社スカイプラザ柏	千葉県柏市	10	百貨店事業	45.5 (45.5)	－	－	－
株式会社ケイ・エスビル	神戸市中央区	100	百貨店事業	40.0 (40.0)	－	－	－
株式会社千葉センシティ	千葉市中央区	297	百貨店事業	34.8 (34.8)	－	－	－
株式会社柏駅前ビル開発	千葉県柏市	10	百貨店事業	27.2 (27.2)	－	－	－
株式会社大宮スカイプラザ	さいたま市大宮区	10	百貨店事業	20.0 (20.0)	－	－	－
ススキノ十字街ビル株式会社	札幌市中央区	100	その他の事業	37.6 (37.6)	－	2	－
アイング株式会社	東京都千代田区	99	その他の事業	29.7 (29.7)	－	2	－
ぴあ株式会社	東京都渋谷区	4,239	その他の事業	20.0 (10.0)	1	－	－
タワーレコード株式会社	東京都品川区	6,545	その他の事業	44.6	1	2	－
株式会社リンクステーション	青森県青森市	102	その他の事業	25.0 (25.0)	－	－	－
その他６社 （注）６	－	－	－	－	－	－	－

（注）１　主要な事業の内容欄には、報告セグメントの名称を記載しております。

２　議決権の所有割合欄の（内書）は間接所有であり、［外書］は緊密な者の所有割合であります。

３　特定子会社に該当しております。

４　有価証券届出書または有価証券報告書を提出しております。

５　実質的に判断して連結子会社としております。

６　その他の会社につきましては、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため記載を省略しております。

７　株式会社セブンーイレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂および株式会社そごう・西武については、営業収益（連結会社間の内部営業収益を除く）の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。株式会社セブンーイレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂および株式会社そごう・西武の主要な損益情報等は、次のとおりであります。

	営業収益（百万円）	経常利益（百万円）	当期純利益（百万円）	純資産額（百万円）	総資産額（百万円）
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	576,186	189,759	100,738	1,104,944	1,432,828
7-Eleven, Inc.	1,086,522	31,772	22,413	307,359	510,901
株式会社イトーヨーカ堂	1,361,060	13,471	△520	597,601	790,851
株式会社そごう・西武	830,340	9,890	9,964	129,320	475,849

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成24年２月29日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
コンビニエンスストア事業	21,327〔11,873〕
スーパーストア事業	19,515〔52,335〕
百貨店事業	7,467〔 7,275〕
フードサービス事業	1,361〔10,496〕
金融関連事業	1,034〔 237〕
その他の事業	774〔 565〕
全社（共通）	410〔 20〕
合計	51,888〔82,801〕

（注）１　従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に１日８時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

２　「全社（共通）」は当社の就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成24年２月29日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
410〔20〕	43.7	18.6	7,305,883

（注）１　当社の従業員は、主として当社グループ会社からの転籍者であり、その平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。

２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に１日８時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

３　平均年間給与は、賞与を含んでおります。

４　当社の従業員はすべて全社（共通）に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、セブン&アイグループ労働組合連合会、そごう・西武労働組合等が組織されております。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における小売業を取り巻く環境は、平成23年３月11日に発生した東日本大震災の影響を受け一時的に弱含みとなったものの、その後個人消費全般は緩やかな回復傾向が続きました。しかしながら景気動向は、円高や欧州の債務危機などの影響から依然として不透明な状況のまま推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは事業戦略の推進とグループシナジー効果の最大化に向けた取り組みに注力いたしました。コンビニエンスストア事業におきましては、積極的な出店による店舗網の拡大を図るとともに、「近くて便利」なお店の実現に向けた品揃えの拡充を図りました。国内の総合スーパーや百貨店におきましては、販売力の強化や商品開発に注力するとともに、ロスの低減や経費削減を中心とした収益性の向上に努めました。

グループシナジー効果の最大化に向けましては、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の開発および販売に注力した結果、当連結会計年度における販売額は4,200億円まで拡大いたしました。また、グループの総合スーパーや百貨店、専門店などを組み合わせて大型店の集客力を高めるなど、グループ各社の強みを相互に活用した売場改革の取り組みも開始いたしました。更に、金融関連事業における新しいサービスといたしまして、平成23年６月に当社グループで発行しているクレジットカードの「ポイント優遇サービス」を、また同年９月にはグループ各社が発行するポイントを「nanaco（ナナコ）」のポイントに合算できる「nanacoポイントクラブ」を開始いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社の連結業績は以下のとおりとなりました。

営業収益は、北米のコンビニエンスストア事業におきまして営業収益の計上方法変更に伴う押し下げ影響が521,199百万円あったことなどにより4,786,344百万円（前年同期比93.5％）となりました。

営業利益は、主にコンビニエンスストア事業とスーパーストア事業の増益により292,060百万円（前年同期比120.0％）、経常利益は、293,171百万円（前年同期比120.7％）となりました。

当期純利益は、東日本大震災の発生に伴う災害による損失25,741百万円と資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額22,500百万円を特別損失として計上したものの、経常利益の増益に加え、翌連結会計年度からの連結納税制度の適用による繰延税金資産の計上額の増加に伴い法人税等合計が減少したことなどにより129,837百万円（前年同期比116.0％）となりました。

なお、株式会社セブンーイレブン・ジャパンと7-Eleven, Inc.におけるチェーン全店売上高を含めた「グループ売上」は、8,048,156百万円（前年同期比106.6％）となりました。

当連結会計年度のセグメントの営業概況は以下のとおりです。

① コンビニエンスストア事業

コンビニエンスストア事業における営業収益は7-Eleven, Inc.における計上方法変更に伴う押し下げ影響があったことなどにより1,690,924百万円（前年同期比83.0％）、営業利益は214,637百万円（前年同期比109.8％）となりました。

国内におきましては、株式会社セブンーイレブン・ジャパンが平成23年３月に鹿児島県へ出店地域を拡大するとともに、出店の基本戦略である「高密度集中出店方式」に基づき都市部への出店を強化するなど積極的な店舗展開を推進いたしました。その結果、出店数は過去最高となる1,201店舗となり、当連結会計年度末時点の店舗数は39都道府県で14,005店舗（前期末比773店舗増）となりました。設備面では節電対応の強化を目的として、店内照明や店頭誘導看板のＬＥＤ化を進めました。商品開発では、高齢化や働く女性の増加といった社会の変化に対応した「近くて便利」なお店の実現に向けて、質の高いファスト・フード商品の開発に引き続き注力するとともに、「セブンプレミアム」や惣菜、野菜といった食卓でのニーズが高い商品の品揃えを強化いたしました。更に、商品政策をより一層効果的に推進することを目的にチルド商品用の新型什器の導入を開始し、当連結会計年度末時点で7,535店舗に設置いたしました。また、サービス面におきましても住民票の写しや印鑑登録証明書を発行する行政サービスを積極的に拡大したことに加え、コンサートやスポーツ観戦などの各種チケットの品揃えを強化するなど、更なる利便性の向上に努めました。当連結会計年度におきましては、上記の施策による売上改善に加え、増税に伴うタバコの売上伸長により、既存店売上高伸び率は前年を大幅に上回りました。なお、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上高は3,280,512百万円（前年同期比111.3％）となりました。

北米におきましては、7-Eleven, Inc.が平成23年12月末時点でフランチャイズ店の5,437店舗（前年同月末比373店舗増）を含む7,149店舗（前年同月末比539店舗増）を展開しております。店舗面では、フロリダ州に展開するエクソンモービルなどの店舗取得を含めた643店舗を出店するなど、積極的な店舗網の拡大を図りました。販売面では、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発および販売に引き続き注力したことに加え、増税に伴うタバコの売上伸長による押し上げ効果もあり、ドルベースの米国既存店商品売上高伸び率は前年を上回りました。なお、チェーン全店売上高は為替の円高影響はあったものの、主にガソリン単価の伸長により1,624,095百万円（前年同期比110.4％）となりました。

中国におきましては、セブンーイレブン北京有限公司が平成23年12月末時点で147店舗（前年同月末比47店舗増）を展開しており、119店舗は北京市内にて、28店舗は天津市内にてそれぞれ運営しております。いずれのエリアにおきましても、地元のお客様のニーズを捉え、売上は好調に推移いたしました。また、同年３月に出店を開始したセブンーイレブン成都有限公司は同年12月末までに41店舗を出店いたしました。

なお、当セグメントにおける円高押し下げの影響は営業収益におきまして約1,090億円、営業利益におきまして約33億円となっております。

② スーパーストア事業

スーパーストア事業における営業収益は1,992,298百万円（前年同期比100.5%）、営業利益は32,432百万円（前年同期比206.5%）となりました。

国内の総合スーパーにおきましては、株式会社イトーヨーカ堂が当連結会計年度末時点で173店舗（前期末比３店舗増）を運営しております。衣料品分野では、プライベートブランド商品の開発および販売を一層強化するため、機能性肌着や婦人ファッション「GALLORIA（ギャローリア）」などに加え、新たにカジュアルファッション「good day（グッデイ）」を立ち上げました。食品分野では、安全・安心な商品を提供するとともに、上質な商品の品揃えの強化に努めました。また、これらの商品価値を訴求するためにメディアを活用したプロモーションを推進いたしました。当連結会計年度の既存店売上高伸び率は大型セールを抑制したことなどにより前年割れとなりましたが、値下げロスの低減などにより収益性は大幅に改善いたしました。

国内の食品スーパーにおきましては、当連結会計年度末時点で株式会社ヨークベニマルが東北地方を中心に176店舗（前期末比６店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏に68店舗（前期末比３店舗増）を運営しております。株式会社ヨークベニマルでは東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、懸命の復旧作業によって通常営業の早期再開を果たすとともに、平成23年５月には新規店舗を開店するなど、地域の本格的な復興に向けて全社一丸となって邁進いたしました。また、「セブンプレミアム」の積極的な販売を継続するとともに、お客様の来店頻度を高めることを目的として生鮮食品における更なる品質と価格の強化に努めました。更に、被災地の復興に必要な衣料品および住居関連商品の品揃えを拡充いたしました。既存店売上高伸び率は震災の影響により平成23年３月は非常に厳しい状況だったものの、当連結会計年度では４月以降の回復により前年を上回りました。

国内でベビー・マタニティ用品を販売する株式会社赤ちゃん本舗におきましては、イトーヨーカドーの店内を中心に当連結会計年度末時点で87店舗（前期末比２店舗増）を運営しております。

中国におきましては、平成23年12月末時点で北京市に総合スーパー８店舗と食品スーパー２店舗（前年同月末比１店舗増）、四川省成都市に総合スーパー５店舗（前年同月末比１店舗増）をそれぞれ展開しております。北京市と成都市の総合スーパーにおける当連結会計年度の既存店売上高伸び率は、地元のお客様のニーズに対応した売場づくりに努めた結果、いずれも前年を上回りました。

③ 百貨店事業

百貨店事業における営業収益は900,222百万円（前年同期比98.4%）、営業利益は9,948百万円（前年同期比176.9%）となりました。

株式会社そごう・西武におきましては、基幹店舗である西武池袋本店における店舗改装の効果を最大化するとともに、改装の成功事例を他の店舗へ波及させる取り組みを推進いたしました。また、平成23年４月にカード制度を変更したことに合わせて積極的なキャンペーンを実施し、新規顧客の獲得と既存のカード会員の利便性向上に注力いたしました。一方、経営資源の集中と資産効率の向上を目的として、平成24年１月にそごう八王子店を閉鎖いたしました。既存店売上高伸び率は、平成23年４月以降は高級雑貨や食品を中心に売上が回復したものの、震災の影響による営業時間の短縮によって同年３月が厳しく推移したため、当連結会計年度では若干の前年割れにとどまりました。

生活雑貨専門店を展開する株式会社ロフトにおきましては、西武とそごうや株式会社イトーヨーカ堂が展開する大型ショッピングセンター「Ario（アリオ）」内の店舗を中心に、当連結会計年度末時点で73店舗（前期末比10店舗増）を運営しております。

④ フードサービス事業

フードサービス事業における営業収益は78,026百万円（前年同期比97.3%）、95百万円の営業損失（前年同期から98百万円の改善）となりました。

株式会社セブン&アイ・フードシステムズにおけるレストラン事業部門の既存店売上高伸び率は、震災に伴う営業時間短縮などの影響を受けて特に平成23年３月が厳しく推移したため、当連結会計年度では前年を下回りました。しかしながら、主力アイテムのメニュー強化や接客力の向上による既存店舗の活性化に加え、ハンバーグ専門店やベトナム料理専門店等の新業態への挑戦により下期の売上は前年を上回って推移いたしました。更に、収益性の改善に向けて人件費や店舗費を中心に経費削減を進めた結果、株式会社セブン&アイ・フードシステムズの営業利益は前年度の赤字から黒字となりました。

中国におきましては、セブン&アイ・レストラン（北京）有限会社が平成23年12月末時点で３店舗（前年同月末比１店舗増）を運営しております。

⑤　金融関連事業

金融関連事業におきましては、株式会社セブンＣＳカードサービスが新規に連結されたことなどにより、営業収益は129,601百万円（前年同期比121.2%）、営業利益は33,778百万円（前年同期比119.2%）となりました。

株式会社セブン銀行におきましては、当連結会計年度末時点のＡＴＭ設置台数が16,540台（前期末比1,184台増）まで拡大いたしました。当連結会計年度中の１日１台当たり平均利用件数につきましては、法改正に伴うノンバンク取引件数の減少により112.2件（前年同期比0.9件減）となりましたが、ＡＴＭ設置台数の増加に加え預貯金金融機関の取引件数が伸長したことにより総利用件数は着実に増加いたしました。

クレジットカード事業におきましては、株式会社セブン・カードサービスが発行する「セブンカード」の当連結会計年度末の会員数が322万人（前期末比11万人増）、株式会社セブンＣＳカードサービスが発行する「クラブ・オン／ミレニアムカード　セゾン」の当連結会計年度末の会員数が312万人となりました。

電子マネー事業におきましては、株式会社セブン・カードサービスが「nanaco」のグループ内外への拡大を積極的に推進した結果、当連結会計年度末時点の発行総件数は1,636万件（前期末比351万件増）となり、利用可能店舗数は約101,800店舗（前期末比約22,800店舗増）となりました。

また、グループ各社で発行しているポイントを共通化して相互送客効果を拡大することを目的に、グループ各社が連携した新しいサービスを開始いたしました。平成23年６月に当社グループで発行しているクレジットカードをグループの各事業会社で利用した際の「ポイント優遇サービス」を、更に同年９月にはグループ各社で発行したポイントを「nanaco」のポイントに合算できる「nanacoポイントクラブ」を開始いたしました。

⑥　その他の事業

その他の事業におきましては、株式会社セブン&アイ・アセットマネジメントが寄与したことにより、営業収益は47,464百万円（前年同期比133.3%）、営業利益は前年度から2,994百万円改善の2,304百万円となりました。

ＩＴ事業におきましては、株式会社セブンネットショッピングが運営しているネット通販サイト「セブンネットショッピング」のサイト内に、株式会社イトーヨーカ堂が運営する「ネットスーパー」や株式会社そごう・西武が運営する「e.デパート」を開設するなど、グループが持つインフラを活用した利便性の高いサービスの拡充に注力いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ76,960百万円増加したことにより、733,707百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、462,642百万円の収入（前年同期比149.0%）となりました。これは、税金等調整前当期純利益が230,817百万円、減価償却費が139,994百万円となったことなどによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、342,805百万円の支出（前年同期比109.8%）となりました。これは、店舗の新規出店や改装などに伴う有形固定資産の取得による支出が209,604百万円、株式会社セブンＣＳカードサービスの株式取得による支出が18,279百万円、同社の子会社化に伴う同社の事業承継による支出が135,794百万円となったことなどによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、40,561百万円の支出（前年同期比72.1%）となりました。これは、短期借入金の純増額が38,324百万円となった一方で、配当金の支払額が51,258百万円となったことなどによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

該当事項はありません。

(2) 仕入の状況

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（百万円）	前年同期比（%）
コンビニエンスストア事業	937,626	77.3
スーパーストア事業	1,434,760	99.5
百貨店事業	667,352	98.9
フードサービス事業	25,974	98.5
金融関連事業	6,996	114.3
その他の事業	11,139	93.8
計	3,083,849	91.4

（注）1　上記仕入実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

2　上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当連結会計年度における売上実績（営業収益のうちの売上高）をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高（百万円）	前年同期比（%）
コンビニエンスストア事業	1,071,851	67.8
スーパーストア事業	1,953,953	100.4
百貨店事業	886,413	98.3
フードサービス事業	76,549	97.2
金融関連事業	7,492	109.4
その他の事業	17,355	97.0
計	4,013,617	88.6

（注）1　7-Eleven, Inc.は、従来、フランチャイジーによる売上高を同社の売上高に含めて認識しておりましたが、コンビニエンスストア事業における会計処理の整合性を考慮し、当連結会計年度より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更しております。

2　株式会社セブン-イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc.のチェーン全店売上高は、それぞれ3,280,512百万円、1,624,095百万円であります。上表コンビニエンスストア事業の売上高には、これらのうち自営店売上高のみが含まれております。なお、加盟店売上高（チェーン全店売上高から自営店売上高を差引いた金額）を加えた場合、合計売上高は、7,874,505百万円になります。

3　上記売上実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

4　上記金額には、消費税等は含まれておりません。

5　主要な子会社の売上状況は、次のとおりであります。

(1) コンビニエンスストア事業

①　株式会社セブンーイレブン・ジャパン

区分	チェーン全店売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
加工食品	872,616	105.4	26.6
ファスト・フード	852,933	107.6	26.0
日配食品	403,503	112.2	12.3
食品計	2,129,052	107.5	64.9
非食品	1,151,459	119.1	35.1
合計	3,280,512	111.3	100.0

（注）　上記金額には、消費税等は含まれておりません。また、チェーン全店売上高は、フランチャイズ・ストア（加盟店）とトレーニング・ストア（自営店）の売上高の合計金額であります。

②　7-Eleven, Inc.

区分	チェーン全店売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
加工食品	330,041	100.5	20.3
ファスト・フード	136,335	99.0	8.4
日配食品	58,393	99.9	3.6
食品計	524,770	100.0	32.3
非食品	351,902	98.0	21.7
商品計	876,672	99.2	54.0
ガソリン	747,423	127.4	46.0
合計	1,624,095	110.4	100.0

（注）　チェーン全店売上高は、加盟店と自営店の売上高の合計金額であります。

(2) スーパーストア事業

①　株式会社イトーヨーカ堂

区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
衣料	240,068	94.1	22.6
住居	173,049	91.3	16.3
食品	648,506	98.8	61.1
商品計	1,061,624	96.4	100.0
テナント	252,709	108.4	
その他	19,964	130.8	
合計	1,334,297	98.9	

（注）1　上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2　当事業年度より「７美のガーデン」を株式会社セブンヘルスケアに事業移管いたしました。なお、前事業年度の数値を同様に組替えた場合の当事業年度の前年同期比は「住居」が98.2%、「商品計」が97.6%となります。

② 株式会社ヨークベニマル

区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
生鮮食品	108,226	102.0	36.9
加工食品	83,542	100.8	28.4
デイリー食品	65,222	101.8	22.2
食品計	256,991	101.6	87.5
衣料	17,358	104.7	5.9
住居	19,474	103.0	6.6
商品計	293,824	101.8	100.0
テナント	49,120	99.8	
合計	342,944	101.5	

（注） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 百貨店事業

① 株式会社そごう・西武

区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
衣料	361,550	94.1	59.1
雑貨	79,476	98.5	13.0
食品	170,707	100.4	27.9
商品計	611,735	96.3	100.0
テナント	164,297	103.2	
法人外商部	41,895	104.0	
合計	817,927	98.0	

（注） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) フードサービス事業

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	構成比（%）
レストラン	60,821	95.5	78.6
ファストフード	7,231	93.3	9.3
コントラクトフード	9,346	114.1	12.1
合計	77,400	97.2	100.0

（注） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は「新・総合生活産業」を目指し、社会・経済環境の変化に迅速に対応すべく、グループ力の十分な活用によるグループ企業価値の最大化を推進してまいります。その目的達成のため、以下の行為計画を掲げております。

(1) 多様な業態を持つ小売グループとしての総合力を活かした新規事業の創出と既存事業の活性化

(2) グループ機能の高度化

① 調達、物流、商品開発、販売等における、マーチャンダイジング面でのシナジー効果の追求

② 高付加価値サービスの提供とコスト削減を目指した管理部門の統合

③ 知的財産の一元管理

④ ＣＳＲを重視した企業行動の徹底

特に、シナジー効果の追求につきましては、グループ共通のプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の開発を行っている「グループMD改革プロジェクト」において、各事業会社が業態の違いを超えた新たなマーチャンダイジングに挑戦しております。これらの取り組みを中心にグループ内で情報を共有することでコストの効率化を図るとともに、マーチャンダイジングにおける精度の向上と一層のスケールメリットの活用を図ってまいります。

なお、当社は、現時点では、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第３号）を明確な形では定めておりませんが、業績の更なる改善やコーポレート・ガバナンスの強化等を通じたグループ企業価値の最大化を目指しており、当社グループの企業価値を毀損させるおそれのある当社株式の大量取得行為等については適切な対応が必要と考えております。当該基本方針については、今後の法制度や裁判例等の動向および社会的な動向を踏まえ、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループでは、定期的にリスクアセスメントを実施して、リスクの洗い出し・評価を行うことによりリスクを総体的に認識したうえで、その重大性および喫緊性に応じて優先順位を付けて対策を立案・実行し、改善状況をモニタリングする仕組みを確立しています。

この仕組みにより認識されたリスクのうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を、以下に記載しています。ただし、これらは、当社グループに関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載された事項以外の予見しがたいリスクも存在します。また、これらのリスクはそれぞれ独立したものではなく、ある事象の発生により、他の様々なリスクが増大する可能性があります。

当社グループの事業、業績および財務状況は、これらのリスクのいずれによっても影響を受ける可能性があります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生を回避するための対策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努めてまいります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 経済環境に関するリスク

経済状況の動向等

当社グループは、日本国内において主要な事業を行うほか、世界各地で事業を展開しています。そのため、日本および事業を展開している国または地域の景気や個人消費の動向などの経済状態が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、お客様のニーズに的確に対応するべく、販売戦略に基づいた商品の取扱い・開発を積極的に行っていますが、経済政策や異常気象等により予想外の消費行動の変化が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動

金利の変動は、受払利息や金融資産・負債の価値に影響を与え、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

為替の変動

海外のグループ会社の現地通貨建ての資産・負債等は、連結財務諸表作成のために円換算されます。また、当社グループの販売商品の中には、為替変動の影響を受ける海外開発商品があります。したがって、為替相場の変動により当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの事業活動に関するリスク

（グループ共通的なリスク）

商品・原材料等の調達と価格の変動

当社グループの事業活動にとって、十分な品質の商品・原材料等を適時に必要なだけ調達することが不可欠であり、特定の地域・取引先・製品・技術等に大きく依存しないよう、その分散化を図っています。しかし、仕入ルートの一部が中断した場合、それにより当社グループの事業が影響を受ける可能性があります。

また、当社グループの取扱商品の中には、原油等原材料価格変動の影響を受ける商品等、外的な要因により仕入価格が変動する商品があります。これら仕入価格の変動が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

商品の安全性および表示

当社グループは、関係法令の規制に基づき、食品衛生に関わる設備の充実、取引先を含めた一貫した商品管理の徹底、チェック体制の確立など、お客様に安全な商品と正確な情報を伝えるよう努めていますが、当社グループの取組みを超えた問題が発生した場合には、それによる当社グループの商品に対する信頼の低下、対応コストの発生等により、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの取扱商品について重大な事故等が発生した場合、商品回収や製造物責任賠償が生じることもあり、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

出店政策

当社グループの店舗出店に際しては、「大規模小売店立地法」「都市計画法」「建築基準法」等様々な法令に基づく規制を受けています。これらの法令の改正やこれらに関して各都道府県等が定めた規制の変更に伴い、当初策定した計画どおりの新規出店や既存店舗の改装等を行うことが困難となった場合や、将来の潜在的な出店候補地が減少した場合、および新たな対応コストが発生した場合は、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

M&Aや業務提携等の成否

当社グループは、M&Aおよび他社との業務提携や合弁会社設立などを通じて、新規事業の展開やグループ事業の再編を行っています。しかし、これら戦略的投資について、当初期待した効果が得られず戦略目的が達成できない場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

債権管理

当社グループは、店舗賃借に当たり、賃貸人へ敷金・保証金を差し入れています。店舗賃貸人の経済環境の悪化や債権保全のために担保設定した物件の価値が下落した場合等には、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、有形固定資産やのれん等多くの固定資産を保有しています。減損会計を適用しておりますが、今後、店舗等の収益性が悪化したり、保有資産の市場価格が著しく下落したこと等により、減損処理がさらに必要になった場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

（セグメント別のリスク）

コンビニエンスストア事業

当社グループのコンビニエンスストア事業は、主にフランチャイズ・システムからなり、「セブンーイレブン」という同一店舗名でチェーン展開を行っています。同システムは、加盟店と当社グループが対等なパートナーシップと信頼関係に基づき、それぞれの役割を担う共同事業であるため、加盟店もしくは当社グループのいずれかがその役割を果たせないことにより、多くの加盟店との間で契約が維持できなくなった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのコンビニエンスストア事業は、常に変化し続けるお客様のニーズに対して、取引先各社と製造・物流・販売・それらを支える情報システムの仕組みを革新しながら、差別化された高品質の商品や生活をサポートする便利なサービスを構築してきました。このための独自の事業インフラは、フランチャイズ・システムの理念を共有する取引先各社と構築しているため、取引先各社との業務上の関係が維持できない状況が発生した場合、または取引先各社の技術力等が著しく低下した場合は、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、「セブンーイレブン」は、世界16の国と地域で46,000店を超える店舗（当社グループ会社の7-Eleven, Inc.とのライセンス契約に基づき展開されている当社グループ外の店舗を含む）を展開する世界的なチェーン店へ成長しています。当社グループに属さないエリアライセンシーおよび当該エリアライセンシーが展開する店舗において、不祥事その他の事由により、ロイヤリティの減少・売上の減少が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

スーパーストア事業

当社グループのスーパーストア事業は、主としてＧＭＳ（総合スーパー）事業と食品スーパー事業からなります。当社グループでは、消費市場の飽和と景気後退を背景とするお客さまのニーズの変化に的確に対応していくため、ＭＤ（商品政策）改革に着手するとともに、構造改革による既存店活性化に注力し、立地、商圏ニーズの変化に合わせた店舗形態への転換を戦略的に推進するとともに不採算店の閉店等を着実に進めておりますが、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

百貨店事業

当社グループの百貨店事業は、百貨店としての新しい価値の創造に向けて、西武池袋本店の構造改善、郊外型店舗の業態転換や不採算店舗の閉鎖、およびグループシナジーを活用したＭＤ開発・専門店の導入・ＩＴ戦略の推進等の施策に着手しておりますが、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

フードサービス事業

当社グループのフードサービス事業は、レストラン事業、コントラクトフード事業、ファストフード事業統合によるシナジー効果の最大化と店舗戦略の見直しを主とする構造改革への取組みが一定の成果を上げたことを踏まえ、レストラン事業における新しい店舗モデルの創造と生産性の向上による成長戦略への転換を進めておりますが、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金融関連事業

当社グループでは、銀行業・カード事業等の金融関連事業を行っています。

株式会社セブン銀行の収入は、ＡＴＭ事業に大きく依存していますが、現金に代替する決済の普及、ＡＴＭサービスに関する競争の激化、ＡＴＭネットワーク拡大の限界等の事態が発生した場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

カード事業については、クレジットカード「セブンカード」および「ミレニアム／クラブ・オンカード セゾン」と電子マネー「nanaco」の発行と運営を通じて、流通サービスと融合した利便性の高い金融サービスの実現に取り組んでおりますが、クレジットカード事業においては、貸倒率の増大・予想外の貸倒損失の発生、貸金業法に基づく総量規制等が、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、電子マネー事業においては、独自のシステムを構築して差別化を図っておりますが、我が国における電子マネーの急速な普及の過程で、汎用性の増大等の質的変化によって、競争力を維持できない場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

その他の事業

当社グループでは、時代の変化に合わせて、リアル店舗網とインターネットの融合によるＩＴサービス事業の強化を図っておりますが、物流管理のＩＴ化を含め、技術の進歩や変化は著しく、何らかの内外要因により、変化への対応が遅れた場合、サービスの低下や競争力の低下が生じる可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他の法的規制・訴訟に関するリスク

会計制度・税制等の変更

当社グループが予期しない会計基準や税制の新たな導入・変更により、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

環境に関する規制等

当社グループは、食品リサイクル、容器包装リサイクル、廃棄物処理および地球温暖化対策などに関する様々な環境関連法令の適用を受けています。これらの法令による規制はより強化されたり、または将来的に新たな規制が導入される可能性があり、当社グループにとって、法令遵守に係る追加コストが生じたり、事業活動が制限されたりする可能性があります。

情報の流出

当社グループは、金融事業を始めとする各種事業において、お客様等のプライバシーや信用に関する情報（個人情報を含む）を取り扱っており、また、他企業等の情報を受け取ることがありますが、これらの情報が誤ってまたは不正により外部に流出する可能性があります。情報が外部に流出した場合、被害者に対して損害賠償義務を負ったり、当社グループの社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの営業秘密が不正または過失により流出する危険もあり、その結果、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟および法的規制等

当社グループは、事業の遂行に関して、訴訟等および規制当局による様々な法的手続きに服するリスクを有しています。

現在までのところ、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、業績に大きな影響を及ぼす訴訟や社会的影響の大きな訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、より厳格な法規制が導入されたり、規制当局の法令解釈が従来よりも厳しくなることなどにより、多大な法的責任、不利な措置が課された場合や、法的手続きへの対応に多大なコストがかかる場合、当社グループの事業活動や業績、財務状況および評判に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 災害等に関するリスク

災害等による影響

当社グループの本社および主要な事業の店舗等は日本にあるほか、世界各地で事業を展開しています。地震、台風、洪水、津波等の自然災害、火災、停電、原子力発電所事故、戦争、テロ行為等の違法行為等により、事業活動の停止や施設の改修に係る多額の費用が発生し、当社グループの事業運営に重大な支障が生じた場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。特に、コンビニエンスストア事業やスーパーストア事業を始め主要な事業の店舗が集中している首都圏において大きな災害等が発生した場合、その影響も大きくなることが予想されます。

加えて、当社グループの事業活動においてネットワークや情報システムの役割がさらに大きくなる中、停電、災害、テロ行為、ソフトウェア・ハードウェアの欠陥、コンピュータウィルスやネットワークへの不正侵入等によりシステム障害が発生した場合、事業運営に支障をきたすことになり、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

新型インフルエンザ等の感染症の流行による影響

ライフラインの一翼を担う小売業を中核事業とする当社グループは、新型インフルエンザのような感染症の流行に備えて、お客様や従業員等の人命・安全を確保した上で、地域および社会への責任を果たすため、感染症流行時における営業継続への対策を講じていますが、感染拡大や蔓延状況に応じて、営業時間の短縮、営業店舗の限定等の措置をとる可能性があります。この場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスク

退職給付債務・退職給付費用

当社グループの退職給付債務や退職給付費用は、割引率や年金資産の期待運用収益率等の基礎率を加味し算出していますが、これらの前提となる国内外の株価・為替・金利について予想外の変動が生じた場合や、それらにより年金資産の運用成績が悪化した場合、また、年金制度の変更が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産

当社グループの繰延税金資産については、課税所得の将来の見積額や一時差異等のスケジューリングの結果に基づき計上しているグループ会社があります。今後、経営環境の悪化等により課税所得の見積もりを減額された場合等には、繰延税金資産を取崩す必要が生じ、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社および一部の連結子会社は、平成25年２月期より連結納税制度を適用します。

ブランドイメージ

本編の他の項目に記載している諸事象および子会社・関連会社・フランチャイズビジネスにおける加盟店等の不祥事件により、結果として、当社グループ全体のブランドイメージが低下した場合、それによる当社グループに対するお客様の信頼低下、人材の流出、人材確保の困難化等により、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) グループ経営管理契約

当社は、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社セブン&アイ・フードシステムズおよびその他の子会社24社との間で、当社が各社に対して行う経営管理に関し、それぞれ「グループ経営サービス等の提供に関する基本契約書」を締結しております。

(2) 加盟店契約

株式会社セブンーイレブン・ジャパンとコンビニエンスストア加盟店との加盟店契約の要旨は、次のとおりであります。

a. 当事者（株式会社セブンーイレブン・ジャパンと加盟者）の間で、取り結ぶ契約

(a) 契約の名称

加盟店基本契約（書）およびその付属契約（書）

(b) 契約の本旨

株式会社セブンーイレブン・ジャパンの許諾によるコンビニエンスストア経営のためのフランチャイズ契約関係を加盟者と形成すること。

b. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

株式会社セブンーイレブン・ジャパンは、開業時在庫の買取りを求める以外、爾後商品の販売はせず、加盟者は株式会社セブンーイレブン・ジャパンの推薦する仕入先その他任意の仕入先から商品を買取ります。

c. 経営の指導に関する事項

株式会社セブンーイレブン・ジャパンは継続的に担当者を派遣して、店舗・商品・販売の状況を観察させて助言・指導をする他、販売情報等の資料の提供、効果的な標準小売価格の開示、各種仕入援助、広告宣伝、経営相談、計数管理のための計数等の作成提供を行い、商品仕入等についての与信をします。

d. 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項

コンビニエンスストア経営について“セブンーイレブン”の商標その他営業シンボル、著作物の使用をすることが許諾されます。

e. 契約の期間等に関する事項

契約の期間は、加盟店として新規開店の初日から向こう15ヶ年間です。契約の更新は、協議し、合意にもとづいて行われます。

f. 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項

月間売上総利益（月間売上高から、月間売上商品原価（商品の総売上原価から品減り、不良品各原価および仕入値引金を差引いた純売上原価）を差引いたもの）を基に一定の計算をして算出した金額を、株式会社セブンーイレブン・ジャパンが実施するサービスの対価として支払います。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析・検討内容は、原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。この連結財務諸表の作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額および開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

①　営業収益および営業利益

当連結会計年度の営業収益は、前連結会計年度に比べ333,394百万円減少の4,786,344百万円、営業利益は、前連結会計年度に比べ48,713百万円増加の292,060百万円となりました。

コンビニエンスストア事業の中核である株式会社セブンーイレブン・ジャパンの当連結会計年度末国内店舗数は、鹿児島県へ出店地域を拡大するとともに、都市部への出店を強化するなど積極的な出店を推進した結果、14,005店（前期末比773店舗増）となりました。販売面では、「近くて便利」なお店の実現に向けて、「セブンプレミアム」や惣菜、野菜といった食卓でのニーズが高い商品の品揃えを強化いたしました。サービス面におきましても、住民票の写しや印鑑登録証明書を発行する行政サービスを積極的に拡大したことに加え、コンサートやスポーツ観戦などの各種チケットの品揃えを強化するなど、更なる利便性の向上に努めました。上記の施策による売上改善に加え、増税に伴うタバコの売上伸長もあり、既存店売上高伸び率は前年を大幅に上回りました。その結果、自営店と加盟店の売上を合計した国内チェーン全店売上高は3,280,512百万円（前年同期比111.3%）となり、商品別では、ソフトドリンク、菓子類他で構成される加工食品で872,616百万円（前年同期比105.4%）、弁当、おにぎり等の米飯、麺類他で構成されるファスト・フードで852,933百万円（前年同期比107.6%）、パン、ペストリー、牛乳他で構成される日配食品で403,503百万円（前年同期比112.2%）、タバコ、日用雑貨他で構成される非食品で1,151,459百万円（前年同期比119.1%）となりました。また、加盟店からの収入と自営店の売上高を合計した営業総収入は、576,186百万円（前年同期比104.9%）となりました。

海外においては、北米で7,149店（平成23年12月末時点）を展開する7-Eleven,Inc.は、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発および販売に引き続き注力したことに加え、増税に伴うタバコの売上伸長による押し上げ効果もあり、米ドルベースの米国既存店商品売上高は前年を上回って推移いたしました。なお、チェーン全店売上高は為替レート（79.80円/米ドル）の円高影響はあったものの、主にガソリン単価の伸長により1,624,095百万円（前年同期比110.4%）となりました。中国においては、セブンーイレブン北京有限公司が北京市内で119店舗、天津市内で28店舗（平成23年12月末時点）を展開しており、また平成23年３月に出店を開始したセブンーイレブン成都有限公司は41店舗（平成23年12月末時点）を出店いたしました。いずれのエリアにおきましても、地元のお客様のニーズを捉え、売上高は順調に推移いたしました。

これらの結果、7-Eleven,Inc.における計上方法変更に伴う押し下げ影響により、コンビニエンスストア事業の営業収益は、1,690,924百万円（前年同期比83.0%）と減収となったものの、営業利益は、214,637百万円（前年同期比109.8%）となりました。

スーパーストア事業の株式会社イトーヨーカ堂では、衣料品分野においてプライベートブランド商品の開発および販売を一層強化するため、機能性肌着や婦人ファッション「GALLORIA（ギャローリア）」などに加え、新たにカジュアルファッション「good day（グッデイ）」を立ち上げるとともに、商品の価値を訴求するためにメディアを活用したプロモーションを推進いたしました。また食品分野では、安全・安心な商品を提供するとともに、上質な商品の品揃えの強化に努めました。しかしながら、消費者の節約志向が依然として強いこと、さらには大型セールの抑制などにより、同社の売上高は1,334,297百万円（前年同期比98.9%）、商品別では、衣料品240,068百万円（前年同期比94.1%）、住居関連商品173,049百万円（前年同期比91.3%）、食料品648,506百万円（前年同期比98.8%）となりました。このように売上高は前年割れとなりましたが、値下げロスの低減などにより収益性は大幅に改善しました。

また、株式会社ヨークベニマルでは、震災による復旧工事と地域のマーケットの変化に合わせて既存店舗の改装を実施し、さらには震災後間もない平成23年５月には新規出店を行うなど、営業面での施策の充実を図るとともに、地域の本格的な復興に向けて全社一丸となって邁進しました。

これらの結果、スーパーストア事業の営業収益は1,992,298百万円（前年同期比100.5％）、営業利益は32,432百万円（前年同期比206.5％）となりました。

百貨店事業の中核である株式会社そごう・西武では、基幹店舗である西武池袋本店での改装効果を最大化するとともに、成功事例を他の店舗へ波及させる取り組みを推進しました。平成23年４月のカード制度の変更に合わせて、キャンペーンを実施し、新規顧客の獲得と既存カード会員の利便性向上に注力しました。既存店売上高伸び率は、同年４月以降に高級雑貨や食品を中心に売上が回復したものの、同年３月の営業時間短縮などの影響により、若干の前年割れとなりました。

この結果、百貨店事業の営業収益は900,222百万円（前年同期比98.4％）、営業利益は9,948百万円（前年同期比176.9％）となりました。

フードサービス事業の根幹となるレストラン事業部では、主力メニューの強化や接客力の向上による既存店の活性化などにより、下期の売上は前年を上回ったものの、震災に伴い営業時間を短縮した同年３月の状況が厳しく、既存店売上高伸び率は前年を下回りました。

この結果、フードサービス事業の営業収益は78,026百万円（前年同期比97.3％）、営業損失95百万円（前年同期は営業損失193百万円）となりました。

金融関連事業の株式会社セブン銀行では、グループ内外への新規ＡＴＭ増設を引き続き推進したのに加え、提携金融機関を増やすことにより、ＡＴＭをご利用いただくお客様の利便性向上に努めました。当連結会計年度末のＡＴＭ設置台数は16,540台（前期末比1,184台増）と拡大いたしましたが、改正貸金業法の完全施行によるキャッシング提携先の取引件数の減少により、１日１台当たりの平均利用件数は112.2件（前年同期比0.9件減）となりました。

この結果、金融関連事業の営業収益は129,601百万円（前年同期比121.2％）、営業利益は33,778百万円（前年同期比119.2％）となりました。

② 営業外損益および経常利益

営業外損益は、前連結会計年度の439百万円の損失（純額）から、1,111百万円の利益（純額）となりました。これは、持分法投資利益が増加したことに加え、株式会社そごう・西武において借入金の返済により支払利息が減少したことなどによるものです。

この結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ50,263百万円増加の293,171百万円となりました。

③ 特別損益および税金等調整前当期純利益

特別損益は、前連結会計年度の19,615百万円の損失（純額）から62,353百万円の損失（純額）となりました。これは前連結会計年度において、受贈益や匿名組合清算益を計上していたことなどにより特別利益が減少し、さらには当連結会計年度において、東日本大震災の発生に伴う災害による損失や資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を計上したことなどにより、特別損失が増加したことによるものであります。

この結果、税金等調整前当期純利益は、特別損益による減益要因はありましたが、経常利益までの増益要因により、前連結会計年度に比べ7,525百万円増加の230,817百万円となりました。

④ 法人税等（法人税等調整額を含む）および当期純利益

法人税等は、法人税率の引下げによる繰延税金資産および繰延税金負債の取崩しによる影響はありましたが、翌連結会計年度からの連結納税制度の適用による繰延税金資産の計上額の増加に伴い法人税等調整額が減少したことなどにより、前連結会計年度に比べ12,041百万円減少の90,257百万円となりました。また、税効果会計適用後の負担率は39.1％となりました。

この結果、当期純利益は、前連結会計年度に比べ17,875百万円増加の129,837百万円となりました。１株当たり当期純利益は、146.96円となり、前連結会計年度の126.21円に比べ20.75円増加しました。

(3) 財務状態の分析

① 資産、負債及び純資産の状況

総資産は、前連結会計年度末に比べ157,246百万円増加して3,889,358百万円となりました。

株式会社セブンＣＳカードサービスを新規に連結したことにより、受取手形及び売掛金、営業貸付金がそれぞれ148,541百万円、8,421百万円増加しております。この結果、流動資産は前連結会計年度末に比べ109,990百万円増加し1516,584百万円となりました。

有形固定資産は、株式会社セブンーイレブン・ジャパンにおける店舗数の増加や節電対応設備の取得、7-Eleven,Inc.の店舗取得などにより72,350百万円の増加となりました。一方、投資有価証券は、株式会社セブン銀行の国債・地方債の償還があったことなどにより45,508百万円減少しております。それらの結果、固定資産は前連結会計年度末に比べ46,905百万円増加の2,372,364百万円となりました。

また、流動資産および固定資産に計上している繰延税金資産は、翌連結会計年度からの連結納税制度の適用や資産除去債務会計基準の適用による資産除去債務の計上などにより、それぞれ8,030百万円、19,429百万円増加しております。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ72,804百万円増加し、2,028,403百万円となりました。

社債は、株式会社セブン銀行の償還などにより、一年内償還予定額と合わせて36,095百万円の減少となりました。一方、借入金は、主に株式会社そごう・西武において返済が進んだものの、株式会社セブンＣＳカードサービスの新規連結に伴い短期借入金が増加したことにより、短期・長期の合計で13,901百万円増加しております。また、資産除去債務会計基準の適用に伴い資産除去債務を43,740百万円計上しております。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ84,442百万円増加し、1,860,954百万円となりました。

利益剰余金は、当期純利益129,837百万円の計上および配当金の支払いによる51,243百万円の減少などにより、78,409百万円増加しております。

為替換算調整勘定は、主に7-Eleven,Inc.の財務諸表の換算において、15,494百万円減少しておりますが、株式会社セブンＣＳカードサービスの新規連結などにより少数株主持分が、20,731百万円増加しております。

これらの結果、１株当たり純資産額は、前連結会計年度末に比べ71.75円増加し1,998.84円となり、自己資本比率は前連結会計年度末の45.6%から45.4%となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、店舗の新規出店および改装などに伴う支出や株式会社セブンＣＳカードサービスにおける事業承継による支出などがありましたが、コンビニエンスストア事業を中心とした高い営業収益力によりキャッシュ・フローを創出したことなどにより、前連結会計年度末に比べ76,960百万円増加し、733,707百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動によって得た資金は、前連結会計年度に比べ152,114百万円増加し、462,642百万円となりました。これは、税金等調整前当期純利益および資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額が、それぞれ7,525百万円、22,500百万円増加したこと、さらには、株式会社セブン銀行においてコールローンの純増減が219,000百万円増加したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動に使用した資金は、前連結会計年度に比べ30,724百万円増加し、342,805百万円となりました。これは、株式会社セブン銀行において投資有価証券の取得による支出が101,909百万円減少しましたが、当連結会計年度において、株式会社セブンＣＳカードサービスによる株式会社クレディセゾンからの事業承継対価の支出が135,794百万円、7-Eleven,Inc.における事業取得による支出が53,160百万円（うち20,181百万円は有形固定資産の取得による支出に含めて表示）あったことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動によって使用した資金は、前連結会計年度に比べ15,696百万円減少し、40,561百万円となりました。これは、自己株式の取得による支出が47,280百万円減少したこと、また社債の償還による支出が20,285百万円減少したことなどによるものであります。

(4) 戦略的現状と見通し

個人消費や雇用情勢は緩やかな回復傾向にあるものの、円高水準の継続や欧州の債務問題などの影響から本格的な景気回復については不透明な状況が続くことが予想される環境におきまして、当社グループは経済環境や社会構造の変化に対応した新しい価値の創造に挑戦していくとともに、グループ力を結集してシナジー効果を発揮し、グループ全体の収益向上に努めてまいります。また、ＡＴＭ事業やカード事業などの金融サービスや、ネット通販などのＩＴサービスの分野におきましても、グループ共通インフラとして既存事業とのシナジー効果を発揮できる体制づくりに注力してまいります。

国内のコンビニエンスストア事業につきましては、株式会社セブンーイレブン・ジャパンにおきまして、高齢化や単身世帯の増加、中小小売店舗数の減少、働く女性の増加といった社会構造の変化を成長機会と捉え、コンビニエンスストアに求められる役割を果たすため、更なる「近くて便利」なお店の実現を目指してまいります。店舗面では、好立地への出店強化に加えて新規エリアへの展開として上期中に秋田県への出店を開始するなど、過去最高となる1,350店舗を出店してまいります。また、ファスト・フード商品の更なる品質向上を図るとともに、チルド商品用の新型什器の導入を継続するなど、日常の食卓に必要な商品の品揃えの拡充にも注力してまいります。

海外のコンビニエンスストア事業につきましては、北米の7-Eleven, Inc.が店舗取得を含めた新規出店と既存店舗のフランチャイズ化の促進を継続するとともに、ファスト・フード商品の販売強化のための設備をエリアごとに集中的に導入するなど、既存店舗の活性化にも注力してまいります。また、中国におきましては既存店舗の店舗運営を強化するとともに、積極的な出店による店舗網拡大に取り組んでまいります。

スーパーストア事業の株式会社イトーヨーカ堂におきましては、店舗構造改革の一環としてグループ内外の専門店を活用した売場改革に注力するとともに、プライベートブランド商品の開発および販売の強化と値下げロスの低減により、更なる収益基盤の改善を推進してまいります。株式会社ヨークベニマルにおきましては、被災地の本格的な復興に向けて地域のニーズに対応した品揃えの強化を継続するとともに、積極的な出店にも取り組んでまいります。

百貨店事業の株式会社そごう・西武におきましては、基幹店舗である西武池袋本店における店舗改装の成功事例を他の店舗に拡大してまいります。商品面では店舗の魅力を高めることを目的に、自主マーチャンダイジング体制の構築に引き続き挑戦していくとともに、新たな商品情報システムを導入し、販売データから独自の属性分析を実施して売れ筋商品をいち早く調達できる体制を確立してまいります。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円）
コンビニエンスストア事業	164,973
スーパーストア事業	40,284
百貨店事業	16,068
フードサービス事業	831
金融関連事業	26,783
その他の事業	3,114
全社(共通)	3,371
合計	255,426

（注）１　上記金額には差入保証金および建設協力立替金を含めて記載しております。
　　２　「全社（共通）」は当社の設備投資額であります。

当連結会計年度の設備投資額は255,426百万円となりました。コンビニエンスストア事業においては、店舗の開設および改装を中心に164,973百万円の投資を行いました。スーパーストア事業においては、新規出店等により40,284百万円の投資を行い、百貨店事業においては、店舗改装等を実施し16,068百万円の投資を行いました。また、金融関連事業においては、株式会社セブン銀行のＡＴＭの設置等に26,783百万円の投資を行い、その他の事業においては、3,114百万円の投資を行いました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成24年２月29日現在における主たる設備の状況は次のとおりであります。

(1) セグメント内訳

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）							従業員数（名）
	有形固定資産				無形固定資産		合計	
	建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地（面積㎡）	リース資産	借地権	ソフトウエア		
コンビニエンスストア事業	271,462	97,168	165,434 (4,460,122)	4,623	8,444	3,164	550,298	21,327 (11,873)
スーパーストア事業	159,379	12,575	220,013 (2,239,847)	2,342	1,196	2,727	398,235	19,515 (52,335)
百貨店事業	99,409	5,129	125,222 (737,891)	6,903	12,881	3,949	253,494	7,467 (7,275)
フードサービス事業	2,318	352	1,456 (15,169)	40	36	30	4,234	1,361 (10,496)
金融関連事業	2,305	18,133	13,669 (151,406)	－	－	19,532	53,641	1,034 (237)
その他の事業	30,258	569	62,015 (85,091)	15	58,393	1,209	152,461	774 (565)
全社（共通）	58	34	2,712 (3,622)	－	－	1,726	4,532	410 (20)
合計	565,192	133,964	590,524 (7,693,148)	13,925	80,951	32,340	1,416,899	51,888 (82,801)

（注）１　上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に１日８時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

３　「全社（共通）」は当社の設備であります。

(2) 提出会社

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）								従業員数（名）
			有形固定資産				無形固定資産			合計	
			建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地（面積㎡）	リース資産	借地権	ソフトウエア	リース資産		
本部（東京都）	全社（共通）	事務所	58	34	2,712 (3,622)	－	－	－	1,726	4,532	410 (20)

（注）１　上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に１日８時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

３　提出会社における連結会社以外からのリース契約による主要な賃借設備はありません。

(3) 国内子会社

① 株式会社セブンーイレブン・ジャパン（コンビニエンスストア事業）

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (名)
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地 (面積㎡)	リース資産	借地権	ソフトウエア		
札幌美園１条店他843店舗 （北海道）	店舗等	9,951	970	7,716 (117,276)	430	245	－	19,314	35 (123)
一関沢店他77店舗 （岩手県）	店舗	1,760	157	－ (－)	88	69	－	2,076	2 (8)
仙台国分町１丁目店他338店舗 （宮城県）	店舗	4,623	477	4,809 (53,472)	264	314	－	10,490	11 (45)
村山楯岡新町店他149店舗 （山形県）	店舗	2,289	148	1,086 (13,739)	112	167	－	3,804	9 (32)
飯坂インター店他381店舗 （福島県）	店舗	2,577	455	1,653 (23,675)	239	202	－	5,128	2 (9)
土浦中店他554店舗 （茨城県）	店舗	6,340	683	3,860 (38,565)	307	502	－	11,693	16 (79)
小山犬塚店他362店舗 （栃木県）	店舗	4,005	458	2,977 (33,544)	200	336	－	7,978	10 (43)
高崎緑町店他378店舗 （群馬県）	店舗	5,359	483	2,953 (34,594)	208	193	－	9,199	10 (40)
鳩ヶ谷坂下１丁目店他928店舗 （埼玉県）	店舗	10,583	1,167	6,172 (39,618)	584	335	－	18,842	32 (150)
かけまま店他812店舗 （千葉県）	店舗等	9,213	1,071	6,409 (81,951)	521	228	－	17,443	25 (124)
善福寺店他1,847店舗 （東京都）	店舗	18,697	3,025	10,047 (20,964)	1,144	614	－	33,528	169 (640)
相生店他985店舗 （神奈川県）	店舗等	10,349	1,347	7,691 (38,117)	666	288	－	20,343	41 (224)
新潟信濃町店他359店舗 （新潟県）	店舗	4,814	448	4,966 (56,886)	210	215	－	10,656	19 (72)
富山西大沢店他70店舗 （富山県）	店舗	2,712	212	－ (－)	129	129	－	3,183	16 (63)
金沢石川県庁前店他45店舗 （石川県）	店舗	1,563	157	－ (－)	107	140	－	1,968	8 (27)
福井春山１丁目店他30店舗 （福井県）	店舗	969	77	－ (－)	51	73	－	1,172	15 (58)
甲斐大和店他169店舗 （山梨県）	店舗	1,653	209	888 (13,038)	91	69	－	2,912	4 (16)
塩尻大門店他385店舗 （長野県）	店舗	3,535	487	1,113 (9,082)	234	285	－	5,655	11 (38)
羽島竹鼻町蜂尻店他87店舗 （岐阜県）	店舗	1,931	158	－ (－)	102	134	－	2,327	25 (108)
静岡小鹿店他521店舗 （静岡県）	店舗	5,740	751	4,203 (31,264)	394	179	－	11,270	25 (104)
名古屋則武１丁目店他656店舗 （愛知県）	店舗	10,635	926	439 (3,594)	635	617	－	13,255	160 (706)
桑名江場店他49店舗 （三重県）	店舗	1,170	98	－ (－)	69	97	－	1,435	13 (66)
大津膳所駅前通り店他178店舗 （滋賀県）	店舗	2,930	261	2,973 (16,507)	132	167	－	6,466	7 (25)
京都烏丸十条店他208店舗 （京都府）	店舗	2,833	348	1,018 (2,485)	165	132	－	4,497	19 (83)
堺深井沢町店他645店舗 （大阪府）	店舗	8,319	1,035	1,963 (8,521)	534	462	－	12,314	30 (122)
ＪＲ兵庫駅前店他424店舗 （兵庫県）	店舗等	6,383	577	2,451 (29,611)	322	324	－	10,059	46 (235)
奈良南新町店他77店舗 （奈良県）	店舗	1,427	118	－ (－)	66	46	－	1,659	2 (10)
和歌山津秦店他44店舗 （和歌山県）	店舗	499	50	180 (2,262)	28	15	－	773	2 (8)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (名)
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地 (面積㎡)	リース資産	借地権	ソフトウエア		
浜田相生町店他７店舗 (島根県)	店舗	165	17	－ (－)	14	11	－	209	2 (8)
岡山大学前店他224店舗 (岡山県)	店舗	3,104	283	1,180 (13,899)	136	149	－	4,854	16 (69)
広島下河内店他428店舗 (広島県)	店舗	5,520	584	2,248 (17,184)	272	333	－	8,958	24 (90)
下関小月店他244店舗 (山口県)	店舗	3,064	304	2,060 (23,410)	141	262	－	5,832	6 (27)
博多住吉店他705店舗 (福岡県)	店舗	8,329	1,013	4,094 (24,492)	503	589	－	14,530	31 (132)
鳥栖曽根崎町店他147店舗 (佐賀県)	店舗	2,714	225	820 (10,246)	112	107	－	3,980	2 (5)
長崎末石町店他98店舗 (長崎県)	店舗	1,400	157	－ (－)	89	65	－	1,712	2 (9)
熊本沼山津４丁目店他226店舗 (熊本県)	店舗	3,566	347	2,338 (25,205)	202	99	－	6,554	15 (50)
中津丸山町店他91店舗 (大分県)	店舗	1,835	165	－ (－)	90	56	－	2,148	5 (13)
宮崎広島２丁目店他141店舗 (宮崎県)	店舗	2,281	232	820 (7,626)	107	105	－	3,548	5 (18)
鹿児島空港前店他54店舗 (鹿児島県)	店舗	1,760	258	－ (－)	95	35	－	2,148	6 (19)
本部および地区事務所他 (東京都他)	事務所等	1,748	420	1,110 (3,387)	706	36	3,164	7,187	4,808 (－)

（注）１　上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

２　店舗は、フランチャイズ・ストア（加盟店）とトレーニング・ストア（自営店）との合算であり、フランチャイズ・ストア（加盟店）は、当社所有の貸与設備についてのみ記載しております。

３　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に１日８時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

②　株式会社イトーヨーカ堂（スーパーストア事業）

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (名)
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地 (面積㎡)	リース資産	借地権	ソフトウエア		
旭川店他11店舗 (北海道)	店舗等	2,940	90	－ (－)	129	81	－	3,241	276 (1,846)
弘前店他３店舗 (青森県)	店舗等	2,906	33	8,631 (62,622)	36	－	－	11,607	68 (711)
花巻店 (岩手県)	店舗等	582	21	1,460 (43,056)	9	－	－	2,074	13 (122)
仙台泉店他１店舗 (宮城県)	店舗等	138	8	－ (－)	9	－	－	156	54 (283)
平店他２店舗 (福島県)	店舗等	348	70	1,029 (15,128)	28	－	－	1,475	76 (470)
古河店他３店舗 (茨城県)	店舗等	321	32	592 (3,476)	38	－	－	985	151 (602)
小山店他１店舗 (栃木県)	店舗等	9	0	－ (－)	20	－	－	30	64 (292)
藤岡店他１店舗 (群馬県)	店舗等	14	0	84 (1,777)	16	109	－	225	39 (192)
川越店他23店舗 (埼玉県)	店舗等	10,482	625	12,005 (60,730)	274	319	－	23,707	1,163 (3,674)
柏店他18店舗 (千葉県)	店舗等	6,034	324	1,196 (16,372)	175	－	－	7,731	963 (3,337)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (名)
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地 (面積㎡)	リース資産	借地権	ソフトウエア		
千住店他37店舗 (東京都)	店舗等	34,275	1,515	45,773 (127,302)	434	356	－	82,356	2,174 (7,039)
相模原店他30店舗 (神奈川県)	店舗等	24,676	842	38,307 (176,668)	368	－	－	64,194	1,700 (5,644)
直江津店 (新潟県)	店舗等	2	－	－ (－)	9	－	－	11	17 (100)
甲府昭和店 (山梨県)	店舗等	1,399	25	1,921 (8,893)	11	－	－	3,356	41 (207)
長野店他３店舗 (長野県)	店舗等	8,060	385	4,488 (81,921)	77	9	－	13,021	101 (511)
柳津店 (岐阜県)	店舗等	－	－	－ (－)	10	－	－	10	31 (144)
沼津店他３店舗 (静岡県)	店舗等	2,138	69	5,170 (26,238)	43	－	－	7,421	211 (733)
豊橋店他５店舗 (愛知県)	店舗等	107	20	－ (－)	61	－	－	189	221 (717)
六地蔵店 (京都府)	店舗等	345	5	3,496 (18,974)	6	－	－	3,854	33 (153)
東大阪店他４店舗 (大阪府)	店舗等	10,766	376	3,653 (32,284)	46	－	－	14,842	296 (1,304)
加古川店他３店舗 (兵庫県)	店舗等	1,584	16	4,135 (50,127)	25	－	－	5,761	165 (741)
奈良店 (奈良県)	店舗等	－	－	－ (－)	6	－	－	6	40 (206)
岡山店他１店舗 (岡山県)	店舗等	268	134	－ (－)	63	－	－	466	71 (363)
福山店 (広島県)	店舗等	－	－	－ (－)	12	－	－	12	43 (147)
本部他 (東京都他)	事務所等	2,775	111	33,268 (361,408)	346	41	762	37,306	1,125 (315)

（注）１　上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に１日８時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

③　株式会社ヨークベニマル（スーパーストア事業）

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (名)
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地 (面積㎡)	リース資産	借地権	ソフトウエア		
浜田店他68店舗 (福島県)	店舗	11,119	566	13,123 (259,532)	－	－	－	26,513	758 (4,597)
矢本店他43店舗 (宮城県)	店舗	8,327	378	4,954 (123,356)	－	－	－	15,010	558 (3,248)
大野目店他15店舗 (山形県)	店舗	4,597	133	2,359 (45,918)	－	－	－	8,340	204 (1,153)
黒磯店他19店舗 (栃木県)	店舗	2,743	123	4,030 (125,693)	－	－	－	5,771	271 (1,330)
赤塚店他26店舗 (茨城県)	店舗	4,107	297	5,652 (179,130)	－	－	－	8,674	334 (1,378)
本部他 (福島県他)	事務所等	1,255	85	7,079 (218,343)	－	－	937	8,472	376 (216)

（注）１　上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に１日８時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

④　株式会社そごう・西武（百貨店事業）

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数（名）
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地（面積㎡）	リース資産	借地権	ソフトウエア		
札幌店他１店舗（北海道）	店舗	220	46	494 (7,864)	91	14	－	867	78 (159)
秋田店（秋田県）	店舗	460	65	－ (－)	63	－	－	588	56 (146)
筑波店（茨城県）	店舗	0	0	－ (－)	0	－	－	0	98 (159)
大宮店他３店舗（埼玉県）	店舗	11,353	365	16,879 (16,600)	387	3,561	－	32,547	574 (877)
千葉店他２店舗（千葉県）	店舗	19,025	970	37,884 (35,750)	452	1,166	－	59,499	610 (581)
池袋本店他３店舗（東京都）	店舗	32,163	1,572	36,090 (9,398)	608	223	1	70,659	954 (868)
横浜店他２店舗（神奈川県）	店舗	7,428	318	－ (－)	460	－	－	8,207	626 (775)
福井店（福井県）	店舗	1,775	47	1,135 (2,649)	84	－	－	3,042	83 (125)
沼津店（静岡県）	店舗	0	0	－ (－)	0	0	－	0	67 (112)
岡崎店（愛知県）	店舗	586	11	－ (－)	68	－	－	666	48 (114)
大津店（滋賀県）	店舗	2,325	71	6,018 (19,575)	99	－	－	8,514	68 (142)
高槻店他１店舗（大阪府）	店舗	3,388	137	8,193 (20,550)	2,109	53	0	13,883	175 (269)
神戸店他１店舗（兵庫県）	店舗	4,925	143	14,493 (7,717)	261	213	－	20,037	415 (363)
広島店他１店舗（広島県）	店舗	8,117	225	536 (1,047)	279	7,510	－	16,670	356 (344)
徳島店（徳島県）	店舗	1,264	91	－ (－)	98	－	－	1,454	125 (103)
本部他（東京都他）	事務所等	764	233	1,200 (613,722)	792	0	3,298	12,146	642 (123)

（注）１　上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に１日８時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

⑤　株式会社セブン&アイ・フードシステムズ（フードサービス事業）

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数（名）
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地（面積㎡）	リース資産	借地権	ソフトウエア		
札幌店他31店舗（北海道）	店舗等	4	2	－ (－)	0	－	－	6	12 (205)
青森店他10店舗（青森県）	店舗等	10	2	－ (－)	0	－	－	13	2 (113)
秋田店他１店舗（秋田県）	店舗等	3	－	－ (－)	0	－	－	3	3 (20)
花巻店他１店舗（岩手県）	店舗等	2	1	－ (－)	0	－	－	4	－ (12)
仙台泉店他４店舗（宮城県）	店舗等	17	3	－ (－)	0	－	－	21	2 (37)
二本松店他19店舗（福島県）	店舗等	72	6	103 (1,587)	0	20	－	203	17 (265)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (名)
		有形固定資産				無形固定資産		合計	
		建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地 (面積㎡)	リース資産	借地権	ソフトウエア		
筑波学園都市店他18店舗 (茨城県)	店舗等	48	6	－ (－)	0	1	－	56	13 (208)
宇都宮元今泉店他14店舗 (栃木県)	店舗等	39	1	－ (－)	0	－	－	41	23 (183)
群馬富岡店他９店舗 (群馬県)	店舗等	31	1	257 (3,456)	0	－	－	290	11 (131)
浦和駅前店他78店舗 (埼玉県)	店舗等	207	22	386 (3,756)	0	－	－	617	69 (867)
津田沼駅前店他90店舗 (千葉県)	店舗等	193	31	709 (6,368)	50	－	－	984	98 (1,117)
池袋東口店他228店舗 (東京都)	店舗等	1,009	142	－ (－)	0	－	－	1,152	347 (3,175)
上大岡店他148店舗 (神奈川県)	店舗等	284	47	－ (－)	0	－	－	332	172 (1,778)
長岡店他７店舗 (新潟県)	店舗等	－	0	－ (－)	0	－	－	0	3 (43)
西武福井店 (福井県)	店舗等	－	－	－ (－)	0	－	－	0	－ (8)
甲府中央店他９店舗 (山梨県)	店舗等	19	3	－ (－)	0	－	－	23	11 (128)
佐久平店他21店舗 (長野県)	店舗等	100	7	－ (－)	0	13	－	121	19 (239)
岐阜加納店他６店舗 (岐阜県)	店舗等	2	0	－ (－)	0	－	－	2	8 (91)
富士インター店他28店舗 (静岡県)	店舗等	60	9	－ (－)	0	－	－	70	27 (358)
名駅西口店他50店舗 (愛知県)	店舗等	147	17	－ (－)	0	0	－	164	70 (700)
鈴鹿店他３店舗 (三重県)	店舗等	－	－	－ (－)	－	－	－	－	6 (57)
西武大津店 (滋賀県)	店舗等	－	－	－ (－)	0	－	－	0	－ (9)
六地蔵店他５店舗 (京都府)	店舗等	－	0	－ (－)	0	－	－	0	5 (40)
長居公園店他26店舗 (大阪府)	店舗等	1	2	－ (－)	0	－	－	4	19 (340)
尼崎東店他15店舗 (兵庫県)	店舗等	16	1	－ (－)	0	－	－	18	10 (178)
奈良店他２店舗 (奈良県)	店舗等	－	0	－ (－)	0	－	－	0	1 (22)
岡山店他２店舗 (岡山県)	店舗等	1	0	－ (－)	0	－	－	1	2 (25)
福山店他４店舗 (広島県)	店舗等	6	1	－ (－)	0	－	－	8	2 (58)
そごう徳島店 (徳島県)	店舗等	－	－	－ (－)	－	－	－	0	－ (14)
本部他 (東京都他)	事務所等	35	5	－ (－)	3	－	30	74	338 (11)

(注) １　上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に１日８時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(4) 在外子会社

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数（名）
				建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地（面積㎡）	合計	
7-Eleven, Inc.	アメリカ テキサス州	コンビニエンスストア事業	店舗等	91,521	69,757	74,266 (3,632,458)	235,545	13,596 (6,406)

（注）１　上記の各数値は連結決算数値であります。また、建設仮勘定は含まれておりません。
２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（　）内に１日８時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額（百万円）	既支払額（百万円）			
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都他	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	110,000	1,870	自己資金	平成24年１月	平成25年２月
7-Eleven, inc.	アメリカ テキサス州	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	105,700	6,303	自己資本および借入金	平成22年３月	平成24年12月
株式会社イトーヨーカ堂	アリオ鷲宮店（仮称）埼玉県久喜市	スーパーストア事業	店舗等	23,579	15,925	自己資金	平成23年12月	平成24年11月
株式会社ヨークベニマル	福島県他	スーパーストア事業	店舗新設・改装等	9,000	－	自己資金	平成24年３月	平成25年２月
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	東京都他	フードサービス事業	店舗新設・改装等	1,400	58	自己資金	平成24年２月	平成25年２月
株式会社セブン銀行	東京都他	金融関連事業	ＡＴＭ等	21,320	－	自己資金	平成24年４月	平成25年３月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,500,000,000
計	4,500,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成24年２月29日）	提出日現在 発行数（株） （平成24年５月28日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	886,441,983	886,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	886,441,983	886,441,983	－	－

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成24年５月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年５月22日開催の定時株主総会および平成20年７月８日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成24年２月29日）	提出日の前月末現在 （平成24年４月30日）
新株予約権の数（個）	159	159
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	15,900	15,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成21年５月１日 至　平成40年８月６日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,070 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（3）の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第１回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第１回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年５月22日開催の定時株主総会および平成20年７月８日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成24年２月29日）	提出日の前月末現在 （平成24年４月30日）
新株予約権の数（個）	660	632
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	66,000	63,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成21年８月７日 至　平成50年８月６日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,113 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（3）の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第２回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第２回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年５月28日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成24年２月29日）	提出日の前月末現在 （平成24年４月30日）
新株予約権の数（個）	240	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	24,000	24,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成22年２月28日 至　平成41年６月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　2,045 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第３回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第３回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年５月28日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成24年２月29日）	提出日の前月末現在 （平成24年４月30日）
新株予約権の数（個）	1,002	956
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	100,200	95,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成22年２月28日 至　平成51年６月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　2,111 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第４回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第４回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年５月27日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成24年２月29日）	提出日の前月末現在 （平成24年４月30日）
新株予約権の数（個）	211	211
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	21,100	21,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成23年２月28日 至　平成42年６月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,850 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第５回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第５回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年５月27日開催の定時株主総会および平成22年６月15日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成24年２月29日）	提出日の前月末現在 （平成24年４月30日）
新株予約権の数（個）	959	907
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	95,900	90,700
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成23年２月28日 至　平成52年７月２日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,689 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第６回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

①　当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②　当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③　新株予約権者が「第６回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第７回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年５月26日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成24年２月29日）	提出日の前月末現在 （平成24年４月30日）
新株予約権の数（個）	259	259
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	25,900	25,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成24年２月29日 至　平成43年６月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,889 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第７回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第７回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第８回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年５月26日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 （平成24年２月29日）	提出日の前月末現在 （平成24年４月30日）
新株予約権の数（個）	1,280	1,229
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）１	128,000	122,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成24年２月29日 至　平成53年６月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,853 資本組入額　（注）２	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２　資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）に記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

３　新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第８回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4　当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)　新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「第８回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成20年２月29日（注）１	△11,329	956,441	－	50,000	－	1,175,496
平成20年７月17日（注）２	－	956,441	－	50,000	△300,000	875,496
平成20年７月31日（注）１	△50,000	906,441	－	50,000	－	875,496
平成22年６月30日（注）１	△20,000	886,441	－	50,000	－	875,496

（注）１　発行済株式総数の減少は、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却によるものであります。

２　資本準備金の減少は、平成20年５月22日開催の定時株主総会における資本準備金減少決議に基づくその他資本剰余金への振替であります。

（６）【所有者別状況】

平成24年２月29日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	0	234	56	1,699	701	59	90,718	93,467	－
所有株式数（単元）	0	2,680,147	416,403	1,355,538	2,968,032	432	1,436,783	8,857,335	708,483
所有株式数の割合（%）	0.00	30.26	4.70	15.30	33.51	0.00	16.22	100.00	－

（注）１　自己株式2,913,379株は「個人その他」に29,133単元および「単元未満株式の状況」に79株を含めて記載しております。また、期末日現在の実質的な所有株式数と同数であります。

２　「その他の法人」の欄には証券保管振替機構名義の株式が12単元含まれております。

（７）【大株主の状況】

平成24年２月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
伊藤興業株式会社	東京都千代田区五番町12番地３	68,901	7.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８番11号	41,623	4.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２丁目11番３号	34,887	3.94
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内１丁目６番６号	20,664	2.33
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS （常任代理人　香港上海銀行）	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA （東京都中央区日本橋３丁目11番１号）	18,280	2.06
伊藤雅俊	東京都港区	16,801	1.90
三井物産株式会社 （常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区大手町１丁目２番１号 （東京都中央区晴海１丁目８番12号）	16,222	1.83
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505225 （常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行）	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. （東京都中央区月島４丁目16番13号）	14,866	1.68
第一生命保険株式会社 （常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区有楽町１丁目13番１号 （東京都中央区晴海１丁目８番12号）	13,777	1.55
メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイッツクライアントメロンオムニバスユーエスペンション （常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行）	ONE BOSTON PLACE BOSTON,MA 02 108 （東京都中央区月島４丁目16番13号）	13,123	1.48
計	－	259,148	29.23

（注）１　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち38,906千株は信託業務（証券投資信託等）の信託を受けている株式であります。

２　日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち30,607千株は信託業務（証券投資信託等）の信託を受けている株式であります。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成24年２月29日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　2,913,300	－	－
	（相互保有株式） 普通株式　50,500	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 882,769,700	8,827,697	－
単元未満株式	普通株式　708,483	－	－
発行済株式総数	886,441,983	－	－
総株主の議決権	－	8,827,697	－

（注）　「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株含まれております。
なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

②【自己株式等】

平成24年２月29日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	東京都千代田区二番町８番地８	2,913,300	－	2,913,300	0.33
（相互保有株式） プライムデリカ株式会社	神奈川県相模原市南区麻溝台１丁目７番１号	45,400	－	45,400	0.01
（相互保有株式） アイング株式会社	東京都千代田区麹町二丁目14番地	5,100	－	5,100	0.00
計	－	2,963,800	－	2,963,800	0.33

（9）【ストックオプション制度の内容】

第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成20年５月22日開催の第３回定時株主総会および平成20年７月８日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年５月22日および平成20年７月８日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　４名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成20年５月22日開催の第３回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成20年７月８日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年５月22日および平成20年７月８日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員　92名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成21年５月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年５月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　６名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成21年５月28日開催の第４回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、同日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年５月28日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員　106名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成22年５月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年５月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　６名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成22年５月27日開催の第５回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成22年６月15日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年５月27日および平成22年６月15日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員　115名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第７回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成23年５月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年５月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　６名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第８回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成23年５月26日開催の第６回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、同日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年５月26日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員　121名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成24年５月24日開催の第７回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年５月24日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員の中から、提出日以降に開催される取締役会において決定される。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	135,000株を上限とする。　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに新株予約権１個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌年の２月末日より、当該割当日の翌日から30年を経過する日までとする。
新株予約権の行使の条件	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３

（注）１ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

２ 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項に準じて決定する。

なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は下記のとおりです。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が「新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第７号による取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	4,769	10,218,118
当期間における取得自己株式	580	1,347,260

（注） 当期間における取得自己株式には、平成24年５月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他 （注１）	50,258	110,921,100	17,780	36,857,560
保有自己株式数	2,913,379	－	2,896,179	－

（注）１　当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使（株式数50,100株、処分価額の総額110,582,000円）および単元未満株式の売渡請求による売渡（株式数158株、処分価額の総額339,100円）であります。また当期間の内訳は、新株予約権の権利行使（株式数17,700株、処分価額の総額36,677,800円）および単元未満株式の売渡請求による売渡（株式数80株、処分価額の総額179,760円）であります。

２　当期間における処理自己株式には、平成24年５月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

３　当期間における保有自己株式には、平成24年５月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取および売渡による株式は含まれておりません。

３【配当政策】

当社は、利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。１株当たり配当金につきましては年間50円をベースとし、目標連結配当性向35％を維持しつつ更なる向上を目指してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の期末配当金につきましては、平成24年５月24日の定時株主総会において１株につき33円と決議されました。これにより中間配当金１株当たり29円と合わせて年間では１株当たり62円となりました。

内部留保金については、明確な投資基準に基づいた積極的な既存事業への投資を行うとともに、新規事業への投資による事業再編を実施してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年８月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額
平成23年10月４日 取締役会	25,622	29円00銭
平成24年５月24日 定時株主総会	29,156	33円00銭

４【株価の推移】

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期
決算年月	平成20年２月	平成21年２月	平成22年２月	平成23年２月	平成24年２月
最高（円）	3,760	3,550	2,465	2,468	2,328
最低（円）	2,510	1,962	1,831	1,848	1,755

（注）　最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年９月	10月	11月	12月	平成24年１月	２月
最高（円）	2,250	2,308	2,185	2,190	2,185	2,275
最低（円）	2,018	2,056	2,045	2,079	2,093	2,139

（注）　最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
代表取締役会長	最高経営責任者（ＣＥＯ）	鈴木　敏文	昭和７年12月１日生	昭和38年９月 昭和46年９月 昭和48年11月 昭和52年９月 昭和53年２月 昭和58年４月 昭和60年５月 平成４年10月 平成15年５月 平成17年９月 平成18年３月	株式会社イトーヨーカ堂入社 同社取締役 株式会社セブンーイレブン・ジャパン専務取締役 株式会社イトーヨーカ堂常務取締役 株式会社セブンーイレブン・ジャパン代表取締役社長 株式会社イトーヨーカ堂専務取締役 同社取締役副社長 同社代表取締役社長 株式会社セブンーイレブン・ジャパン代表取締役会長(現任) 株式会社イトーヨーカ堂代表取締役会長 同社最高経営責任者（ＣＥＯ） 株式会社セブンーイレブン・ジャパン最高経営責任者（ＣＥＯ）(現任) 当社代表取締役会長(現任) 当社最高経営責任者（ＣＥＯ）(現任) 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)代表取締役会長(現任) 同社最高経営責任者（ＣＥＯ）(現任)	（注３）	5,063
代表取締役社長	最高執行責任者（ＣＯＯ）	村田　紀敏	昭和19年２月11日生	昭和46年10月 平成２年５月 平成８年５月 平成15年５月 平成17年９月	株式会社イトーヨーカ堂入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社専務執行役員 当社代表取締役社長(現任) 当社最高執行責任者（ＣＯＯ）(現任)	（注３）	42
取締役	常務執行役員 最高管理責任者（ＣＡＯ） 兼 システム企画部シニアオフィサー	後藤　克弘	昭和28年12月20日生	平成元年７月 平成14年５月 平成15年５月 平成16年５月 平成17年９月 平成18年３月 平成18年５月 平成21年８月 平成23年４月	株式会社セブンーイレブン・ジャパン入社 株式会社イトーヨーカ堂取締役 同社執行役員 同社常務取締役 同社常務執行役員 当社取締役(現任) 当社最高管理責任者（ＣＡＯ）(現任) 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)常務取締役 同社常務執行役員 同社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 株式会社そごう・西武取締役(現任) 当社システム企画部シニアオフィサー(現任)	（注３）	14
取締役	執行役員 経営企画部シニアオフィサー 兼 海外企画部シニアオフィサー 兼 事業推進部シニアオフィサー	小林　　強	昭和32年８月12日生	平成16年２月 平成17年９月 平成21年５月 平成24年５月	株式会社セブンーイレブン・ジャパン入社 当社執行役員(現任) 当社経営企画部シニアオフィサー(現任) 当社取締役(現任) 当社海外企画部シニアオフィサー(現任) 当社事業推進部シニアオフィサー(現任)	（注３）	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取締役	執行役員 ＣＳＲ統括部 シニアオフィサー	伊藤　順朗	昭和33年６月14日生	平成２年８月 平成14年５月 平成15年５月 平成19年１月 平成21年５月 平成23年４月	株式会社セブン－イレブン・ジャパン入社 同社取締役 同社執行役員 同社常務執行役員 当社取締役（現任） 当社執行役員（現任） 当社事業推進部シニアオフィサー 当社ＣＳＲ統括部シニアオフィサー（現任）	（注３）	3,173
取締役	執行役員 最高財務責任者 （ＣＦＯ） 兼 財務企画部 シニアオフィサー	高橋　邦夫	昭和26年１月28日生	平成15年３月 平成17年９月 平成19年３月 平成23年５月	株式会社セブン－イレブン・ジャパン入社 当社執行役員（現任） 当社財務部シニアオフィサー 当社財務企画部シニアオフィサー（現任） 当社取締役（現任） 当社最高財務責任者（ＣＦＯ）（現任）	（注３）	6
取締役	執行役員 経理部 シニアオフィサー	清水　明彦	昭和27年３月16日生	平成６年４月 平成16年５月 平成17年９月 平成18年１月 平成24年５月	株式会社イトーヨーカ堂入社 同社執行役員 当社経理部シニアオフィサー（現任） 当社執行役員（現任） 当社取締役（現任）	（注３）	5
取締役		亀井　　淳	昭和19年５月30日生	昭和55年１月 平成５年５月 平成11年５月 平成15年５月 平成18年３月 平成18年９月 平成18年10月 平成19年５月 平成21年８月	株式会社イトーヨーカ堂入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社専務執行役員 株式会社イトーヨーカ堂（新設会社）専務取締役 同社専務執行役員 同社代表取締役社長（現任） 同社最高執行責任者（ＣＯＯ）（現任） 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 当社取締役（現任） 株式会社そごう・西武取締役（現任）	（注３）	22
取締役		井阪　隆一	昭和32年10月４日生	昭和55年３月 平成14年５月 平成15年５月 平成18年５月 平成21年５月	株式会社セブン－イレブン・ジャパン入社 同社取締役 同社執行役員 同社常務執行役員 同社代表取締役社長（現任） 同社最高執行責任者（ＣＯＯ）（現任） 当社取締役（現任）	（注３）	14
取締役		山下　國夫	昭和17年10月28日生	昭和41年４月 平成４年５月 平成12年５月 平成15年６月 平成18年９月 平成19年５月 平成19年９月 平成20年10月 平成21年５月	株式会社西武百貨店入社 同社取締役 同社常務取締役 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 株式会社そごう（現株式会社そごう・西武）代表取締役社長（現任） 株式会社ミレニアムリテイリング代表取締役社長 株式会社西武百貨店代表取締役社長 当社取締役（現任）	（注３）	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
取締役		安齋　隆	昭和16年１月17日生	昭和38年４月 平成６年12月 平成10年11月 平成12年８月 平成13年４月 平成17年９月 平成22年６月	日本銀行入行 同行理事 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)代表取締役頭取 株式会社イトーヨーカ堂顧問 株式会社アイワイバンク銀行(現株式会社セブン銀行)代表取締役社長 当社取締役(現任) 株式会社セブン銀行代表取締役会長(現任)	(注３)	7
取締役		大髙　善興	昭和15年３月１日生	昭和33年４月 昭和38年10月 昭和59年５月 平成６年５月 平成12年５月 平成15年５月 平成17年９月	株式会社紅丸商店(現株式会社ヨークベニマル)入社 株式会社ヨークベニマル常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社代表取締役社長(現任) 同社最高執行責任者(ＣＯＯ)(現任) 当社取締役(現任)	(注３)	1,518
取締役		大久保恒夫	昭和31年３月８日生	昭和54年３月 平成２年９月 平成15年９月 平成19年１月 平成22年９月 平成23年３月 平成23年５月	株式会社イトーヨーカ堂入社 株式会社リテイルサイエンス代表取締役社長 株式会社ドラッグイレブン代表取締役社長 株式会社成城石井代表取締役社長 当社顧問 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ取締役副社長 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	(注３)	－
取締役		清水　哲太	昭和12年10月15日生	昭和36年４月 平成２年９月 平成８年９月 平成10年６月 平成11年６月 平成15年４月 平成18年５月	トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 トヨタ自動車株式会社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役副社長 トヨタホーム株式会社代表取締役会長 当社取締役(現任)	(注３)	－
取締役		スコット・トレバー・デイヴィス	昭和35年12月26日生	平成２年４月 平成５年４月 平成13年４月 平成16年５月 平成17年９月 平成18年３月 平成18年４月	特殊法人日本労働研究機構専任研究員 学習院大学経済学部経営学科講師 麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授 株式会社イトーヨーカ堂取締役 当社取締役(現任) 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)取締役 立教大学経営学部国際経営学科教授(現任)	(注３)	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
取締役		野中郁次郎	昭和10年５月10日生	昭和33年４月 昭和52年４月 昭和54年１月 昭和57年４月 平成７年４月 平成９年９月 平成12年４月 平成18年４月 平成19年１月 平成19年６月 平成20年５月 平成24年４月	富士電機製造株式会社(現富士電機株式会社)入社 南山大学経営学部教授 防衛大学校教授 一橋大学商学部附属産業経営研究施設教授 北陸先端科学技術大学院大学教授 カリフォルニア大学バークレイ校経営大学院ゼロックス知識学ファカルティー・フェロー(現任) 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 一橋大学名誉教授(現任) クレアモント大学大学院ドラッカー・スクール名誉スカラー(現任) 三井物産株式会社取締役(現任) 当社取締役(現任) 早稲田大学特命教授(現任)	(注３)	3
常勤監査役		関　　久	昭和23年７月25日生	昭和53年３月 平成元年３月 平成８年１月 平成15年５月 平成17年９月 平成18年５月	株式会社セブンーイレブン・ジャパン入社 同社オペレーション本部ゾーンマネジャー 同社建築設備本部設備部総括マネジャー 同社常勤監査役 当社常勤監査役(現任) 株式会社セブンーイレブン・ジャパン監査役(現任)	(注４)	9
常勤監査役		野村　秀雄	昭和29年６月18日生	平成18年４月 平成19年３月 平成23年９月 平成24年５月	当社入社 当社財務部シニアオフィサー 当社財務企画部シニアオフィサー 当社監査室内部統制評価担当シニアオフィサー 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)常勤監査役(現任) 当社常勤監査役(現任)	(注４)	2
監査役		鈴木　洋子	昭和45年９月21日生	平成10年４月 平成14年11月 平成15年５月 平成17年９月 平成18年３月	弁護士登録(東京弁護士会) 高城合同法律事務所(現小池・高城総合法律事務所)入所 鈴木総合法律事務所入所・パートナー(現任) 株式会社イトーヨーカ堂監査役 当社監査役(現任) 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)監査役(現任)	(注４)	―
監査役		首藤　　惠	昭和23年１月23日生	昭和59年11月 昭和63年４月 平成５年４月 平成13年１月 平成13年２月 平成15年３月 平成16年４月 平成17年６月 平成17年９月 平成20年９月	日本証券経済研究所主任研究員 明海大学経済学部助教授 中央大学経済学部教授 関税・外国為替等審議会委員 金融審議会委員 金融審議会ディスクロージャーWG専門委員 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授(現任) 三井住友海上火災保険株式会社監査役(現任) 当社監査役(現任) 早稲田大学大学院ファイナンス研究科科長兼早稲田大学ファイナンス研究センター所長(現任)	(注４)	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
監査役		藤沼　亜起	昭和19年11月21日生	昭和44年４月 昭和45年６月 昭和56年１月 昭和61年５月 平成３年５月 平成５年７月 平成12年５月 平成16年７月 平成19年８月 平成19年10月 平成20年４月 平成20年６月 平成20年７月 平成22年５月	堀江・森田共同監査事務所入所 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 同所構成員（パートナー） 監査法人朝日新和会計社入社（社員） 同監査法人代表社員 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 国際会計士連盟（ＩＦＡＣ）会長 日本公認会計士協会会長 株式会社東京証券取引所グループ取締役（現任） 東京証券取引所自主規制法人理事（現任） 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授（現任） 野村ホールディングス株式会社取締役（現任） 住友商事株式会社監査役（現任） 武田薬品工業株式会社監査役（現任） 住友生命保険相互会社取締役（現任） 当社監査役（現任）	（注４）	0
計							9,893

（注）１　取締役清水哲太、スコット・トレバー・デイヴィスおよび野中郁次郎は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。

２　監査役鈴木洋子、首藤　惠および藤沼亜起は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。

３　取締役の任期は平成24年５月から１年です。

４　監査役の任期は平成22年５月から４年です。なお、常勤監査役野村秀雄の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなるため、平成24年５月から２年です。

５　当社では、各人の責任範囲と達成目標をより明確にし、経営の意思決定や実行の迅速化・効率化を図り、それぞれの業務執行に専念させ、経営の管理・監督機能と方針決定された目標の執行機能を明確にする執行役員制度を導入しております。

執行役員17名のうち、取締役を兼務していない執行役員は、以下の10名であります。

役名および職名	氏名
執行役員　業務サポート部シニアオフィサー	江　口　雅　夫
執行役員　予算管理部シニアオフィサー	田　中　吉　寛
執行役員　広報センターシニアオフィサー	髙　羽　康　夫
執行役員　人事企画部シニアオフィサー	土佐谷　政　孝
執行役員　社長付	宮　川　　明
執行役員　健康管理センターシニアオフィサー	早　田　和　代
執行役員　総務部シニアオフィサー	佐　藤　誠一郎
執行役員　ＩＲ部シニアオフィサー	松　本　　忍
執行役員　法務部シニアオフィサー	野　口　久　隆
執行役員　広報センターシニアオフィサー	山　口　公　義

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要等

○ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、傘下の事業会社を監督・統括する持株会社として、コーポレート・ガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としております。

当社は、コーポレート・ガバナンスを、取締役会の監督および監査役の監査により、①業務の有効性と効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動における法令の遵守、④資産の適正な保全、という４つの課題を合理的に保証することであると考え、その究極的な目的は、長期的な企業価値の拡大であると考えております。

この目的の達成に向けて、当社は、グループシナジーの追求を推進するとともに、モニタリングに基づく経営資源の適正配分を実施し、一方、各事業会社は、与えられた事業範囲における責任を全うするとともに、各々の自立性を発揮しながら、利益の成長および資本効率の向上を追求してまいります。

○ 執行役員制度導入による、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能の分離

当社の取締役会は、16名の取締役（うち３名は社外取締役）で構成されており、原則月１回開催しております。

当社は、変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行を実行できるよう、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、取締役会は「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」、執行役員は「業務執行」にそれぞれ専念できる環境を整備しております。なお、当社は、経営陣の選任につき、株主の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を１年としています。

○ 監査役制度を軸としたモニタリング

当社は、監査役制度を軸に経営のモニタリングを実施しております。当社の監査役会は、５名の監査役（うち３名は社外監査役）で構成しております。監査役監査の内容等については、後記「監査役監査、内部監査の概要等」をご参照ください。

○ 独立性を有する社外取締役・社外監査役による監督・監査

当社は、社外取締役全員（３名）および社外監査役全員（３名）を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、独立性を有する社外取締役および社外監査役による監督・監査が実施されています。社外取締役・社外監査役による監督・監査の内容等については、後記「社外役員に関する事項」をご参照ください。

○ 各種委員会

コーポレート・ガバナンス強化のため、代表取締役のもとに「ＣＳＲ統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」「グループシナジー委員会」を設置し、それぞれの委員会単位で事業会社と協力しながら、グループ方針の決定・浸透を図っています。

○ 当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制（平成24年５月28日現在）は以下のとおりです。

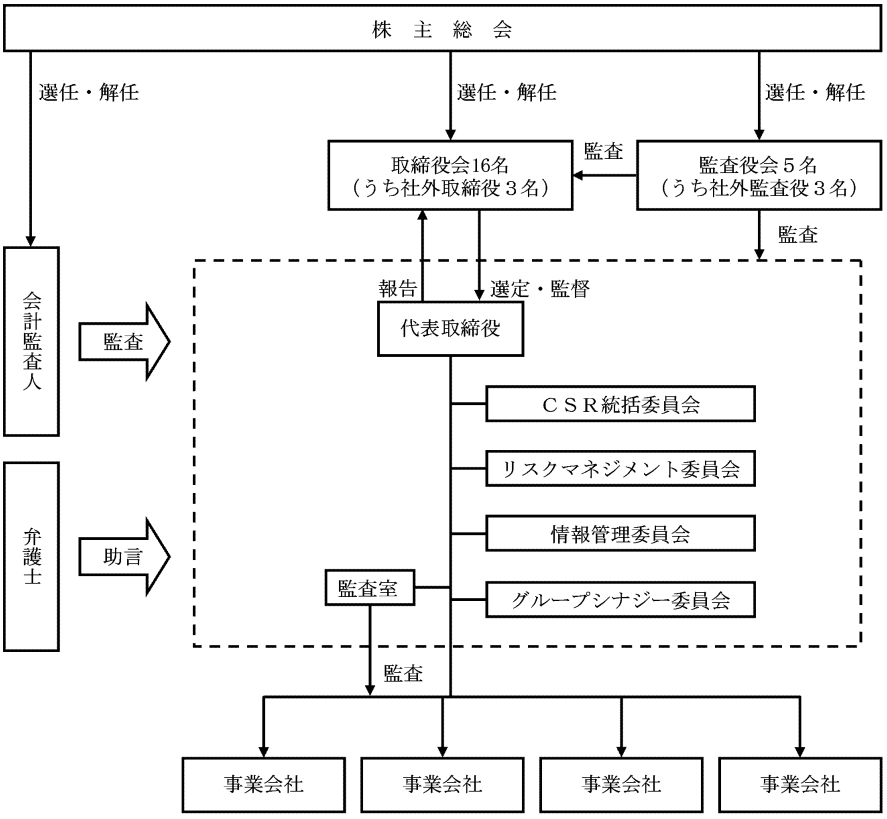

○ ガバナンス体制選択の理由

当社においては、独立性を保持し、法律や財務会計等の専門知識等を有する複数の社外監査役を含む監査役（監査役会）が、会計監査人・内部監査部門との積極的な連携を通じて行う「監査」と、独立性を保持し、高度な経営に対する経験・見識等を有する複数の社外取締役を含む取締役会による「経営戦略の立案」「業務執行の監督」とが協働し、ガバナンスの有効性を図っております。当社の上記体制は、当社のコーポレート・ガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しておりますため、当社は当該ガバナンス体制を採用しております。

○ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、取締役会において、次のとおり決議しております。

Ⅰ　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ　当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、コンプライアンス委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、ヘルプラインの運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの見直し等を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。

ⅱ　当社および当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。

ⅲ　業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。

ⅳ　監査役は、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

Ⅱ　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ⅰ　当社および当社グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理いたします。

ⅱ　当社および当社グループに関する重要な情報については、開示を担当する主管部門が、迅速かつ網羅的に収集し、適時に正確な情報開示を実施します。

ⅲ　当社および当社グループについて、重要な業務文書の適正な作成・保存・管理、適時・正確な情報開示のほか、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うため、情報管理委員会を中核とする情報管理体制を構築・整備・運用するとともに、情報管理体制の整備・運用状況を点検し、さらなる改善への取り組みを継続して実施します。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取締役会および監査役に報告を行います。

Ⅲ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ　当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業内容におけるリスクの適正な分析・評価・検討を行うため、リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。

ⅱ　リスクの管理状況について、定期的に取締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および執行役員は、業務執行に伴うリスクについて十分に調査・分析・検討を行い、迅速に改善措置を実施します。

ⅲ　リスクの発生時においては、当社および当社グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

Ⅳ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ　当社および当社グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。

ⅱ　取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社および当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、取締役および執行役員からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。

ⅲ　取締役会は、原則月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。

Ⅴ　財務報告の適正性を確保するための体制

ⅰ　当社および当社グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。

ⅱ　業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。

ⅲ　財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

Ⅵ　当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ　ⅠからⅤ記載事項のすべてについて、グループとしての管理体制を構築・整備・運用するものとし、その政策大綱を当社グループ各社に周知し、具体的策定をさせるほか、必要に応じて当社グループ各社の内部統制活動を支援・指導します。

ⅱ　当社グループ各社は、各事業部門が連携し、当社各部と情報共有を図りながら活動します。

ⅲ　当社内部監査部門は、当社グループ各社に対する監査を実施します。

Ⅶ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じます。

Ⅷ　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。

Ⅸ　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとし、それにより不利益を受けることはないものとします。

また、コンプライアンス委員会は、公益通報の意義をも有するヘルプライン運用状況を、定期的に代表取締役社長および監査役に報告するものとします。

Ⅹ　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ　監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。

ⅱ　監査役は、当社内部監査部門と緊密な連係を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができるものとします。

ⅲ　監査役は、当社グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。

ⅳ　監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとします。

○ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 監査役監査、内部監査の概要等

Ⅰ　監査役監査

当社の監査役会は、当社およびグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築・運用、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、監査を行っております。

各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との意見交換、定期的な取締役等からの業務執行状況の聴取、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧および本社等における業務・財産の状況調査を実施するとともに、子会社については、子会社の取締役および監査役等と情報共有等を図るとともに、監査計画に基づき子会社の本社、店舗、物流センター等を訪問して事業の実際を調査し、報告を受ける等により監査を実施しています。

また、当社は以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しております。

・常勤監査役野村秀雄氏は、財務企画部において資金・証券業務に従事しておりました。

・監査役首藤惠氏は、金融審議会、関税・外国為替等審議会等の委員を務めておりました。

・監査役藤沼亜起氏は、公認会計士の資格を有しております。

Ⅱ　内部監査

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、監査室内に「業務監査担当」と「内部統制評価担当」を設置しています。「業務監査担当」は、主要な事業会社の内部監査の確認と指導を行う間接的「統括機能」と当社および事業会社への直接的「内部監査機能」を持ち、「内部統制評価担当」は、当社グループ全体の「財務報告に係る内部統制の評価」を実施しています（なお、監査室のスタッフ数は23名です）。

Ⅲ　監査役監査、内部監査および会計監査の相互連携等

当社では、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。三者ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っています。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月１回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

③ 社外役員に関する事項

Ⅰ 社外役員の主な活動状況

・当事業年度における取締役会および監査役会における出席ならびに発言状況

（社外取締役）

社外取締役につきましては、当事業年度に13回開催された当社取締役会について、清水哲太氏は13回、スコット・トレバー・デイヴィス氏は12回、野中郁次郎氏は12回、それぞれ出席し、清水哲太氏は主に経営管理の見地から、スコット・トレバー・デイヴィス氏は主に経営管理およびＣＳＲの見地から、野中郁次郎氏は主に組織論および経営論の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

（社外監査役）

社外監査役につきましては、当事業年度に13回開催された当社取締役会について、鈴木洋子氏は13回、首藤惠氏は12回、藤沼亜起氏は13回、それぞれ出席し、また、当事業年度に16回開催された当社監査役会について、鈴木洋子氏は16回、首藤惠氏は15回、藤沼亜起氏は16回、それぞれ出席し、鈴木洋子氏は主に法律的見地から、首藤惠氏は主にコーポレート・ガバナンスの見地から、藤沼亜起氏は主に財務・会計の専門的見地から、適宜質問し、意見を述べています。

・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役、取締役および常勤監査役等と、取締役会のほか、定期的および随時にミーティングを行っております。当該ミーティングでは、各種経営課題、社会的関心の高い事項等を中心に各回のテーマが設定され、当社およびグループ会社における業務執行や内部統制の状況について、取締役や内部統制部門等から報告が行われ、社外取締役および社外監査役の質問に対し説明が行われているほか、会社の経営、コーポレート・ガバナンス等について、各社外取締役および社外監査役より、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識等に基づき意見が出されるなど、社外取締役と社外監査役とが連携しつつ、率直かつ活発な意見交換を行っています。また、各社外取締役および社外監査役は、主要な子会社の事業所等を訪問し、事業会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っています。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行および会計の監査を、それぞれ行っております。

・社外取締役および社外監査役の機能および役割

各社外取締役および社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督または監査、および助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

・社外取締役・社外監査役の独立性に関する考え方

当社は、社外取締役および社外監査役には、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識・経験等を活かした社外的観点からの監督または監査、および助言・提言等をそれぞれ行っていただけるよう、その選任に当たっては、独立性を重視しております。

・社外取締役・社外監査役のサポート体制

当社は、社外取締役および社外監査役について、その職務を補助する兼任の使用人を置き、社内取締役および社内監査役と円滑な情報交換や緊密な連携を可能とするサポート体制を確立しております。

Ⅱ　社外取締役および社外監査役と会社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役 スコット・トレバー・デイヴィス氏は、当社普通株式を1,500株保有しております。

社外取締役 野中郁次郎氏は、当社普通株式を3,600株保有しております。

社外監査役 藤沼亜起氏は、当社普通株式を800株保有しております。

上記以外に、社外取締役３名および社外監査役３名と当社との間には、特別な人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

Ⅲ　社外取締役または社外監査役による監督または監査と、監査役監査、内部監査、会計監査との相互連携等

社外取締役および社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。取締役会においては、会計監査報告、監査役会監査報告はもとより、監査室から定期的に内部監査について報告が行われているほか、内部統制部門からも内部統制の状況等について、随時、報告が行われています。なお、社外監査役の監査における当該相互連携状況等については、前記「監査役監査、内部監査および会計監査の相互連携等」記載の内容もご参照ください。

④ 役員報酬等

Ⅰ　提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	対象となる役員の員数（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			固定報酬	業績変動報酬	
				賞与	株式報酬型ストックオプション報酬
取締役（社外取締役を除く）	14	236	145	41	48
社外取締役	3	31	31	－	－
監査役（社外監査役を除く）	2	40	40	－	－
社外監査役	3	28	28	－	－

（注）１　上記には、平成23年５月26日開催の第６回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

２　取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

３　株式報酬型ストックオプション報酬は取締役（社外取締役を除く）６名に対するものです。

Ⅱ　提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額（百万円）			連結報酬等の総額（百万円）
			固定報酬	業績変動報酬		
				賞与	株式報酬型ストックオプション報酬	
鈴木　敏文	取締役	提出会社	63	24	22	148
	取締役	株式会社セブン－イレブン・ジャパン	19	－	－	
	取締役	株式会社イトーヨーカ堂	13	－	－	
	取締役	7-Eleven, Inc.	5	－	－	

（注）　連結報酬等の総額が１億円以上である者に限定して記載しております。

Ⅲ　役員の報酬等の額の決定に関する方針

１　役員報酬に関する基本的な考え方

当社の取締役および監査役（以下、本方針において「役員」といいます。）の報酬は、業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。

2　役員報酬枠

取締役・監査役の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定します。

○ 取締役：年額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）

（平成18年５月25日開催の第１回定時株主総会で決議）

当該報酬枠の範囲内で付与される、取締役に対する株式報酬型ストックオプション新株予約権の発行価額総額の限度額：年額２億円

（平成20年５月22日開催の第３回定時株主総会で決議）

○ 監査役：年額１億円以内

（平成18年５月25日開催の第１回定時株主総会で決議）

3　取締役の報酬

○ 取締役報酬体系

取締役の報酬は、月額固定報酬と業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストックオプション報酬）を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とします。

取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとします。

業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストックオプション報酬）は支給しません。

○ 取締役報酬の決定方法

取締役の報酬額は、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価に基づき決定するものとし、株式報酬型ストックオプションの付与数については取締役会決議により、また、その他の報酬構成要素部分の具体的支給額は、取締役会が定めた一定の基準に基づき、取締役会から一任を受けた代表取締役の協議により決定します。

4　監査役の報酬

○ 監査役報酬体系

監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性の一層の強化を重視し、月額固定報酬のみとし、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストックオプション報酬）は支給しません。

○ 監査役報酬の決定方法

監査役の報酬は、監査役の協議において決定します。

5　役員退職慰労金の廃止

当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員に対し退職慰労金は支給しません。

⑤ 株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりであります。

Ⅰ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ⅰ　銘柄数：８銘柄

ⅱ　貸借対照表計上額の合計額：14,247百万円

Ⅱ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
株式会社アインファーマシーズ	1,240,000	3,542	業務提携に伴い保有
株式会社クレディセゾン	2,050,000	3,269	業務提携に伴い保有
ぴあ株式会社	1,409,400	1,275	業務提携に伴い保有
株式会社東京放送ホールディングス	804,000	947	事業上の関係の維持・強化のため保有
第一生命保険株式会社	1,561	229	金融取引における関係の維持・強化のため保有

（当事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
株式会社アインファーマシーズ	1,240,000	4,557	業務提携に伴い保有
株式会社クレディセゾン	2,050,000	3,325	業務提携に伴い保有
ぴあ株式会社	1,409,400	1,250	業務提携に伴い保有
株式会社東京放送ホールディングス	804,000	924	事業上の関係の維持・強化のため保有
第一生命保険株式会社	1,561	166	金融取引における関係の維持・強化のため保有

Ⅲ　保有目的が純投資目的の投資株式

当該事項はありません。

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最大保有会社の次に大きい会社である株式会社セブンーイレブン・ジャパンについては以下のとおりであります。

Ⅰ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ⅰ　銘柄数：24銘柄

ⅱ　貸借対照表計上額の合計額：8,185百万円

Ⅱ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
株式会社野村総合研究所	2,150,000	4,155	販売等取引関係の維持・強化のため保有
わらべや日洋株式会社	1,195,400	1,280	販売等取引関係の維持・強化のため保有
ぴあ株式会社	704,700	625	業務提携に伴い保有
株式会社八十二銀行	700,000	333	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社中村屋	700,000	290	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社常陽銀行	700,000	256	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	59,300	163	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社肥後銀行	300,000	139	金融取引関係の維持・強化のため保有
雪印メグミルク株式会社	82,800	120	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社ピックルスコーポレーション	140,000	79	販売等取引関係の維持・強化のため保有

Ⅲ　保有目的が純投資目的の投資株式

当該事項はありません。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は18名以内とする旨、定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

Ⅰ　当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

Ⅱ　当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を、定款に定めております。これは、取締役の職務が複雑化・多様化している状況において、必要以上に慎重・詳細な検討をすることにより経営の機動性が損なわれ、過度に経営が萎縮してしまうことや、監査対象となる取締役の業務執行の範囲が非常に複雑かつ広汎に及んでいる状況において、監査役が取締役の経営判断に対して過度のブレーキをかけ、かえって経営の効率性を阻害する結果となることを未然に防止し、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

Ⅲ　当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって、毎年８月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を、定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

有限責任 あずさ監査法人　指定有限責任社員　業務執行社員：鈴木　輝夫
指定有限責任社員　業務執行社員：大谷　秋洋
指定有限責任社員　業務執行社員：永井　　勝

なお、継続監査年数が７年以内のため監査年数の記載は省略しております。

当連結会計年度の会計監査業務に係る補助者は、以下のとおりであります。

公認会計士21名、その他26名

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	79	13	79	－
連結子会社	553	－	552	13
計	633	13	632	13

②【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

海外連結子会社のうち一部の会社については、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する監査人に対して、監査証明業務および税務申告業務に関するアドバイザリー業務などの非監査証明業務の報酬を支払っております。

（当連結会計年度）

当社および連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているＫＰＭＧメンバーファームに対して、監査証明業務および税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社は、非監査業務として、監査公認会計士等に対して、国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）に関するアドバイザリー業務等の対価を支払っております。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第５【経理の状況】

１　連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成22年３月１日から平成23年２月28日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成23年３月１日から平成24年２月29日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成22年３月１日から平成23年２月28日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成23年３月１日から平成24年２月29日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度（平成22年３月１日から平成23年２月28日まで）および当連結会計年度（平成23年３月１日から平成24年２月29日まで）の連結財務諸表ならびに前事業年度（平成22年３月１日から平成23年２月28日まで）および当事業年度（平成23年３月１日から平成24年２月29日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

３　連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や各種団体の開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
（1）【連結財務諸表】
①【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年２月28日）	当連結会計年度 （平成24年２月29日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	654,833	711,629
コールローン	120,000	5,000
受取手形及び売掛金	122,411	270,953
営業貸付金	60,269	68,691
有価証券	26,534	43,025
商品及び製品	158,511	149,455
仕掛品	32	359
原材料及び貯蔵品	2,567	2,390
前払費用	31,109	29,870
繰延税金資産	30,875	38,905
その他	203,098	201,062
貸倒引当金	△3,650	△4,758
流動資産合計	1,406,594	1,516,584
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,418,705	1,525,567
減価償却累計額	△898,747	△960,374
建物及び構築物（純額）	※2 519,957	※2 565,192
工具、器具及び備品	448,241	451,177
減価償却累計額	△325,630	△321,738
工具、器具及び備品（純額）	122,610	129,438
車両運搬具	1,886	5,306
減価償却累計額	△211	△780
車両運搬具（純額）	1,675	4,525
土地	※2 581,185	※2 590,524
リース資産	15,241	18,391
減価償却累計額	△2,487	△4,465
リース資産（純額）	12,754	13,925
建設仮勘定	9,640	16,566
有形固定資産合計	1,247,823	1,320,174
無形固定資産		
のれん	172,186	184,305
ソフトウエア	34,050	32,340
その他	※2 118,418	116,510
無形固定資産合計	324,655	333,156

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年２月28日）	当連結会計年度 （平成24年２月29日）
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2 227,371	※1, ※2 181,863
長期貸付金	18,675	18,279
前払年金費用	9,978	6,674
長期差入保証金	※2 418,585	※2 412,098
建設協力立替金	8,743	8,320
繰延税金資産	20,717	40,147
その他	55,356	57,809
貸倒引当金	△6,450	△6,160
投資その他の資産合計	752,979	719,034
固定資産合計	2,325,459	2,372,364
繰延資産		
創立費	58	43
開業費	－	364
繰延資産合計	58	408
資産合計	3,732,111	3,889,358
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	178,029	195,347
加盟店買掛金	106,766	120,724
短期借入金	※2 108,330	※2 139,690
1年内返済予定の長期借入金	※2 127,187	※2 88,786
1年内償還予定の社債	36,100	10,000
未払法人税等	51,007	58,295
未払費用	75,300	71,700
預り金	138,527	116,569
販売促進引当金	16,261	15,092
賞与引当金	13,685	14,755
役員賞与引当金	301	341
商品券回収損引当金	2,544	4,089
災害損失引当金	－	1,063
銀行業における預金	275,696	288,228
その他	218,991	261,043
流動負債合計	1,348,728	1,385,728
固定負債		
社債	263,973	253,978
長期借入金	※2 177,225	※2 198,167
コマーシャル・ペーパー	8,177	－
繰延税金負債	35,955	34,550
退職給付引当金	3,356	3,796
役員退職慰労引当金	2,292	2,191
長期預り金	※2 56,048	※2 55,380
資産除去債務	－	43,740
その他	※2 59,840	※2 50,870
固定負債合計	606,871	642,675
負債合計	1,955,599	2,028,403

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年２月28日）	当連結会計年度 （平成24年２月29日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	526,899	526,886
利益剰余金	1,234,204	1,312,613
自己株式	△7,320	△7,212
株主資本合計	1,803,783	1,882,287
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,226	3,360
繰延ヘッジ損益	△328	△3
為替換算調整勘定	△104,167	△119,661
その他の包括利益累計額合計	△101,268	△116,303
新株予約権	981	1,222
少数株主持分	73,016	93,748
純資産合計	1,776,512	1,860,954
負債純資産合計	3,732,111	3,889,358

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
営業収益	5,119,739	4,786,344
売上高	4,530,684	4,013,617
売上原価	3,364,412	3,078,575
売上総利益	1,166,272	935,041
その他の営業収入	※1　589,054	※1　772,727
営業総利益	1,755,327	1,707,768
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	101,218	111,420
従業員給与・賞与	380,694	378,066
賞与引当金繰入額	13,635	14,699
退職給付費用	16,572	17,562
法定福利及び厚生費	48,301	47,504
地代家賃	260,034	258,652
減価償却費	126,674	133,914
水道光熱費	94,214	92,704
店舗管理・修繕費	70,371	69,824
その他	400,262	291,358
販売費及び一般管理費合計	1,511,980	1,415,708
営業利益	243,346	292,060
営業外収益		
受取利息	5,260	5,044
受取配当金	788	757
持分法による投資利益	1,007	2,061
その他	3,333	2,286
営業外収益合計	10,390	10,150
営業外費用		
支払利息	5,258	4,114
社債利息	2,494	2,859
為替差損	351	－
その他	2,725	2,065
営業外費用合計	10,829	9,039
経常利益	242,907	293,171

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
特別利益		
固定資産売却益	※2 1,174	※2 2,135
投資有価証券売却益	1,367	1,198
在外子会社の会計方針変更に伴う修正益	－	4,503
受贈益	※3 7,000	－
匿名組合清算益	8,305	－
地区再開発事業補助金収入	3,590	－
その他	1,216	2,591
特別利益合計	22,655	10,428
特別損失		
固定資産廃棄損	※4 6,566	※4 5,468
減損損失	※5 21,454	※5 14,460
災害による損失	－	※6 25,741
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	－	22,500
その他	14,250	4,611
特別損失合計	42,271	72,782
税金等調整前当期純利益	223,291	230,817
法人税、住民税及び事業税	97,602	116,366
法人税等調整額	4,696	△26,109
法人税等合計	102,298	90,257
少数株主損益調整前当期純利益	－	140,559
少数株主利益	9,031	10,722
当期純利益	111,961	129,837

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
少数株主損益調整前当期純利益	－	140,559
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	－	103
繰延ヘッジ損益	－	328
為替換算調整勘定	－	△15,481
持分法適用会社に対する持分相当額	－	△5
その他の包括利益合計	－	※2 △15,055
包括利益	－	※1 125,504
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	－	114,802
少数株主に係る包括利益	－	10,701

③【連結株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	50,000	50,000
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金		
前期末残高	576,072	526,899
当期変動額		
自己株式の処分	△2	△12
自己株式の消却	△49,170	－
当期変動額合計	△49,173	△12
当期末残高	526,899	526,886
利益剰余金		
前期末残高	1,172,263	1,234,204
当期変動額		
剰余金の配当	△50,034	△51,243
当期純利益	111,961	129,837
米国子会社の米国会計基準適用に伴う増減	13	△184
当期変動額合計	61,940	78,409
当期末残高	1,234,204	1,312,613
自己株式		
前期末残高	△9,270	△7,320
当期変動額		
自己株式の取得	△47,256	△10
自己株式の処分	40	123
自己株式の消却	49,170	－
その他	△3	△5
当期変動額合計	1,950	107
当期末残高	△7,320	△7,212
株主資本合計		
前期末残高	1,789,065	1,803,783
当期変動額		
剰余金の配当	△50,034	△51,243
当期純利益	111,961	129,837
自己株式の取得	△47,256	△10
自己株式の処分	38	110
米国子会社の米国会計基準適用に伴う増減	13	△184
その他	△3	△5
当期変動額合計	14,718	78,504
当期末残高	1,803,783	1,882,287

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	3,227	3,226
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1	133
当期変動額合計	△1	133
当期末残高	3,226	3,360
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△549	△328
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	220	325
当期変動額合計	220	325
当期末残高	△328	△3
為替換算調整勘定		
前期末残高	△69,776	△104,167
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△34,390	△15,494
当期変動額合計	△34,390	△15,494
当期末残高	△104,167	△119,661
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	△67,097	△101,268
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△34,171	△15,035
当期変動額合計	△34,171	△15,035
当期末残高	△101,268	△116,303
新株予約権		
前期末残高	721	981
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	259	241
当期変動額合計	259	241
当期末残高	981	1,222
少数株主持分		
前期末残高	71,251	73,016
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,764	20,731
当期変動額合計	1,764	20,731
当期末残高	73,016	93,748

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
純資産合計		
前期末残高	1,793,940	1,776,512
当期変動額		
剰余金の配当	△50,034	△51,243
当期純利益	111,961	129,837
自己株式の取得	△47,256	△10
自己株式の処分	38	110
米国子会社の米国会計基準適用に伴う増減	13	△184
その他	△3	△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△32,146	5,938
当期変動額合計	△17,428	84,442
当期末残高	1,776,512	1,860,954

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	223,291	230,817
減価償却費	132,421	139,994
減損損失	21,454	14,460
のれん償却額	16,606	12,915
賞与引当金の増減額（△は減少）	△691	1,032
前払年金費用の増減額（△は増加）	2,170	3,303
受取利息及び受取配当金	△6,049	△5,802
支払利息及び社債利息	7,753	6,974
為替差損益（△は益）	374	－
持分法による投資損益（△は益）	△1,007	△2,061
固定資産売却益	△1,174	△2,135
固定資産廃棄損	6,566	5,468
在外子会社の会計方針変更に伴う修正益	－	△4,503
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	－	22,500
匿名組合清算益	△8,305	－
地区再開発事業補助金収入	△3,590	－
売上債権の増減額（△は増加）	△4,523	△12,530
営業貸付金の増減額（△は増加）	7,973	12,651
たな卸資産の増減額（△は増加）	△4,298	△10,110
仕入債務の増減額（△は減少）	△3,311	32,861
預り金の増減額（△は減少）	△12,866	△10,145
銀行業における借入金の純増減（△は減少）	△15,500	△3,200
銀行業における社債の純増減（△は減少）	－	△36,000
銀行業における預金の純増減（△は減少）	89,950	12,532
銀行業におけるコールローンの純増減（△は増加）	△104,000	115,000
銀行業におけるコールマネーの純増減（△は減少）	△32,900	△7,000
ＡＴＭ未決済資金の純増減（△は増加）	66,434	3,739
その他	13,653	50,720
小計	390,431	571,482
利息及び配当金の受取額	3,205	3,017
利息の支払額	△7,859	△7,092
法人税等の支払額	△75,248	△104,765
営業活動によるキャッシュ・フロー	310,527	462,642

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△232,270	※5 △209,604
有形固定資産の売却による収入	5,335	12,543
無形固定資産の取得による支出	△75,313	△11,193
投資有価証券の取得による支出	△280,601	△178,692
投資有価証券の売却による収入	249,696	224,549
子会社株式の取得による支出	－	△2,151
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	－	※3 △18,279
貸付けによる支出	△101	－
貸付金の回収による収入	991	－
差入保証金の差入による支出	△26,513	△22,365
差入保証金の回収による収入	40,282	29,849
預り保証金の受入による収入	5,830	5,333
預り保証金の返還による支出	△4,747	△5,276
子会社の自己株式の取得による支出	△4,999	－
匿名組合清算による収入	8,305	－
地区再開発事業補助金による収入	1,045	2,545
事業承継による支出	－	※2 △135,794
事業取得による支出	－	※5 △32,979
定期預金の預入による支出	△12,339	△13,020
譲渡性預金の預入による支出	△45,000	－
定期預金の払戻による収入	20,831	15,987
譲渡性預金の払戻による収入	40,000	－
その他	△2,512	△4,257
投資活動によるキャッシュ・フロー	△312,081	△342,805
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△38,370	38,324
長期借入れによる収入	60,040	113,480
長期借入金の返済による支出	△67,638	△134,666
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	360,321	369,009
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△360,075	△361,252
社債の発行による収入	109,624	－
社債の償還による支出	△20,385	△100
配当金の支払額	△50,022	△51,258
少数株主からの払込みによる収入	651	222
少数株主への配当金の支払額	△3,774	△3,596
自己株式の取得による支出	△47,290	△10
その他	660	△10,713
財務活動によるキャッシュ・フロー	△56,258	△40,561
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,760	△2,314
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△60,573	76,960
現金及び現金同等物の期首残高	717,320	656,747
現金及び現金同等物の期末残高	※1 656,747	※1 733,707

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
１　連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数　　84社 主要な連結子会社の名称 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 株式会社イトーヨーカ堂 株式会社そごう・西武 株式会社セブン&アイ・フード システムズ 株式会社ヨークベニマル 株式会社セブン銀行 7-Eleven,Inc. 以下の５社を新たに連結子会社といたしました。 設立： 株式会社セブン&アイ・アセット マネジメント 株式会社セブンファーム 株式会社セブンファームつくば 株式会社セブンファーム三浦 セブンーイレブン成都有限公司 以下の２社を連結から除外いたしました。 清算： California S.S.P.C.,Inc. 出資持分譲渡： 紹興吉儿奥本舗服装用品有限公司	(1) 連結子会社の数　　87社 主要な連結子会社の名称 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 株式会社イトーヨーカ堂 株式会社そごう・西武 株式会社セブン&アイ・フード システムズ 株式会社ヨークベニマル 株式会社セブン銀行 7-Eleven,Inc. 以下の５社を新たに連結子会社といたしました。 株式取得： 株式会社セブンＣＳカードサービス WFI Group,Inc. Wilson Farms,Inc. Wilson Farms Assets,LLC. 設立： 株式会社セブンファーム北海道 以下の２社を連結から除外いたしました。 解散： 株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ 株式会社セブン・キャッシュワークス 解散した理由 株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ、株式会社セブン・キャッシュワークスの両社は、平成23年３月１日付で当社の連結子会社である株式会社ＳＥキャピタルを存続会社とする吸収合併により解散しております。なお、株式会社ＳＥキャピタルは同日付で株式会社セブン・フィナンシャルサービスに商号変更しております。
	(2) 非連結子会社名 7-Eleven Limited 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。	(2) 非連結子会社名 同左
	(3) 開示対象特別目的会社 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」に記載しております。	――――――

項目	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
２　持分法の適用に関する事項	(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 ０社 (2) 持分法を適用した関連会社の数 18社 主要な会社等の名称 プライムデリカ株式会社 ぴあ株式会社 以下の３社を新たに持分法適用会社といたしました。 株式取得： タワーレコード株式会社 株式会社リンクステーション 設立： 株式会社セブンファーム深谷 (3) 持分法を適用しない非連結子会社の名称 7-Eleven Limited 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等が連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。	(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 ０社 (2) 持分法を適用した関連会社の数 19社 主要な会社等の名称 プライムデリカ株式会社 ぴあ株式会社 以下を新たに持分法適用会社といたしました。 株式取得： 株式会社近商ストア (3) 持分法を適用しない非連結子会社の名称 同左
	(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項 ①　持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。 ②　債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金を考慮して、貸付金の一部を消去しております。	(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項 同左
３　連結子会社の事業年度等に関する事項	連結財務諸表作成にあたり、12月31日が決算日の連結子会社は、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。 ３月31日が決算日の連結子会社は、連結決算日現在で実施した正規の決算に準ずる合理的な手続きによって作成された財務諸表を使用しております。	連結財務諸表作成にあたり、12月31日が決算日の連結子会社は、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。 なお、株式会社セブン・ミールサービスは12月末日から２月末日への決算期の変更を行っております。それに伴い、当連結会計年度においては従来の12ヶ月分に加え、決算期変更により生じた２ヶ月分と合わせて14ヶ月分の損益を取り込んでおります。 ３月31日が決算日の連結子会社は、連結決算日現在で実施した正規の決算に準ずる合理的な手続きによって作成された財務諸表を使用しております。

項目	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
４　会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①　有価証券 a　満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） b　その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 主として移動平均法による原価法 ②　デリバティブ 時価法 ③　たな卸資産 a　商品 国内連結子会社は主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は主として後入先出法による低価法を採用しております。 b　貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①　有価証券 a　満期保有目的の債券 同左 b　その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ②　デリバティブ 同左 ③　たな卸資産 a　商品 国内連結子会社は主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は主として先入先出法（ガソリンは総平均法）を採用しております。 b　貯蔵品 同左
		（たな卸資産評価方法の変更） 米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、たな卸資産の評価方法について、従来、後入先出法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、先入先出法（ガソリンは総平均法）に変更しております。これは最近の大幅な価格変動により、商品の連結貸借対照表計上額と時価の乖離が顕著になっており、価格変動を連結貸借対照表計上額に反映させ財政状態を適切に表示するためであります。 この変更により4,503百万円を特別利益に計上し、税金等調整前当期純利益は同額増加しております。

項目	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社および国内連結子会社（百貨店事業を除く）は定率法により、百貨店事業は主として定額法により、在外連結子会社は定額法によっております。 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 国内連結子会社は定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年２月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 ③ リース資産 同左
	(3) 重要な繰延資産の処理方法 ① 創立費 ５年間（定額）で償却しております。ただし、金額的に重要性がない場合は、支出時に費用として計上しております。 ② ――――――	(3) 重要な繰延資産の処理方法 ① 創立費 同左 ② 開業費 ５年間（定額）で償却しております。ただし、金額的に重要性がない場合は、支出時に費用として計上しております。

項目	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
	(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 ② 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。 なお、百貨店事業では、従来、将来のお買物券発行費用発生に備えるため連結会計年度末におけるポイント残高に対する将来のお買物券発行見積額のうち費用負担となる原価相当額を計上しておりましたが、ポイントカード制度の変更に伴い、当連結会計年度末より将来利用されると見込まれる額を計上しております。これにより、2,993百万円を特別損失（その他）に計上し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 ③ 商品券回収損引当金 一部の連結子会社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後収益に計上したものに対する将来の回収に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。 ④ 賞与引当金 従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。 ⑤ 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。	(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。 ③ 商品券回収損引当金 同左 ④ 賞与引当金 同左 ⑤ 役員賞与引当金 同左
	⑥ ――――――	⑥ 災害損失引当金 東日本大震災により被害を受けた建物、設備等の原状回復に要する費用等に備えるため、当連結会計年度末における当該見積額を計上しております。

項目	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
	⑦　退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。当連結会計年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、一部の国内連結子会社および米国連結子会社においては退職給付引当金を計上しております。 なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から償却処理をすることとしております。また、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）による定額法により費用処理しております。 （会計方針の変更） 当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号　平成20年７月31日）を適用しております。この変更が当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。	⑦　退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。当連結会計年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、一部の国内連結子会社および米国連結子会社においては退職給付引当金を計上しております。 なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から償却処理をすることとしております。また、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年または10年）による定額法により費用処理しております。
	⑧　役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づいて算定した期末要支給額を計上しております。 なお、当社および一部の連結子会社は、役員退職慰労引当金制度を廃止し、一部の連結子会社は退任時に支給することとしております。	⑧　役員退職慰労引当金 同左

項目	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
	(5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の少数株主持分および為替換算調整勘定に含めております。	(5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 同左
	(6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 原則として、繰延ヘッジ処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップは特例処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段……金利スワップ ヘッジ対象……借入金 ③ ヘッジ方針 金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、または、将来のキャッシュ・フローを最適化する為にデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。	(6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ ヘッジ方針 同左
	④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。特例処理によっているスワップは、有効性の判定を省略しております。	④ ヘッジ有効性評価の方法 同左

項目	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
	(7)　――――――	(7) のれん及び負ののれんの償却に関する事項 　のれんおよび平成23年２月28日以前に発生した負ののれんについては、主として20年間で均等償却しております。また、金額が僅少な場合には、発生時にその全額を償却しております。 　平成23年３月１日以降に発生した負ののれんについては、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理をしております。 　なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額についても、上記と同様の方法を採用しております。
	(8)　――――――	(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 　手許現金、要求払預金および取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

項目	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
	(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① コンビニエンスストア事業におけるフランチャイズに係る会計処理 米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、フランチャイジーのコンビニエンスストア事業に係る資産、負債、純資産および損益を同社の財務諸表に含めて認識しております。 また、株式会社セブンーイレブン・ジャパンは、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識しております。	(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① コンビニエンスストア事業におけるフランチャイズに係る会計処理 株式会社セブンーイレブン・ジャパンおよび米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識しております。 （会計処理の変更） 米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、従来、フランチャイジーによる売上高、売上原価、販管費を同社の財務諸表に含めて認識しておりましたが、コンビニエンスストア事業における会計処理の整合性を考慮し、当連結会計年度より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更しております。 この変更により、営業収益は521,199百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響はありません。
	② 消費税等の会計処理方法 当社および国内連結子会社は、消費税等の会計処理について税抜方式を採用しております。北米の連結子会社は、売上税について売上高に含める会計処理を採用しております。	② 消費税等の会計処理方法 同左
5　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産および負債の評価方法は、部分時価評価法によっております。	――――――
6　のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれん及び負ののれんは、主として20年間で均等償却しております。また、金額が僅少な場合には、発生時にその全額を償却しております。 なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額についても、上記と同様の方法を採用しております。	――――――
7　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金および取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	――――――

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
――――――	（資産除去債務に関する会計基準） 当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。 これに伴い、営業利益、経常利益は1,911百万円、税金等調整前当期純利益は24,412百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は33,233百万円であります。
――――――	（企業結合に関する会計基準等） 当連結会計年度より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年12月26日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
――――――	（連結貸借対照表） 前連結会計年度まで、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました7-Eleven,Inc.の「資産除去債務」は、当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」等を適用したことにより、区分掲記することとしました。 なお、前連結会計年度末の固定負債の「その他」に計上されていた7-Eleven,Inc.の「資産除去債務」は7,056百万円であります。
（連結損益計算書） 特別損失の「のれん償却額」および「投資有価証券評価損」は当連結会計年度において、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。 なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「のれん償却額」および「投資有価証券評価損」はそれぞれ461百万円、10百万円であります。	（連結損益計算書） 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）の適用により、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。
（連結キャッシュ・フロー計算書） 営業活動によるキャッシュ・フローの「投資有価証券評価損」は当連結会計年度において、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。 なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「投資有価証券評価損」は10百万円であります。	（連結キャッシュ・フロー計算書） １　営業活動によるキャッシュ・フローの「為替差損益（△は益）」は当連結会計年度において、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。 なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「為替差損益（△は益）」は90百万円であります。 ２　投資活動によるキャッシュ・フローの「貸付による支出」および「貸付金の回収による収入」は当連結会計年度において、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。 なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「貸付による支出」および「貸付金の回収による収入」は、それぞれ△０百万円、849百万円であります。

【追加情報】

前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
――――――	（連結納税制度導入に伴う会計処理） 当社および一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（企業会計基準委員会　実務対応報告第５号　平成23年３月18日）および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（企業会計基準委員会　実務対応報告第７号　平成22年６月30日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。
――――――	（包括利益の表示に関する会計基準） 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　平成22年６月30日）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」および「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」および「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度 （平成23年２月28日）	当連結会計年度 （平成24年２月29日）
※１　非連結子会社および関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券（株式）　14,346百万円	※１　非連結子会社および関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券（株式）　17,697百万円
※２　担保資産 担保に供している資産の内訳 建物及び構築物　47,970百万円 土地　100,773百万円 その他の無形固定資産　10,151百万円 投資有価証券　122,445百万円 長期差入保証金　4,103百万円 計　285,443百万円 上記担保資産に対応する債務 短期借入金　3,400百万円 長期借入金　154,157百万円 （１年以内返済予定額を含む） 長期未払金　884百万円 長期預り金　138百万円 この他、建物523百万円と土地1,368百万円を関連会社の借入金3,543百万円の担保に供しております。 また、為替決済取引の担保として、投資有価証券27,630百万円、宅地建物取引業に伴う供託として投資有価証券19百万円、保証金50百万円、割賦販売法に基づく供託として保証金1,586百万円を差し入れております。 その他、資金決済に関する法律等に基づき、投資有価証券584百万円、保証金481百万円を担保に供しております。	※２　担保資産 担保に供している資産の内訳 建物及び構築物　18,135百万円 土地　47,144百万円 投資有価証券　100,681百万円 長期差入保証金　3,954百万円 計　169,915百万円 上記担保資産に対応する債務 短期借入金　3,400百万円 長期借入金　62,911百万円 （１年以内返済予定額を含む） 長期未払金　773百万円 長期預り金　121百万円 この他、建物487百万円と土地1,368百万円を関連会社の借入金3,443百万円の担保に供しております。 また、為替決済取引の担保として、投資有価証券6,025百万円、宅地建物取引業に伴う供託として投資有価証券19百万円、保証金35百万円、割賦販売法に基づく供託として保証金1,335百万円を差し入れております。 その他、資金決済に関する法律等に基づき、投資有価証券422百万円、保証金710百万円を担保に供しております。
３　偶発債務 連結子会社以外の会社および従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証は次のとおりであります。 五所川原街づくり株式会社　112百万円 従業員　487百万円 計　599百万円	３　偶発債務 連結子会社以外の会社および従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証は次のとおりであります。 五所川原街づくり株式会社　38百万円 従業員　397百万円 計　435百万円

前連結会計年度 （平成23年２月28日）	当連結会計年度 （平成24年２月29日）
4　貸出コミットメント 株式会社セブン・カードサービスは、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメント総額　449,090百万円 貸出実行残高　16,280百万円 差引額　432,809百万円 なお、上記差引額の多くは、融資実行されずに終了されるものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも同社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。また、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由がある場合には、同社は融資の中止または利用限度額の減額をすることができます。	4　貸出コミットメント 株式会社セブン・カードサービスおよび株式会社セブンＣＳカードサービスは、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメント総額　1,026,657百万円 貸出実行残高　31,176百万円 差引額　995,480百万円 なお、上記差引額の多くは、融資実行されずに終了されるものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも両社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。また、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由がある場合には、両社は融資の中止または利用限度額の減額をすることができます。
5　その他 株式会社セブン銀行の所有する国債について 当社の連結子会社である株式会社セブン銀行は、為替決済取引や日本銀行当座貸越取引の担保目的で国債を所有しております。これらの国債は償還期間が１年内ではありますが、実質的に拘束性があるため連結貸借対照表上では、投資有価証券に含めて表示しております。	5　その他 同左

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
※１　株式会社セブンーイレブン・ジャパンの加盟店からの収入435,873百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は2,839,680百万円であります。	※１　株式会社セブンーイレブン・ジャパンおよび7-Eleven,Inc.の加盟店からの収入479,825百万円、119,251百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高はそれぞれ3,189,317百万円、666,930百万円であります。
※２　固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物　414百万円 土地　742百万円 その他　18百万円 計　1,174百万円	※２　固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物　895百万円 土地　1,217百万円 その他　22百万円 計　2,135百万円
※３　受贈益は金銭による受贈であります。	※３　―――――
※４　固定資産廃棄損の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物　2,995百万円 工具、器具及び備品　798百万円 その他　2,773百万円 計　6,566百万円	※４　固定資産廃棄損の内訳は、次のとおりであります。 建物及び構築物　2,667百万円 工具、器具及び備品　563百万円 その他　2,237百万円 計　5,468百万円

前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）

※５　当社グループは当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失21,454百万円を計上しております。

用途	種類	場所	金額 （百万円）
店舗 （コンビニエンスストア）	土地及び建物等	東京都 43店舗 大阪府 29店舗 その他 (米国他含む)	20,200
店舗 （スーパーストア）	土地及び建物等	埼玉県 ７店舗 東京都 ４店舗 その他 16店舗	
店舗 （百貨店）	土地及び建物等	千葉県 １店舗 その他 ４店舗	
店舗 （フードサービス）	土地及び建物等	東京都他 43店舗	
その他	土地及び建物等	福島県 米国他	1,253
合計			21,454

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

	店舗 （百万円）	その他 （百万円）	合計 （百万円）
建物及び構築物	10,652	144	10,797
土地	7,331	14	7,345
ソフトウエア	－	950	950
その他	2,216	144	2,361
合計	20,200	1,253	21,454

回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価基準に基づき評価しております。また、回収可能価額が使用価値の場合は、将来キャッシュ・フローを1.7%～6.0%で割り引いて算定しております。

※５　当社グループは当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失14,460百万円を計上しております。

用途	種類	場所	金額 （百万円）
店舗 （コンビニエンスストア）	土地及び建物等	東京都 47店舗 大阪府 46店舗 その他 (米国他含む)	13,721
店舗 （スーパーストア）	土地及び建物等	東京都 14店舗 埼玉県 12店舗 その他 27店舗	
店舗 （百貨店）	土地及び建物等	静岡県 １店舗 その他 １店舗	
店舗 （フードサービス）	土地及び建物等	東京都他 38店舗	
その他	土地及び建物等	福島県 米国他	739
合計			14,460

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

	店舗 （百万円）	その他 （百万円）	合計 （百万円）
建物及び構築物	7,616	200	7,816
土地	5,024	328	5,353
ソフトウエア	5	94	99
その他	1,075	116	1,191
合計	13,721	739	14,460

回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価基準に基づき評価しております。また、回収可能価額が使用価値の場合は、将来キャッシュ・フローを1.8%～6.0%で割り引いて算定しております。

前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
６　――――――	※６　災害による損失は、東日本大震災に関する損失であり、内訳は次のとおりであります。 商品の滅失等　4,568百万円 建物・設備等の滅失および原状回復費用等　13,522百万円 営業停止期間中の固定費　4,425百万円 その他復旧等に係る費用　3,223百万円 計　25,741百万円 上記金額には、災害損失引当金繰入額1,063百万円を含んでおります。

（連結包括利益計算書関係）

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

※１　当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	77,790百万円
少数株主に係る包括利益	8,640百万円
計	86,430百万円

※２　当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	24百万円
繰延ヘッジ損益	219百万円
為替換算調整勘定	△34,808百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	2百万円
計	△34,562百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	906,441	－	20,000	886,441
自己株式				
普通株式	2,983	20,010	20,015	2,978

（注）１　普通株式の発行済株式総数の減少20,000千株は、自己株式の消却による減少であります。

２　普通株式の自己株式の株式数の増加20,010千株のうち主なものは、取締役会決議による自己株式の取得による増加20,000千株および単元未満株式の買取による増加８千株であります。

３　普通株式の自己株式の株式数の減少20,015千株は、消却による減少20,000千株、ストックオプションの行使による減少15千株および単元未満株式の売渡しによる減少０千株であります。

２　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストックオプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	826
連結子会社	ストックオプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	154
合計		－	－	－	－	－	981

３　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年５月27日定時株主総会	普通株式	25,297	28円00銭	平成22年２月28日	平成22年５月28日
平成22年10月７日取締役会	普通株式	24,737	28円00銭	平成22年８月31日	平成22年11月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年５月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,621	29円00銭	平成23年２月28日	平成23年５月27日

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	886,441	－	－	886,441
自己株式				
普通株式	2,978	7	50	2,935

（注）１　普通株式の自己株式の株式数の増加７千株のうち主なものは、単元未満株式の買取りによる増加４千株であります。

２　普通株式の自己株式の株式数の減少50千株は、ストックオプションの行使による減少50千株および単元未満株式の売渡しによる減少０千株であります。

２　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストックオプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	1,001
連結子会社	ストックオプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	220
合計		－	－	－	－	－	1,222

３　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年５月26日定時株主総会	普通株式	25,621	29円00銭	平成23年２月28日	平成23年５月27日
平成23年10月４日取締役会	普通株式	25,622	29円00銭	平成23年８月31日	平成23年11月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年５月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	29,156	33円00銭	平成24年２月29日	平成24年５月25日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金　654,833百万円 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金　26,500百万円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金及び譲渡性預金　△24,586百万円 現金及び現金同等物　656,747百万円	※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金　711,629百万円 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金　43,000百万円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金及び譲渡性預金　△20,922百万円 現金及び現金同等物　733,707百万円
２　――――――	※２　当連結会計年度の「事業承継による支出」は、株式会社セブンＣＳカードサービスによる株式会社クレディセゾンからの事業承継対価の支払いであります。
３　――――――	※３　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式等の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳ならびに株式等の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。 株式会社セブンＣＳカードサービス 流動資産　158,447百万円 固定資産　132百万円 繰延資産　394百万円 のれん　7,251百万円 流動負債　△137,059百万円 少数株主持分　△10,738百万円 当該会社株式の取得価額　18,428百万円 当該会社の現金及び現金同等物　△148百万円 差引：当該会社取得のための支出　18,279百万円
４　重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に連結貸借対照表に計上したリース資産の取得額　11,867百万円	４　重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に連結貸借対照表に計上したリース資産の取得額　12,491百万円 当連結会計年度に連結貸借対照表に計上した資産除去債務の額　38,130百万円
５　――――――	※５　事業取得による支出の内容 海外連結子会社である7-Eleven, Inc.が取得した資産等に対する支出の内訳は以下のとおりであります。 たな卸資産　8,747百万円 のれん　22,795百万円 流動負債　△5,256百万円 その他　6,693百万円 小計　32,979百万円 有形固定資産　20,181百万円 計　53,160百万円 なお、上記のうち、有形固定資産20,181百万円については、有形固定資産の取得による支出に含めて表示しております。

（リース取引関係）

前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
１　リース取引開始日が平成21年２月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） （借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額	１　リース取引開始日が平成21年２月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） （借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	減損損失累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
工具、器具及び備品	84,297	59,730	154	24,411
ソフトウエア	424	245	－	178
合計	84,721	59,976	154	24,590

（注）　取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

１年内	14,129百万円
１年超	10,615百万円
合計	24,745百万円
リース資産減損勘定の残高	154百万円

（注）　未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額には、リース資産減損勘定の残高154百万円が含まれております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失

支払リース料	16,676百万円
リース資産減損勘定の取崩額	177百万円
減価償却費相当額	16,854百万円
減損損失	38百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	減損損失累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
工具、器具及び備品	66,341	55,917	65	10,358
ソフトウエア	164	134	－	30
合計	66,506	56,052	65	10,388

同左

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

１年内	8,832百万円
１年超	1,622百万円
合計	10,454百万円
リース資産減損勘定の残高	65百万円

（注）　未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額には、リース資産減損勘定の残高65百万円が含まれております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失

支払リース料	13,921百万円
リース資産減損勘定の取崩額	129百万円
減価償却費相当額	14,050百万円
減損損失	39百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
（貸主側） (1) リース物件の取得価額、減価償却累計額および期末残高	（貸主側） (1) リース物件の取得価額、減価償却累計額および期末残高

	取得価額（百万円）	減価償却累計額（百万円）	期末残高（百万円）
工具、器具及び備品	16,601	11,892	4,709
合計	16,601	11,892	4,709

	取得価額（百万円）	減価償却累計額（百万円）	期末残高（百万円）
工具、器具及び備品	10,560	8,248	2,311
合計	10,560	8,248	2,311

(2) 未経過リース料期末残高相当額	
１年内	2,434百万円
１年超	2,553百万円
合計	4,988百万円
(3) 受取リース料、減価償却費および受取利息相当額	
受取リース料	3,185百万円
減価償却費	2,911百万円
受取利息相当額	224百万円
(4) 利息相当額の算定方法	
利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。	

(2) 未経過リース料期末残高相当額	
１年内	1,452百万円
１年超	1,027百万円
合計	2,480百万円
(3) 受取リース料、減価償却費および受取利息相当額	
受取リース料	1,954百万円
減価償却費	1,776百万円
受取利息相当額	118百万円
(4) 利息相当額の算定方法	
同左	

２　オペレーティング・リース取引	
（借主側）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	61,673百万円
１年超	379,850百万円
合計	441,523百万円

２　オペレーティング・リース取引	
（借主側）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	62,082百万円
１年超	360,904百万円
合計	422,987百万円
（貸主側）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	1,867百万円
１年超	6,107百万円
合計	7,975百万円

（金融商品関係）

前連結会計年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性・流動性・効率性の重視を基本方針としており、高格付けの銀行預金等での短期運用（１年以内）に限定して運用しております。

一方、資金調達については、償還期限の分散も図りながら、銀行借入と社債発行を中心に調達しております。

また、デリバティブ取引については、外貨建債権債務の為替変動リスクの回避および有利子負債の金利変動リスクの回避または将来の金利支払のキャッシュ・フローを最適化するために行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

当社グループでは、「リスク管理の基本規程」において、リスク種類ごとの統括部署及び統合的リスク管理の統括部署を定めるとともに、金融商品に関しては、次のとおり、リスクを認識し管理しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は取引先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理および残高管理を行っております。加えて、定期的および適時に相手先の信用度のモニタリングに努め、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握と損失の回避・軽減を図っております。

主に店舗の賃貸借契約に伴い発生する差入保証金も預託先の信用リスクに晒されておりますが、受取手形及び売掛金と同様に、相手先の信用度のモニタリングによって、回収懸念の早期把握と損失の回避・軽減を図っております。

有価証券に関しては、主に譲渡性預金による余資運用を行っております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や株式会社セブン銀行保有の国債等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に当該証券の時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金のうち、外貨建の債務に関しては為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクの回避・軽減を目的として、決済額の一部について為替予約取引を行っております。また、為替予約取引に関しては、評価損益の状況を定期的に把握しております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達を、また、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、これらに関しては資産負債の総合管理（ＡＬＭに基づく管理）を行っております。そのうち、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部については金利スワップ取引による当該リスクの回避・軽減を図っております。なお、具体的なヘッジ方法等については「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　４　会計処理基準に関する事項」(6)に記載しております。

上記のデリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引）に関しては、信用度の高い金融機関との契約に限定することにより、相手先の契約不履行による信用リスクを回避・軽減しております。

また、営業債務や借入金、社債は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクの管理に当たっては、グループ各事業会社が資金計画を適切に策定・管理するとともに、当社がグループ横断的なキャッシュ・マネジメントを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成23年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）２ 参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	654,833	654,833	－
(2) 受取手形及び売掛金	122,411		
貸倒引当金（*1）	△1,479		
	120,932	121,451	518
(3) 有価証券および投資有価証券	226,670	226,418	△251
(4) 長期差入保証金（*2）	310,961		
貸倒引当金(*3)	△892		
	310,069	299,944	△10,124
資産計	1,312,505	1,302,648	△9,857
(1) 支払手形及び買掛金（*4）	284,795	284,795	－
(2) 銀行業における預金	275,696	276,177	480
(3) 社債（*5）	300,073	305,797	5,723
(4) 長期借入金（*6）	304,412	305,315	903
(5) 長期預り金（*7）	24,830	21,768	△3,061
負債計	1,189,807	1,193,854	4,046
デリバティブ取引（*8）	(426)	(426)	－

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
(*2) １年内返還予定の長期差入保証金を含めております。
(*3) 長期差入保証金に係る貸倒引当金を控除しております。
(*4) 加盟店買掛金を含めております。
(*5) １年内償還予定の社債を含めております。
(*6) １年内返済予定の長期借入金を含めております。
(*7) １年内返還予定の長期預り金を含めております。
(*8) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）１　金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。また決済が長期にわたるものの時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間、および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預り金

長期預り金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

２　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券（*1）	
非上場株式	15,266
関連会社株式	11,539
その他	430
長期差入保証金（*2）	125,543
長期預り金（*2）	35,836

(*1)　これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(*2)　これらについては、償還予定が合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 長期差入保証金」および「(5) 長期預り金」には含めておりません。

3　金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	654,833	－	－	－
受取手形及び売掛金	115,287	6,620	474	29
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	170	420	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	152,500	21,010		
社債	2,200	－	－	－
その他	25	－	－	－
譲渡性預金	26,500	－	－	－
長期差入保証金	30,450	94,506	78,692	107,312
合計	981,966	122,556	79,166	107,341

4　銀行業における預金の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
銀行業における預金	221,234	54,461	－	－

(*)　銀行業における預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めております。

5　社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」および「借入金等明細表」をご参照下さい。

（追加情報）

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しております。

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性・流動性・効率性の重視を基本方針としており、高格付けの銀行預金等での短期運用（１年以内）に限定して運用しております。

一方、資金調達については、償還期限の分散も図りながら、銀行借入と社債発行を中心に調達しております。

また、デリバティブ取引については、外貨建債権債務の為替変動リスクの回避および有利子負債の金利変動リスクの回避または将来の金利支払のキャッシュ・フローを最適化するために行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

当社グループでは、「リスク管理の基本規程」において、リスク種類ごとの統括部署及び統合的リスク管理の統括部署を定めるとともに、金融商品に関しては、次のとおり、リスクを認識し管理しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は取引先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理および残高管理を行っております。加えて、定期的および適時に相手先の信用度のモニタリングに努め、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握と損失の回避・軽減を図っております。

主に店舗の賃貸借契約に伴い発生する差入保証金も預託先の信用リスクに晒されておりますが、受取手形及び売掛金と同様に、相手先の信用度のモニタリングによって、回収懸念の早期把握と損失の回避・軽減を図っております。

有価証券に関しては、主に譲渡性預金による余資運用を行っております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や株式会社セブン銀行保有の国債等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に当該証券の時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金のうち、外貨建の債務に関しては為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクの回避・軽減を目的として、決済額の一部について為替予約取引を行っております。また、為替予約取引に関しては、評価損益の状況を定期的に把握しております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達を、また、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、これらに関しては資産負債の総合管理（ＡＬＭに基づく管理）を行っております。そのうち、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部については金利スワップ取引による当該リスクの回避・軽減を図っております。なお、具体的なヘッジ方法等については「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　４　会計処理基準に関する事項」(6)に記載しております。

上記のデリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引）に関しては、信用度の高い金融機関との契約に限定することにより、相手先の契約不履行による信用リスクを回避・軽減しております。

また、営業債務や借入金、社債は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクの管理に当たっては、グループ各事業会社が資金計画を適切に策定・管理するとともに、当社がグループ横断的なキャッシュ・マネジメントを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2　金融商品の時価等に関する事項

平成24年２月29日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）２ 参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	711,629	711,629	－
(2) 受取手形及び売掛金	270,953		
貸倒引当金（*1）	△2,284		
	268,668	271,422	2,753
(3) 有価証券および投資有価証券	194,300	194,081	△218
(4) 長期差入保証金（*2）	302,925		
貸倒引当金(*3)	△954		
	301,971	296,948	△5,022
資産計	1,476,569	1,474,082	△2,487
(1) 支払手形及び買掛金（*4）	316,072	316,072	－
(2) 銀行業における預金	288,228	289,061	832
(3) 社債（*5）	263,978	272,131	8,153
(4) 長期借入金（*6）	286,953	287,804	850
(5) 長期預り金（*7）	21,697	19,451	△2,245
負債計	1,176,929	1,184,520	7,591
デリバティブ取引（*8）	126	126	－

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
(*2) １年内返還予定の長期差入保証金を含めております。
(*3) 長期差入保証金に係る貸倒引当金を控除しております。
(*4) 加盟店買掛金を含めております。
(*5) １年内償還予定の社債を含めております。
(*6) １年内返済予定の長期借入金を含めております。
(*7) １年内返還予定の長期預り金を含めております。
(*8) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）１　金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。また決済が長期にわたるものの時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間、および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預り金

長期預り金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

２　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券（*1）	
非上場株式	15,242
関連会社株式	14,974
その他	370
長期差入保証金（*2）	125,825
長期預り金（*2）	38,024

(*1)　これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(*2)　これらについては、償還予定が合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 長期差入保証金」および「(5) 長期預り金」には含めておりません。

3　金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	711,629	－	－	－
受取手形及び売掛金	262,429	7,874	608	40
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	－	420	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	101,500	26,010	－	－
その他	25	－	－	－
譲渡性預金	43,000	－	－	－
長期差入保証金	31,650	88,161	78,017	105,097
合計	1,150,234	122,465	78,626	105,138

4　銀行業における預金の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
銀行業における預金	225,341	62,887	－	－

(*)　銀行業における預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めております。

5　社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」および「借入金等明細表」をご参照下さい。

（有価証券関係）

前連結会計年度（平成23年２月28日）

１　満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	594	597	3
	(2) 社債	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	594	597	3
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	－	－	－
	(2) 社債	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		594	597	3

２　その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	15,556	10,999	4,556
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	107,217	107,119	97
	② 社債	－	－	－
	③ その他	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	122,773	118,119	4,654
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	4,726	6,098	△1,371
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	67,035	67,045	△9
	② 社債	2,208	2,208	△0
	③ その他	25	25	－
	(3) その他	26,500	26,500	－
	小計	100,496	101,878	△1,382
合計		223,269	219,997	3,272

（注）　非上場株式（連結貸借対照表計上額　15,266百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,845	1,367	－

４　減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について10百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50％下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（平成24年２月29日）

１　満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	422	426	3
	(2) 社債	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	422	426	3
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	－	－	－
	(2) 社債	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		422	426	3

２　その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	14,338	8,888	5,450
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	48,650	48,642	7
	② 社債	－	－	－
	③ その他	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	62,988	57,530	5,457
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	6,056	7,773	△1,716
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	79,084	79,103	△18
	② 社債	－	－	－
	③ その他	25	25	－
	(3) その他	43,000	43,000	－
	小計	128,166	129,901	△1,735
合計		191,155	187,432	3,722

（注）　非上場株式（連結貸借対照表計上額　15,242百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	5,285	1,198	－

４　減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について413百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50％下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	5,005	－	4,904	△100
	ユーロ	72	－	75	2
合計		5,078	－	4,980	△97

（注）　時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	外貨建予定取引	4	－	△0
合計			4	－	△0

（注）　時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	金利スワップ取引				（注）１
	支払固定・受取変動	長期借入金	30,000	－	△328
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				（注）２
	支払固定・受取変動	長期借入金	14,000	5,000	－
合計			44,000	5,000	△328

（注）１　時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

２　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	4,028	－	4,154	125
	ユーロ	87	－	88	0
合計		4,116	－	4,242	126

（注）　時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引				（注）
	支払固定・受取変動	長期借入金	5,000	5,000	－

（注）　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（退職給付関係）

1　採用している退職給付制度の概要

当社および国内連結子会社は、主に確定給付型の制度として企業年金基金制度を設けており、一部の子会社については、確定拠出型の制度または退職一時金制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

一部の米国連結子会社は、確定給付型の退職給付制度のほか、確定拠出型の年金制度を設けております。

2　退職給付債務に関する事項

項目	前連結会計年度 （平成23年２月28日）	当連結会計年度 （平成24年２月29日）
	金額（百万円）	金額（百万円）
イ　退職給付債務（注）	△197,559	△202,157
ロ　年金資産（退職給付信託含む）	168,688	171,852
ハ　未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△28,870	△30,304
ニ　未認識数理計算上の差異	34,975	32,809
ホ　未認識過去勤務債務	517	374
ヘ　連結貸借対照表計上額の純額（ハ＋ニ＋ホ）	6,621	2,878
ト　前払年金費用	9,978	6,674
チ　退職給付引当金（ヘ－ト）	△3,356	△3,796

（注）

前連結会計年度 （平成23年２月28日）	当連結会計年度 （平成24年２月29日）
一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。	同左

3　退職給付費用に関する事項

項目	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
	金額（百万円）	金額（百万円）
イ　勤務費用（注）	11,753	11,599
ロ　利息費用	3,961	4,054
ハ　期待運用収益	△4,710	△4,201
ニ　数理計算上の差異の費用処理額	5,578	5,253
ホ　過去勤務債務の費用処理額	△515	151
ヘ　臨時に支払った割増額	1,511	130
ト　退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	17,578	16,987

（注）

前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
１　簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ　勤務費用」に計上しております。 ２　上記の退職給付費用以外に、一部の米国連結子会社における確定拠出型の退職給付費用535百万円を計上しております。	１　同左 ２　上記の退職給付費用以外に、一部の米国連結子会社における確定拠出型の退職給付費用614百万円を計上しております。

4　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

項目	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
イ　退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準	ポイント基準
ロ　割引率	主として2.0% 米国連結子会社は、5.7%であります。	主として2.0% 米国連結子会社は、5.0%であります。
ハ　期待運用収益率	主として3.0%	主として2.5%
ニ　過去勤務債務の額の処理年数	５年または10年	５年または10年
ホ　数理計算上の差異の処理年数	当社および国内連結子会社は、10年（主として発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により、翌期から費用処理することとしています。） 米国連結子会社は、回廊アプローチによっております。	当社および国内連結子会社は、10年（主として発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により、翌期から費用処理することとしています。） 米国連結子会社は、回廊アプローチによっております。

（ストックオプション等関係）

前連結会計年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

１　ストックオプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費　　297百万円

２　当連結会計年度に付与したストックオプションの内容、規模及びその変動状況

提出会社（親会社）

(1) ストックオプションの内容

	第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　４名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員　92名	当社取締役　６名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員　106名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　15,900株	普通株式　95,800株	普通株式　24,000株	普通株式　129,700株
付与日	平成20年８月６日	同左	平成21年６月15日	同左
権利確定条件	（注）２	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成21年５月１日～平成40年８月６日	平成21年８月７日～平成50年８月６日	平成22年２月28日～平成41年６月15日	平成22年２月28日～平成51年６月15日

	第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　６名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員　115名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　21,100株	普通株式　114,400株
付与日	平成22年６月16日	平成22年７月２日
権利確定条件	（注）２	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成23年２月28日～平成42年６月16日	平成23年２月28日～平成52年７月２日

（注）１　株式数に換算して記載しております。

２　新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	15,900	84,000	24,000	129,700
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	5,700	－	9,600
失効	－	－	－	－
未行使残	15,900	78,300	24,000	120,100

	第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	－	－
付与	21,100	114,400
失効	－	600
権利確定	21,100	113,800
未確定残	－	－
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	－	－
権利確定	21,100	113,800
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	21,100	113,800

② 単価情報

	第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	新株予約権１個当たり 213,300円	－	新株予約権１個当たり 209,800円
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 307,000円	新株予約権１個当たり 311,300円	新株予約権１個当たり 204,500円	新株予約権１個当たり 211,100円

	第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 185,000円	新株予約権１個当たり 168,900円

（注）　新株予約権１個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株式会社セブン銀行

(1) ストックオプションの内容

	第１回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第１回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　５名	同社執行役員　３名	同社取締役　４名	同社執行役員　５名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　184株	普通株式　21株	普通株式　171株	普通株式　38株
付与日	平成20年８月12日	同左	平成21年８月３日	同左
権利確定条件	（注）２	（注）３	（注）２	（注）３
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成20年８月13日～平成50年８月12日	同左	平成21年８月４日～平成51年８月３日	同左

	第３回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　５名	同社執行役員　４名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　423株	普通株式　51株
付与日	平成22年８月９日	同左
権利確定条件	（注）２	（注）３
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成22年８月10日～平成52年８月９日	同左

（注）１　株式数に換算して記載しております。

２　新株予約権者は、同社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

３　新株予約権者は、同社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が同社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	第１回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第１回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	157	21	171	38
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	157	21	171	38

	第３回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	－	－
付与	423	51
失効	－	－
権利確定	423	51
未確定残	－	－
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	－	－
権利確定	423	51
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	423	51

② 単価情報

	第１回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第１回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 236,480円	新株予約権１個当たり 236,480円	新株予約権１個当たり 221,862円	新株予約権１個当たり 221,862円

	第３回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 139,824円	新株予約権１個当たり 139,824円

（注）　新株予約権１個当たりの目的である株式の数は、同社普通株式１株であります。

3　ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社（親会社）

当連結会計年度において付与された第５回新株予約権および第６回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第５回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第６回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）
株価変動性（注）１	34.17%	34.13%
予想残存期間（注）２	5.97年	5.67年
予想配当（注）３	56円／株	56円／株
無リスク利子率（注）４	0.544%	0.395%

（注）１　第５回新株予約権は、４年９ヶ月間（平成17年９月１日～平成22年６月16日）の株価実績に基づき算定しております。

第６回新株予約権は、４年10ヶ月間（平成17年９月１日～平成22年７月２日）の株価実績に基づき算定しております。

２　在職中の役員の、評価基準日から年齢退任日までの日数と割当個数の加重平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。

３　予想配当額によっております。

４　予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

株式会社セブン銀行

当連結会計年度において付与された第３回－①新株予約権および第３回－②新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第３回－①新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第３回－②新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）
株価変動性（注）１	37.62%	37.62%
予想残存期間（注）２	4.81年	4.81年
予想配当（注）３	5,200円／株	5,200円／株
無リスク利子率（注）４	0.346%	0.346%

（注）１　２年５ヶ月間（平成20年２月29日～平成22年８月９日）の株価実績に基づき算定しております。

２　在職中の役員の、平成22年６月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。

３　直近の配当実績によっております。

４　予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4　ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

１　ストックオプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費　　357百万円

２　当連結会計年度に付与したストックオプションの内容、規模及びその変動状況

提出会社（親会社）

(1) ストックオプションの内容

	第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　４名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員　92名	当社取締役　６名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員　106名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　15,900株	普通株式　95,800株	普通株式　24,000株	普通株式　129,700株
付与日	平成20年８月６日	同左	平成21年６月15日	同左
権利確定条件	（注）２	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成21年５月１日～平成40年８月６日	平成21年８月７日～平成50年８月６日	平成22年２月28日～平成41年６月15日	平成22年２月28日～平成51年６月15日
	第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第７回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第８回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　６名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員　115名	当社取締役　６名	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員　121名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　21,100株	普通株式　114,400株	普通株式　25,900株	普通株式　128,000株
付与日	平成22年６月16日	平成22年７月２日	平成23年６月15日	平成23年６月15日
権利確定条件	（注）２	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成23年２月28日～平成42年６月16日	平成23年２月28日～平成52年７月２日	平成24年２月29日～平成43年６月15日	平成24年２月29日～平成53年６月15日

（注）１　株式数に換算して記載しております。

２　新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	15,900	78,300	24,000	120,100
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	12,300	－	19,900
失効	－	－	－	－
未行使残	15,900	66,000	24,000	100,200

	第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第７回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第８回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	25,900	128,000
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	25,900	128,000
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	21,100	113,800	－	－
権利確定	－	－	25,900	128,000
権利行使	－	17,900	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	21,100	95,900	25,900	128,000

② 単価情報

	第１回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	新株予約権１個当たり 212,100円	－	新株予約権１個当たり 211,100円
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 307,000円	新株予約権１個当たり 311,300円	新株予約権１個当たり 204,500円	新株予約権１個当たり 211,100円
	第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第６回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第７回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第８回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	新株予約権１個当たり 211,200円	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 185,000円	新株予約権１個当たり 168,900円	新株予約権１個当たり 188,900円	新株予約権１個当たり 185,300円

（注）　新株予約権１個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株式会社セブン銀行

(1) ストックオプションの内容

	第１回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第１回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　５名	同社執行役員　３名	同社取締役　４名	同社執行役員　５名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　184,000株	普通株式　21,000株	普通株式　171,000株	普通株式　38,000株
付与日	平成20年８月12日	同左	平成21年８月３日	同左
権利確定条件	（注）２	（注）３	（注）２	（注）３
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成20年８月13日～平成50年８月12日	同左	平成21年８月４日～平成51年８月３日	同左
	第３回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
付与対象者の区分及び人数	同社取締役　５名	同社執行役員　４名	同社取締役　５名	同社執行役員　８名
株式の種類及び付与数（注）１	普通株式　423,000株	普通株式　51,000株	普通株式　440,000株	普通株式　118,000株
付与日	平成22年８月９日	同左	平成23年８月８日	同左
権利確定条件	（注）２	（注）３	（注）２	（注）３
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成22年８月10日～平成52年８月９日	同左	平成23年８月９日～平成53年８月８日	同左

（注）１　株式数に換算して記載しております。なお、平成23年12月１日付で普通株式１株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、株式数は株式分割に伴い調整された後の数値によっております。

２　新株予約権者は、同社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

３　新株予約権者は、同社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が同社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	第１回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第１回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	157,000	21,000	171,000	38,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	7,000	－	8,000
失効	－	－	－	－
未行使残	157,000	14,000	171,000	30,000

	第３回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	440,000	118,000
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	440,000	118,000
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	423,000	51,000	－	－
権利確定	－	－	440,000	118,000
権利行使	－	13,000	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	423,000	38,000	440,000	118,000

② 単価情報

	第１回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第１回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第２回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	新株予約権１個当たり 165,700円	－	新株予約権１個当たり 165,700円
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 236,480円	新株予約権１個当たり 236,480円	新株予約権１個当たり 221,862円	新株予約権１個当たり 221,862円
	第３回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第３回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回－①新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第４回－②新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
権利行使価格	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円	１株当たり　１円
行使時平均株価	－	新株予約権１個当たり 165,700円	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	新株予約権１個当たり 139,824円	新株予約権１個当たり 139,824円	新株予約権１個当たり 127,950円	新株予約権１個当たり 127,950円

（注）新株予約権１個当たりの目的である株式の数は、同社普通株式1,000株であります。なお、同社は平成23年12月１日付で普通株式１株につき1,000株の割合を持って株式分割を行っているため、権利行使価格は株式分割に伴い調整された後の数値によっております。また、行使時平均株価はストック・オプション行使時の同社の平均株価であります。

３　ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社（親会社）

当連結会計年度において付与された第７回新株予約権および第８回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第７回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	第８回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
株価変動性（注）１	32.32％	32.32％
予想残存期間（注）２	6.09年	6.85年
予想配当（注）３	57円／株	57円／株
無リスク利子率（注）４	0.554％	0.667％

（注）１　５年９ヶ月間（平成17年９月１日～平成23年６月15日）の株価実績に基づき算定しております。

２　在職中の役員の、評価基準日から年齢退任日までの日数と割当個数の加重平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。

３　予想配当額によっております。

４　予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

株式会社セブン銀行

当連結会計年度において付与された第４回－①新株予約権および第４回－②新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第４回－①新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	第４回－②新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）
株価変動性（注）１	34.59％	34.59％
予想残存期間（注）２	6.18年	6.18年
予想配当（注）３	5,200円／株	5,200円／株
無リスク利子率（注）４	0.469％	0.469％

（注）１　３年５ヶ月間（平成20年２月29日～平成23年８月８日）の株価実績に基づき算定しております。

２　在職中の役員の、平成23年６月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。

３　付与日における直近の配当実績によっております。

４　予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

４　ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

前連結会計年度 （平成23年２月28日）		当連結会計年度 （平成24年２月29日）	
１　繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		１　繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
（繰延税金資産）	（百万円）	（繰延税金資産）	（百万円）
賞与引当金	5,622	賞与引当金	5,954
販売促進引当金	6,269	販売促進引当金	5,921
未払人件費自己否認額	3,939	未払人件費自己否認額	4,647
役員退職慰労引当金	928	役員退職慰労引当金	893
退職給付引当金損金算入限度超過額	558	退職給付引当金損金算入限度超過額	579
商品券回収損引当金	1,035	商品券回収損引当金	1,572
電子マネー預り金	4,254	電子マネー預り金	4,673
減価償却損金算入限度超過額	14,148	減価償却損金算入限度超過額	13,196
税務上の繰越欠損金	44,650	税務上の繰越欠損金	35,380
有価証券評価損	1,262	有価証券評価損	1,170
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,145	貸倒引当金損金算入限度超過額	3,040
固定資産評価差額	13,062	固定資産評価差額	12,307
土地評価損および減損損失否認額	42,042	土地評価損および減損損失否認額	41,681
未払事業税・事業所税	5,219	未払事業税・事業所税	5,555
未払費用自己否認額	8,141	未払費用自己否認額	7,718
その他	12,811	資産除去債務	13,377
繰延税金資産小計	167,093	商標権	9,112
評価性引当額	△97,330	その他	21,488
繰延税金資産合計	69,763	繰延税金資産小計	188,273
（繰延税金負債）		評価性引当額	△83,895
固定資産評価差額	△31,334	繰延税金資産合計	104,377
ロイヤルティ等評価差額	△10,356	（繰延税金負債）	
固定資産圧縮積立金	△1,093	固定資産評価差額	△33,728
有価証券評価差額金	△636	ロイヤルティ等評価差額	△9,533
前払年金費用	△4,003	固定資産圧縮積立金	△1,063
譲渡損益調整資産	△5,372	有価証券評価差額金	△1,017
その他	△1,328	前払年金費用	△2,362
繰延税金負債合計	△54,125	譲渡損益調整資産	△4,704
繰延税金資産の純額	15,637	資産除去債務に対応する除去費用	△4,499
繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。		その他	△2,965
		繰延税金負債合計	△59,874
	（百万円）	繰延税金資産の純額	44,502
流動資産－繰延税金資産	30,875	繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
固定資産－繰延税金資産	20,717		（百万円）
固定負債－繰延税金負債	△35,955	流動資産－繰延税金資産	38,905
		固定資産－繰延税金資産	40,147
		固定負債－繰延税金負債	△34,550

前連結会計年度 （平成23年２月28日）	当連結会計年度 （平成24年２月29日）
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳 （%） 法定実効税率　40.7 （調整） 持分法投資損益　△0.2 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.2 評価性引当額の増減額　△0.8 住民税均等割　0.6 のれん償却額　3.0 連結子会社株式売却益消去　2.4 その他　△0.1 税効果会計適用後の法人税等の負担率　45.8	２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳 （%） 法定実効税率　40.7 （調整） 持分法投資損益　△0.4 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.2 評価性引当額の増減額　△0.7 住民税均等割　0.6 のれん償却額　2.3 連結納税による影響　△4.3 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正額　1.6 その他　△0.9 税効果会計適用後の法人税等の負担率　39.1
３　――――――	３　法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成25年３月１日に開始する連結会計年度から平成27年３月１に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成28年３月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%になります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,608百万円減少し、法人税等調整額が3,609百万円増加しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当連結会計年度末（平成24年２月29日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

主に店舗用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は不動産賃貸借契約の契約期間等と見積っており、２年～50年であります。割引率は0.1%～5.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	40,311百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,230
時の経過による調整額	871
資産除去債務の履行による減少額	△565
その他増減額（△は減少）	337
期末残高	45,186

（注）　当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（賃貸等不動産関係）

前連結会計年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

（追加情報）

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号　平成20年11月28日）および「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号　平成20年11月28日）を適用しております。

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

	コンビニエンスストア（百万円）	スーパーストア（百万円）	百貨店（百万円）	フードサービス（百万円）	金融関連（百万円）	その他（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
Ⅰ　営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する営業収益	2,035,927	1,972,649	914,182	79,241	93,104	24,634	5,119,739	－	5,119,739
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	536	8,955	923	984	13,848	10,975	36,224	(36,224)	－
計	2,036,464	1,981,604	915,105	80,225	106,953	35,610	5,155,963	(36,224)	5,119,739
営業費用	1,840,986	1,965,895	909,483	80,419	78,609	36,300	4,911,695	(35,302)	4,876,392
営業利益又は営業損失（△）	195,477	15,708	5,622	△193	28,343	△690	244,268	(921)	243,346
Ⅱ　資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出									
資産	1,112,557	1,081,491	571,463	21,105	1,350,272	145,792	4,282,682	(550,570)	3,732,111
減価償却費	68,743	25,890	14,361	811	20,693	1,598	132,099	321	132,421
減損損失	5,939	4,139	10,301	378	635	59	21,454	－	21,454
資本的支出	91,626	44,797	25,559	443	16,979	127,389	306,797	2,773	309,570

（注）１　事業の区分は、提供する商品とサービスおよび販売形態により区分しております。

２　各事業区分の主な内容

(1) コンビニエンスストア事業　セブンーイレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア

(2) スーパーストア事業　総合スーパー、食品スーパー、専門店等

(3) 百貨店事業　株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業

(4) フードサービス事業　レストラン事業、コントラクトフード事業（社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託）、ファストフード事業

(5) 金融関連事業　銀行、クレジットカード、リース等

(6) その他の事業　ＩＴ事業、サービス等

３　営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の当連結会計年度の金額は、7,115百万円であり、これは当社の一般管理費であります。

４　資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の当連結会計年度の金額は、383,912百万円であり、その主なものは、グループ預け金であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

	日本 （百万円）	北米 （百万円）	その他の 地域 （百万円）	計 （百万円）	消去 （百万円）	連結 （百万円）
Ⅰ　営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する営業収益	3,552,271	1,481,434	86,033	5,119,739	－	5,119,739
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高	419	2,960	－	3,380	(3,380)	－
計	3,552,691	1,484,394	86,033	5,123,119	(3,380)	5,119,739
営業費用	3,337,459	1,458,164	84,176	4,879,800	(3,407)	4,876,392
営業利益	215,231	26,230	1,857	243,319	27	243,346
Ⅱ　資産	3,294,540	397,120	40,873	3,732,533	(422)	3,732,111

（注）１　国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

２　その他の地域に属する国は、中国であります。

【海外売上高】

前連結会計年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

	北米 （百万円）	その他の地域 （百万円）	合計 （百万円）
Ⅰ　海外営業収益	1,481,434	86,033	1,567,468
Ⅱ　連結営業収益	－	－	5,119,739
Ⅲ　連結営業収益に占める海外営業収益の割合（%）	28.9	1.7	30.6

（注）１　国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

２　その他の地域に属する国は、中国であります。

３　海外営業収益は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高およびその他の営業収入の合計額であります。

【セグメント情報】

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

１　報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは持株会社体制の下、提供する商品とサービスおよび販売形態により各事業会社を分類し、「コンビニエンスストア事業」、「スーパーストア事業」、「百貨店事業」、「フードサービス事業」、「金融関連事業」、「その他の事業」を報告セグメントとしております。

「コンビニエンスストア事業」は、セブンーイレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストアを運営しております。「スーパーストア事業」は、総合スーパー、食品スーパー、専門店等を運営しております。「百貨店事業」は、株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業を行っております。「フードサービス事業」は、レストラン事業、コントラクトフード事業（社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託）、ファストフード事業を行っております。「金融関連事業」は、銀行業、クレジットカード事業、リース事業等を行っております。「その他の事業」は、ＩＴ事業、サービス事業等を行っております。

２　報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値、負債は有利子負債の残高であります。セグメント間の内部営業収益および振替高は、市場実勢価格に基づいております。

３　報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						計	調整額	連結財務諸表計上額
	コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	フードサービス事業	金融関連事業	その他の事業			
営業収益									
外部顧客への営業収益	2,035,927	1,972,649	914,182	79,241	93,104	24,634	5,119,739	－	5,119,739
セグメント間の内部営業収益又は振替高	536	8,955	923	984	13,848	10,975	36,224	△36,224	－
計	2,036,464	1,981,604	915,105	80,225	106,953	35,610	5,155,963	△36,224	5,119,739
セグメント利益又は損失（△）	195,477	15,708	5,622	△193	28,343	△690	244,268	△921	243,346
セグメント資産	1,112,557	1,081,491	571,463	21,105	1,350,272	145,792	4,282,682	△550,570	3,732,111
セグメント負債（有利子負債）	16,872	28,072	272,303	－	197,913	2,250	517,411	209,973	727,385
その他の項目									
減価償却費	68,743	25,890	14,361	811	20,693	1,598	132,099	321	132,421
のれん償却額	7,218	3,371	5,253	－	258	43	16,145	－	16,145
持分法適用会社への投資額	7,214	3	426	－	－	6,701	14,346	－	14,346
減損損失	5,939	4,139	10,301	378	635	59	21,454	－	21,454
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	91,626	44,797	25,559	443	16,979	127,389	306,797	2,773	309,570

（注）１　セグメント利益又は損失（△）の調整額△921百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。

２　セグメント資産の調整額△550,570百万円は、セグメント間取引消去および全社資産であります。

３　セグメント負債（有利子負債）の調整額209,973百万円は、全社負債であり、当社の社債であります。なお、各報告セグメントの残高は、内部取引消去後の金額であります。

４　セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						計	調整額	連結財務諸表計上額
	コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	フードサービス事業	金融関連事業	その他の事業			
営業収益									
外部顧客への営業収益	1,690,384	1,982,099	898,977	77,029	112,354	25,499	4,786,344	－	4,786,344
セグメント間の内部営業収益又は振替高	539	10,199	1,245	996	17,246	21,965	52,193	△52,193	－
計	1,690,924	1,992,298	900,222	78,026	129,601	47,464	4,838,538	△52,193	4,786,344
セグメント利益又は損失（△）	214,637	32,432	9,948	△95	33,778	2,304	293,005	△945	292,060
セグメント資産	1,077,608	1,048,661	541,929	21,026	1,565,291	153,852	4,408,369	△519,010	3,889,358
セグメント負債（有利子負債）	29,252	26,219	200,154	－	244,973	1,500	502,099	209,978	712,077
その他の項目									
減価償却費	73,291	28,626	14,010	667	20,331	2,588	139,514	480	139,994
のれん償却額	3,620	3,372	5,253	－	610	58	12,915	－	12,915
持分法適用会社への投資額	7,625	1,656	467	－	－	7,947	17,697	－	17,697
減損損失	4,301	7,238	2,059	428	97	334	14,460	－	14,460
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	147,051	37,376	14,763	719	23,891	2,995	226,797	3,371	230,168

（注）１　セグメント利益又は損失（△）の調整額△945百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。
２　セグメント資産の調整額△519,010百万円は、セグメント間取引消去および全社資産であります。
３　セグメント負債（有利子負債）の調整額209,978百万円は、全社負債であり、当社の社債であります。なお、各報告セグメントの残高は、内部取引消去後の金額であります。
４　セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（追加情報）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。

（参考情報）

所在地別の営業収益および営業利益は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

（単位：百万円）

	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客への営業収益	3,590,473	1,106,347	89,524	4,786,344	－	4,786,344
所在地間の内部営業収益又は振替高	444	101	－	546	△ 546	－
計	3,590,917	1,106,449	89,524	4,786,890	△ 546	4,786,344
営業利益	261,531	29,181	1,324	292,037	22	292,060

（注）１　国または地域の区分は、地理的近接度によっております。
２　その他の地域に属する国は、中国であります。

【関連情報】

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	北米	その他の地域	計
3,590,473	1,106,347	89,524	4,786,344

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	北米	その他の地域	計
1,072,898	245,108	2,167	1,320,174

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						計	全社・消去	連結財務諸表計上額
	コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	フードサービス事業	金融関連事業	その他の事業			
（のれん）									
当期償却額	3,620	3,372	5,253	－	610	58	12,915	－	12,915
当期末残高	48,844	48,892	74,974	－	10,976	931	184,619	－	184,619
（負ののれん）									
当期償却額	－	23	3	4	－	13	44	－	44
当期末残高	－	257	－	46	－	10	313	－	313

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前連結会計年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員の近親者	伊藤雅俊	－	－	－	（被所有）直接　1.9	－	寄附金受贈	5,000	－	－

（注）１　上記金額には消費税等は含まれておりません。

２　当社グループ企業が横断的に利用できる研修施設建設の資金として金銭にて受贈しております。

３　伊藤雅俊氏は、当社取締役　伊藤順朗の実父であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員の近親者	鈴木康弘	－	－	－	（被所有）直接　0.0	－	子会社の第三者割当増資に伴う払込	169	－	－

（注）１　上記金額には消費税等は含まれておりません。

２　取引条件および取引条件の決定方針等

払込金額は、第三者に算定を依頼し、その算定結果を参考に決定しております。

３　鈴木康弘氏は、当社代表取締役会長　鈴木敏文の実子であります。

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

該当事項はありません。

（開示対象特別目的会社関係）

前連結会計年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

１　開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

株式会社そごう・西武（旧株式会社西武百貨店）は、平成12年８月に店舗の土地、借地権および建物の一部について、不動産信託を設定し、当該信託受益権を特別目的会社である有限会社アセットイケセイに売却いたしました（以下、「証券化」という。）。一方、有限会社アセットイケセイとの間で匿名組合契約を締結し、匿名組合出資をするとともに、信託受託者から当該物件を賃借しておりました。

当該証券化については、平成22年９月24日付で当社の連結子会社である株式会社セブン&アイ・アセットマネジメントが有限会社アセットイケセイから信託受益権（固定資産）を取得し、当該信託受益権に関する不動産信託契約は同日付で解除しております。また、匿名組合契約についても同日付で契約を終了しております。

２　当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

	主な取引の金額又は当連結会計年度末残高（百万円）	主な損益	
		項目	金額（百万円）
未収配当金	－	匿名組合利益配当	2,886
匿名組合出資金	－	清算最終分配金	8,305
賃借取引	－	支払賃料（注）	6,090

（注）　当該物件の賃貸借契約は信託受託者との間で締結しており、支払賃料は、当該賃貸借契約に基づき信託受託者へ支払っている金額を記載しております。

なお、当連結会計年度においては、平成22年３月１日から平成22年９月23日までの賃料を支払っております。

当連結会計年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
１株当たり純資産額	1,927.09円	1,998.84円
１株当たり当期純利益金額	126.21円	146.96円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	126.15円	146.88円

（注）１　１株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
連結損益計算書上の当期純利益（百万円）	111,961	129,837
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	111,961	129,837
普通株式の期中平均株式数（千株）	887,128	883,499
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に用いられた当期純利益調整額の内訳（百万円） 少数株主利益	4	6
当期純利益調整額（百万円）	4	6
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の内訳（千株） 新株予約権	331	442
普通株式増加数（千株）	331	442

２　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成23年２月28日）	当連結会計年度 （平成24年２月29日）
純資産の部の合計額（百万円）	1,776,512	1,860,954
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	73,997	94,970
（うち新株予約権）	(981)	(1,222)
（うち少数株主持分）	(73,016)	(93,748)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	1,702,514	1,765,983
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	883,463	883,506

（重要な後発事象）

前連結会計年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当連結会計年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
平成23年３月11日に発生した東日本大震災により、被災地域の店舗等において多大な被害を受け、災害損失（特別損失に計上）として建物・設備等の滅失・原状回復費用等、商品の滅失、その他復旧等に係る費用等の発生を26,000百万円程度見込んでおります。	――――――

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日 平成年月日	前期末残高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	利率 （％）	担保	償還期限 平成年月日
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第１回無担保社債	20．７．３	39,998	39,998	1.48	無担保	25．６．20
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第２回無担保社債	20．７．３	29,992	29,994	1.68	無担保	27．６．19
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第３回無担保社債	20．７．３	29,982	29,984	1.94	無担保	30．６．20
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第４回無担保社債	22．６．29	30,000	30,000	0.541	無担保	27．６．19
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第５回無担保社債	22．６．29	20,000	20,000	0.852	無担保	29．６．20
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	（円建）第６回無担保社債	22．６．29	60,000	60,000	1.399	無担保	32．６．19
株式会社セブン銀行	（円建）第２回無担保社債	18.12．４	36,000 (36,000)	－	1.45	無担保	23.12.20
株式会社セブン銀行	（円建）第３回無担保社債	18.12．４	24,000	24,000	1.67	無担保	25.12.20
株式会社セブン銀行	（円建）第４回無担保社債	21．７．２	10,000	10,000 (10,000)	0.744	無担保	24．６．20
株式会社セブン銀行	（円建）第５回無担保社債	21．７．２	20,000	20,000	1.038	無担保	26．６．20
株式会社赤ちゃん本舗	（円建）第９回無担保社債	18．３．27	100 (100)	－	1.32	無担保	23．３．25
計		－	300,073 (36,100)	263,978 (10,000)	－	－	－

（注）１　（　）内書は、１年以内の償還予定額であります。

２　連結決算日後５年間の償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内 （百万円）	１年超２年以内 （百万円）	２年超３年以内 （百万円）	３年超４年以内 （百万円）	４年超５年以内 （百万円）
10,000	63,998	20,000	59,994	－

【借入金等明細表】

区分	前期末残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限 平成年月
短期借入金	108,330	139,690	0.43	－
１年以内に返済予定の長期借入金	127,187	88,786	0.84	－
１年以内に返済予定のリース債務	5,533	7,903	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	177,225	198,167	0.97	25.３～38.９
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	22,735	23,666	－	25.３～41.２
その他有利子負債				
コマーシャル・ペーパー	14,569	21,455	0.10	－
合計	455,580	479,669	－	－

（注）１　平均利率については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率によっております。

２　リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表上に計上しているため、記載しておりません。

３　長期借入金およびリース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）
長期借入金	37,923	80,540	52,944	18,391
リース債務	5,441	4,671	3,777	2,751
合計	43,365	85,211	56,721	21,142

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第１四半期 自平成23年３月１日 至平成23年５月31日	第２四半期 自平成23年６月１日 至平成23年８月31日	第３四半期 自平成23年９月１日 至平成23年11月30日	第４四半期 自平成23年12月１日 至平成24年２月29日
営業収益（百万円）	1,122,350	1,234,891	1,191,239	1,237,863
税金等調整前四半期純利益金額（百万円）	29,417	73,731	60,039	67,629
四半期純利益金額（百万円）	13,105	39,684	30,866	46,180
１株当たり四半期純利益金額（円）	14.83	44.92	34.94	52.27

2【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成23年２月28日）	当事業年度 （平成24年２月29日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	376	409
原材料及び貯蔵品	1	1
前払費用	254	271
繰延税金資産	－	4,613
未収入金	※1 13,339	※1 14,977
関係会社預け金	17,003	207
その他	※1 703	※1 737
流動資産合計	31,677	21,218
固定資産		
有形固定資産		
建物	87	105
減価償却累計額	△38	△47
建物（純額）	48	58
構築物	0	0
減価償却累計額	△0	△0
構築物（純額）	0	0
車両運搬具及び工具器具備品	50	87
減価償却累計額	△39	△52
車両運搬具及び工具器具備品（純額）	10	34
土地	2,712	2,712
建設仮勘定	38	3,153
有形固定資産合計	2,810	5,958
無形固定資産		
リース資産	1,314	1,726
その他	－	2
無形固定資産合計	1,314	1,729
投資その他の資産		
投資有価証券	13,379	14,337
関係会社株式	1,688,901	1,729,312
従業員に対する長期貸付金	6	19
関係会社長期預け金	110,000	110,000
前払年金費用	146	94
長期差入保証金	2,214	2,214
その他	22	27
投資その他の資産合計	1,814,670	1,856,005
固定資産合計	1,818,796	1,863,693
資産合計	1,850,473	1,884,912

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成23年２月28日）	当事業年度 （平成24年２月29日）
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	270,000	281,000
1年内返済予定の関係会社長期借入金	3	7
リース債務	※1 378	※1 564
未払金	※1 552	※1 1,267
未払費用	※1 1,048	※1 1,142
未払法人税等	162	63
前受金	※1 181	※1 186
賞与引当金	206	231
役員賞与引当金	36	52
その他	288	286
流動負債合計	272,859	284,803
固定負債		
社債	209,973	209,978
関係会社長期借入金	6	19
リース債務	※1 1,019	※1 1,271
繰延税金負債	―	514
長期預り金	※1 1,701	※1 1,700
固定負債合計	212,699	213,484
負債合計	485,559	498,287
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	875,496	875,496
その他資本剰余金	370,137	370,124
資本剰余金合計	1,245,634	1,245,621
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	74,619	95,587
利益剰余金合計	74,619	95,587
自己株式	△7,282	△7,169
株主資本合計	1,362,970	1,384,039
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,117	1,583
評価・換算差額等合計	1,117	1,583
新株予約権	826	1,001
純資産合計	1,364,914	1,386,624
負債純資産合計	1,850,473	1,884,912

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
営業収益		
受取配当金収入	※1　63,716	※1　71,533
経営管理料収入	※1　3,459	※1　3,762
業務受託料収入	※1　2,836	※1　2,751
営業収益合計	70,011	78,047
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	205	219
従業員給与・賞与	3,028	3,109
賞与引当金繰入額	206	231
法定福利及び厚生費	445	475
退職給付費用	250	275
地代家賃	644	616
支払手数料	738	699
その他	1,596	1,570
販売費及び一般管理費合計	7,115	7,198
営業利益	62,896	70,849
営業外収益		
受取利息	※1　1,021	※1　1,513
受取配当金	202	283
株式割当益	218	－
除斥配当金受入益	49	－
その他	18	63
営業外収益合計	1,510	1,860
営業外費用		
支払利息	※1　1,608	※1　1,814
社債利息	2,465	2,859
社債発行費償却	375	－
その他	33	5
営業外費用合計	4,482	4,679
経常利益	59,924	68,030
特別利益		
受贈益	7,000	－
特別利益合計	7,000	－
特別損失		
固定資産廃棄損	47	－
災害による損失	－	406
特別損失合計	47	406
税引前当期純利益	66,876	67,624
法人税、住民税及び事業税	4	3
法人税等調整額	－	△4,590
法人税等合計	4	△4,586
当期純利益	66,872	72,211

③【株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	50,000	50,000
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	875,496	875,496
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	875,496	875,496
その他資本剰余金		
前期末残高	419,384	370,137
当期変動額		
自己株式の処分	△2	△12
自己株式の消却	△49,244	－
当期変動額合計	△49,247	△12
当期末残高	370,137	370,124
資本剰余金合計		
前期末残高	1,294,881	1,245,634
当期変動額		
自己株式の処分	△2	△12
自己株式の消却	△49,244	－
当期変動額合計	△49,247	△12
当期末残高	1,245,634	1,245,621
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	57,781	74,619
当期変動額		
剰余金の配当	△50,034	△51,243
当期純利益	66,872	72,211
当期変動額合計	16,837	20,968
当期末残高	74,619	95,587
利益剰余金合計		
前期末残高	57,781	74,619
当期変動額		
剰余金の配当	△50,034	△51,243
当期純利益	66,872	72,211
当期変動額合計	16,837	20,968
当期末残高	74,619	95,587

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
自己株式		
前期末残高	△9,311	△7,282
当期変動額		
自己株式の取得	△47,256	△10
自己株式の処分	40	123
自己株式の消却	49,244	－
当期変動額合計	2,028	113
当期末残高	△7,282	△7,169
株主資本合計		
前期末残高	1,393,351	1,362,970
当期変動額		
剰余金の配当	△50,034	△51,243
当期純利益	66,872	72,211
自己株式の取得	△47,256	△10
自己株式の処分	38	110
当期変動額合計	△30,381	21,069
当期末残高	1,362,970	1,384,039
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	992	1,117
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	124	465
当期変動額合計	124	465
当期末残高	1,117	1,583
評価・換算差額等合計		
前期末残高	992	1,117
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	124	465
当期変動額合計	124	465
当期末残高	1,117	1,583
新株予約権		
前期末残高	633	826
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	193	175
当期変動額合計	193	175
当期末残高	826	1,001
純資産合計		
前期末残高	1,394,977	1,364,914
当期変動額		
剰余金の配当	△50,034	△51,243
当期純利益	66,872	72,211
自己株式の取得	△47,256	△10
自己株式の処分	38	110
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	318	641
当期変動額合計	△30,063	21,710
当期末残高	1,364,914	1,386,624

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
１　有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
２　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法 (2) ――――― (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引の開始日が平成21年２月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 (3) リース資産 同左
３　繰延資産の処理方法	社債発行費 支出時に全額費用計上しております。	―――――
４　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左

項目	前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
	(3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。 なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から償却処理をすることとしております。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号　平成20年７月31日）を適用しております。この変更が当事業年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。	(3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。 なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から償却処理をすることとしております。
５　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。	消費税等の会計処理方法 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
――――――	（資産除去債務に関する会計基準） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。 これによる損益への影響はありません。

【表示方法の変更】

前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
――――――	（損益計算書） 営業外収益の「除斥配当金受入益」は当事業年度において、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。 なお、当事業年度の「その他」に含まれている「除斥配当金受入益」は52百万円であります。

【追加情報】

前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
――――――	（連結納税制度導入に伴う会計処理） 当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果に関する当面の取扱い（その１）」（企業会計基準委員会　実務対応報告第５号　平成23年３月18日）および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（企業会計基準委員会　実務対応報告第７号　平成22年６月30日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成23年２月28日）	当事業年度 （平成24年２月29日）
※１　関係会社に関する注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収入金　544百万円 その他の流動資産　694百万円 リース債務（流動負債）　378百万円 未払金　147百万円 未払費用　359百万円 前受金　177百万円 リース債務（固定負債）　1,019百万円 長期預り金　1,664百万円	※１　関係会社に関する注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収入金　629百万円 その他の流動資産　734百万円 リース債務（流動負債）　564百万円 未払金　243百万円 未払費用　436百万円 前受金　179百万円 リース債務（固定負債）　1,271百万円 長期預り金　1,684百万円
２　偶発債務 債務保証は次のとおりであります。 (1) 関係会社である株式会社セブン・カードサービスの借入金に対するもの　10,000百万円 (2) 関係会社である株式会社セブン・カードサービスが資金決済に関する法律により保証している電子マネーに対するもの　4,739百万円	２　偶発債務 債務保証は次のとおりであります。 (1) 関係会社である株式会社セブン・カードサービスの借入金に対するもの　10,000百万円 (2) 関係会社である株式会社セブン・カードサービスが資金決済に関する法律により保証している電子マネーに対するもの　5,985百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
※１　関係会社との取引にかかるもの 受取配当金収入　63,716百万円 経営管理料収入　3,459百万円 業務受託料収入　2,835百万円 受取利息　1,020百万円 支払利息　1,608百万円	※１　関係会社との取引にかかるもの 受取配当金収入　71,533百万円 経営管理料収入　3,762百万円 業務受託料収入　2,750百万円 受取利息　1,513百万円 支払利息　1,814百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	2,965	20,008	20,015	2,958
合計	2,965	20,008	20,015	2,958

（注）１　普通株式の自己株式の株式数の増加20,008千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加20,000千株、単元未満株式の買取による増加８千株であります。

２　普通株式の自己株式の株式数の減少20,015千株は、消却による減少20,000千株、ストックオプションの行使による減少15千株および単元未満株式の売渡しによる減少０千株であります。

当事業年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	2,958	4	50	2,913
合計	2,958	4	50	2,913

（注）１　普通株式の自己株式の株式数の増加４千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

２　普通株式の自己株式の株式数の減少50千株は、ストックオプションの行使による減少50千株および単元未満株式の売渡しによる減少０千株であります。

（リース取引関係）

前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
１　リース取引開始日が平成21年２月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） （借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 工具、器具及び備品 取得価額相当額　16百万円 減価償却累計額相当額　15百万円 期末残高相当額　1百万円 ソフトウエア 取得価額相当額　11,865百万円 減価償却累計額相当額　10,080百万円 期末残高相当額　1,784百万円 (2) 未経過リース料期末残高相当額 １年内　1,039百万円 １年超　794百万円 合計　1,834百万円 (3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 支払リース料　2,717百万円 減価償却費相当額　2,605百万円 支払利息相当額　54百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	１　リース取引開始日が平成21年２月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） （借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 車両運搬具及び工具器具備品 取得価額相当額　4百万円 減価償却累計額相当額　4百万円 期末残高相当額　0百万円 ソフトウエア 取得価額相当額　4,361百万円 減価償却累計額相当額　3,593百万円 期末残高相当額　767百万円 (2) 未経過リース料期末残高相当額 １年内　707百万円 １年超　87百万円 合計　794百万円 (3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 支払リース料　1,064百万円 減価償却費相当額　1,017百万円 支払利息相当額　22百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左 (5) 利息相当額の算定方法 同左
２　オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　609百万円 １年超　1,319百万円 合計　1,929百万円	２　オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　611百万円 １年超　714百万円 合計　1,325百万円

（有価証券関係）

前事業年度（平成23年２月28日現在）

子会社株式および関連会社株式（貸借対照表計上額　子会社株式1,686,266百万円、関連会社株式2,635百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しております。

当事業年度（平成24年２月29日現在）

子会社株式および関連会社株式（貸借対照表計上額　子会社株式1,724,766百万円、関連会社株式4,546百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成23年２月28日）	当事業年度 （平成24年２月29日）
１　繰延税金資産の発生の主な原因別内訳	１　繰延税金資産の発生の主な原因別内訳
（繰延税金資産）　（百万円）	（繰延税金資産）　（百万円）
賞与引当金　83	賞与引当金　94
未払事業税・事業所税　69	未払事業税・事業所税　29
新株予約権　336	新株予約権　357
繰越欠損金　5,083	繰越欠損金　6,450
関係会社株式評価損　29,089	関係会社株式評価損　25,487
その他　19	その他　17
繰延税金資産小計　34,681	繰延税金資産小計　32,437
評価性引当額　△34,681	評価性引当額　△27,824
繰延税金資産合計　－	繰延税金資産合計　4,613
	（繰延税金負債）
	前払年金費用　△22
	その他有価証券評価差額金　△491
	繰延税金負債合計　△514
	繰延税金資産の純額　4,098
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳	２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳
（%）	（%）
法定実効税率　40.7	法定実効税率　40.7
（調整）	（調整）
受取配当金等永久に益金算入されない項目　△36.7	受取配当金等永久に益金算入されない項目　△43.1
評価性引当金の増減額　△4.1	評価性引当金の増減額　2.3
その他　0.1	連結納税による影響　△6.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率　0.0	その他　0.1
	税効果会計適用後の法人税等の負担率　△6.8
	３　法人税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成25年３月１日に開始する事業年度から平成27年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成28年３月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。この税率変更による影響額は軽微であります。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
１株当たり純資産額	1,543.99円	1,568.28円
１株当たり当期純利益金額	75.38円	81.73円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	75.35円	81.69円

（注）１　１株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）	当事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）
損益計算書上の当期純利益（百万円）	66,872	72,211
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	66,872	72,211
普通株式の期中平均株式数（千株）	887,147	883,521
当期純利益調整額（百万円）	－	－
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳（千株）		
新株予約権	331	442
普通株式増加数（千株）	331	442

２　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 （平成23年２月28日）	当事業年度末 （平成24年２月29日）
純資産の部の合計額（百万円）	1,364,914	1,386,624
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	826	1,001
（うち新株予約権）	(826)	(1,001)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	1,364,087	1,385,622
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	883,483	883,528

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額または償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	87	17	－	105	47	8	58
構築物	0	－	－	0	0	0	0
車両運搬具及び工具器具備品	50	36	－	87	52	12	34
土地	2,712	－	－	2,712	－	－	2,712
建設仮勘定	38	3,114	－	3,153	－	－	3,153
有形固定資産計	2,889	3,169	－	6,058	100	21	5,958
無形固定資産							
リース資産	1,816	870	－	2,686	959	458	1,726
その他	－	2	－	2	－	－	2
無形固定資産計	1,816	872	－	2,689	959	458	1,729

（注） 有形固定資産の当期増減額の主なものは、研修施設の建設によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
賞与引当金	206	231	206	－	231
役員賞与引当金	36	52	36	－	52

（２）【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ　現金及び預金

内訳	金額（百万円）
現金	0
預金の種類	
普通預金	409
計	409

ロ　原材料及び貯蔵品

区分	金額（百万円）
貯蔵品	
用度品他雑品	1
計	1

ハ　関係会社株式

銘柄	金額（百万円）
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	679,357
株式会社イトーヨーカ堂	584,055
株式会社そごう・西武	165,000
株式会社ヨークベニマル	157,007
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	57,233
その他	86,658
計	1,729,312

ニ　関係会社長期預け金

相手先	金額（百万円）
株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	110,000
計	110,000

負債の部

イ　関係会社短期借入金

相手先	金額（百万円）
株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	281,000
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	0
計	281,000

ロ　社債

銘柄	金額（百万円）	発行日付	利率（%）	償還期限
第１回無担保社債	39,998	平成20．７．３	年　1.48	平成25．６．20
第２回無担保社債	29,994	平成20．７．３	年　1.68	平成27．６．19
第３回無担保社債	29,984	平成20．７．３	年　1.94	平成30．６．20
第４回無担保社債	30,000	平成22．６．29	年　0.541	平成27．６．19
第５回無担保社債	20,000	平成22．６．29	年　0.852	平成29．６．20
第６回無担保社債	60,000	平成22．６．29	年　1.399	平成32．６．19
計	209,978			

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	３月１日から２月末日まで
定時株主総会	５月中
基準日	２月末日
剰余金の配当の基準日	８月31日 ２月末日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取り・買増し手数料	 （特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 （特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 ――――― 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載ＵＲＬ http://www.7andi.com/ir/koukoku.html
株主に対する特典	なし

（注）　当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 発行登録書
平成24年４月12日関東財務局長に提出

(2) 訂正発行登録書
平成23年５月27日関東財務局長に提出
平成23年５月31日関東財務局長に提出
平成23年７月14日関東財務局長に提出
平成23年10月13日関東財務局長に提出
平成24年１月12日関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書
事業年度（第６期）（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）平成23年５月27日関東財務局長に提出

(4) 内部統制報告書およびその添付書類
平成23年５月27日関東財務局長に提出

(5) 四半期報告書および確認書
（第７期第１四半期）（自　平成23年３月１日　至　平成23年５月31日）平成23年７月14日関東財務局長に提出
（第７期第２四半期）（自　平成23年６月１日　至　平成23年８月31日）平成23年10月13日関東財務局長に提出
（第７期第３四半期）（自　平成23年９月１日　至　平成23年11月30日）平成24年１月12日関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書
平成23年５月31日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年５月26日

株式会社　セブン&アイ・ホールディングス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木　輝夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷　秋洋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永井　　勝

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成22年３月１日から平成23年２月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成23年２月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年３月11日に発生した東日本大震災により、被災地域の店舗等において多大な被害を受けている。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成23年２月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスが平成23年２月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年５月28日

株式会社　セブン&アイ・ホールディングス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木　輝夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷　秋洋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永井　　勝

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成23年３月１日から平成24年２月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成24年２月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

２．連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、従来、フランチャイジーによる売上高、売上原価、販管費を同社の財務諸表に含めて認識していたが、当連結会計年度より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更している。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成24年２月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスが平成24年２月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年５月26日

株式会社　セブン&アイ・ホールディングス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木　輝夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷　秋洋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永井　　勝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成22年３月１日から平成23年２月28日までの第６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成23年２月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年５月28日

株式会社　セブン&アイ・ホールディングス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木　輝夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷　秋洋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永井　　勝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成23年３月１日から平成24年２月29日までの第７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成24年２月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年５月28日
【会社名】	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　村田　紀敏
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員　　高橋　邦夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町８番地８
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長村田紀敏及び取締役執行役員高橋邦夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年２月29日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社12社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社（44社）及び持分法適用関連会社（19社）については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループ内の事業の特性を考慮し、各事業拠点の前連結会計年度の営業総利益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結営業総利益の概ね２／３に達している４事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。